

令和 5 年度

水戸市包括外部監査報告書

水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する
財務事務の執行及び管理の状況について

令和 6 年 3 月

水戸市包括外部監査人

公認会計士 加藤 溪

目次

第1章	包括外部監査の概要.....	1
第1	監査の種類.....	1
第2	選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
第3	特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
第4	監査の対象期間.....	2
第5	監査の実施期間.....	2
第6	包括外部監査の実施方法.....	2
1	監査の着眼点.....	2
2	監査の実施方法.....	2
第7	監査従事者の資格及び氏名.....	2
第8	利害関係.....	3
第2章	包括外部監査対象の概要.....	4
第1	水戸市の財政・人口の状況.....	4
1	水戸市の財政状況.....	4
2	水戸市の人口の推移.....	16
第2	こども・子育て支援施策に関する状況.....	25
1	国におけるこども・子育て支援施策に関する状況.....	25
第3章	包括外部監査の結果（概要）.....	42
第1	監査の結果及び意見について.....	42
第2	監査結果及び意見のリスト.....	43
第4章	包括外部監査の結果（各論）.....	45
第1	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する状況.....	45
1	水戸市子ども・子育て支援事業計画.....	45
2	水戸市組織図.....	51

第2	こども政策課.....	56
1	事務分掌.....	56
2	監査の結果.....	57
第3	子育て支援課.....	86
1	事務分掌.....	86
2	監査の結果.....	98
第4	幼児保育課.....	121
1	事務分掌.....	121
2	監査の結果.....	138
第5	福祉指導課.....	150
1	事務分掌.....	150
2	監査の結果.....	150

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について

第3 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

従前より問題視されていた日本の少子高齢化社会の進展により2022年の出生数が80万人を割り込むことが見込まれるなど、社会機能維持の低下のリスクがより高まっていることにより、その対策の必要性がより一層重要視されてきている。国政においては、2023年の年頭に首相から「異次元の少子化対策」への挑戦の表明があったことや、こども・子育て支援施策の一元的な実施のためにこども家庭庁を2023年4月に新設するなど、国を挙げてこの問題に取り組む姿勢を見せている。

水戸市においても令和2年7月策定の水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、安心して子どもを生み育てられるまち・水戸を目指す取り組みを行っている。さらに、組織再編により令和4年度にこども部を新設し、こども・子育て支援施策に関わる部署の再編を行い、施策の充実や新たな政策の立案に取り組むなど市政の重要政策として位置付けている。

このような、こども・子育て支援施策の重要性の高まりや、こども・子育て支援施策が将来への投資でもあり、今後の市の発展に大きな影響を及ぼす状況下において、こども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況を監査することは意義があると考え、令和5年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

第4 監査の対象期間

原則として令和4年度を対象とし、必要に応じて令和3年度以前も対象とした。また、選定した監査する事件（テーマ）に関連する長期事業計画についても対象とする。

第5 監査の実施期間

令和5年7月10日から令和6年3月31日まで

第6 包括外部監査の実施方法

1 監査の着眼点

こども・子育て支援施策が条例、規則等の法令に準拠し、また、長期事業計画に基づき実施されているかという準拠性や目的適合性、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の観点から監査を行う。

2 監査の実施方法

- ・監査対象とした関係部局に対する質問、保管する文書の閲覧
- ・監査対象とした事業に関連する関係機関の視察、関係文書の閲覧
- ・その他必要と認めた手続き

第7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 溪
---------	-------	------

監査補助者	公認会計士	小沼 俊哉
-------	-------	-------

監査補助者	公認会計士	木谷 友紀
-------	-------	-------

第 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 水戸市の財政・人口の状況

1 水戸市の財政状況

令和4年度の水戸市の財政状況は一般会計で歳入額が約1,409億円、歳出が約1,357億円となり実質収支額は約42億円と前年度より約18億円実質収支額が減少した。財政調整基金については、前年度と比較して約11億円増加したものの、一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は、前年度と比較して約10億円減少した。さらに、一般会計と特別会計を合わせた市債残高は新市民会館整備事業等の進捗により前年度と比較して約94億円増加するなど、依然として厳しい財政状況が続いている。

令和2年度から4年度までの各年度における会計ごとの決算金額、実質収支額の推移は次のとおり。

令和4年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C)－(D)
				(D)	
一般会計	140,902,116,596	135,703,154,905	5,198,961,691	962,566,715	4,236,394,976
特別会計	56,896,940,088	52,292,497,216	4,604,442,872	124,716,000	4,479,726,872
国民健康保険会計	23,704,527,337	21,690,005,837	2,014,521,500	0	2,014,521,500
公設地方卸売市場会計	1,459,268,584	738,922,575	720,346,009	19,700,000	700,646,009
駐車場事業会計	819,057,515	770,862,043	48,195,472	16,000	48,179,472
農業集落排水事業会計	777,415,322	749,751,303	27,664,019	0	27,664,019
東前第二土地区画整理事業会計	257,386,776	117,342,676	140,044,100	105,000,000	35,044,100
公共用地先行取得事業会計	208,582,561	208,582,561	0	0	0
介護保険会計	25,760,583,865	24,162,323,347	1,598,260,518	0	1,598,260,518
介護サービス事業会計	76,402,397	53,422,380	22,980,017	0	22,980,017
後期高齢者医療会計	3,804,938,415	3,799,699,906	5,238,509	0	5,238,509
母子父子寡婦福祉資金会計	28,777,316	1,584,588	27,192,728	0	27,192,728
合 計	197,799,056,684	187,995,652,121	9,803,404,563	1,087,282,715	8,716,121,848

令和3年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C) - (D)
				(D)	
一般会計	140,927,399,337	134,123,623,378	6,803,775,959	769,757,936	6,034,018,023
特別会計	55,572,588,037	51,835,819,282	3,736,768,755	79,598,000	3,657,170,755
国民健康保険会計	23,458,623,772	21,824,102,548	1,634,521,224	0	1,634,521,224
公設地方卸売市場会計	1,547,979,384	898,412,274	649,567,110	17,500,000	632,067,110
駐車場事業会計	654,696,039	637,071,967	17,624,072	98,000	17,526,072
農業集落排水事業会計	761,077,789	726,706,128	34,371,661	0	34,371,661
東前第二土地区画整理事業会計	226,087,543	131,612,264	94,475,279	62,000,000	32,475,279
公共用地先行取得事業会計	198,788,661	198,788,661	0	0	0
介護保険会計	25,025,642,819	23,761,125,906	1,264,516,913	0	1,264,516,913
介護サービス事業会計	59,840,332	43,388,263	16,452,069	0	16,452,069
後期高齢者医療会計	3,620,373,977	3,613,543,411	6,830,566	0	6,830,566
母子父子寡婦福祉資金会計	19,477,721	1,067,860	18,409,861	0	18,409,861
合 計	196,499,987,374	185,959,442,660	10,540,544,714	849,355,936	9,691,188,778

令和2年度各会計決算

(単位：円)

区分	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額 (C) - (D)
				(D)	
一般会計	156,934,743,127	151,415,354,357	5,519,388,770	1,580,160,256	3,939,228,514
特別会計	54,045,837,171	51,303,640,285	2,742,196,886	126,295,000	2,615,901,886
国民健康保険会計	22,423,781,788	21,488,500,586	935,281,202	0	935,281,202
公設地方卸売市場会計	1,599,115,550	1,003,948,807	595,166,743	77,100,000	518,066,743
駐車場事業会計	176,396,302	162,477,864	13,918,438	0	13,918,438
農業集落排水事業会計	882,461,471	847,421,585	35,039,886	4,000,000	31,039,886
東前第二土地区画整理事業会計	219,538,692	90,228,564	129,310,128	45,195,000	84,115,128
公共用地先行取得事業会計	170,044,199	170,044,199	0	0	0
介護保険会計	24,920,685,584	23,904,840,081	1,015,845,503	0	1,015,845,503
介護サービス事業会計	51,127,067	44,637,863	6,489,204	0	6,489,204
後期高齢者医療会計	3,592,463,295	3,589,810,475	2,652,820	0	2,652,820
母子父子寡婦福祉資金会計	10,223,223	1,730,261	8,492,962	0	8,492,962
合 計	210,980,580,298	202,718,994,642	8,261,585,656	1,706,455,256	6,555,130,400

令和2～4年度各会計決算実質収支額比較表

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度 (A)	令和4年度 (B)	(B)－(A) (C)	(C)÷(A) (D)
一般会計	3,939,228,514	6,034,018,023	4,236,394,976	△1,797,623,047	△29.8%
特別会計	2,615,901,886	3,657,170,755	4,479,726,872	822,556,117	22.5%
国民健康保険会計	935,281,202	1,634,521,224	2,014,521,500	380,000,276	23.2%
公設地方卸売市場会計	518,066,743	632,067,110	700,646,009	68,578,899	10.8%
駐車場事業会計	13,918,438	17,526,072	48,179,472	30,653,400	174.9%
農業集落排水事業会計	31,039,886	34,371,661	27,664,019	△6,707,642	△19.5%
東前第二土地区画整理事業会計	84,115,128	32,475,279	35,044,100	2,568,821	7.9%
公共用地先行取得事業会計	0	0	0	-	-
介護保険会計	1,015,845,503	1,264,516,913	1,598,260,518	333,743,605	26.4%
介護サービス事業会計	6,489,204	16,452,069	22,980,017	6,527,948	39.7%
後期高齢者医療会計	2,652,820	6,830,566	5,238,509	△1,592,057	△23.3%
母子父子寡婦福祉資金会計	8,492,962	18,409,861	27,192,728	8,782,867	47.7%
合 計	6,555,130,400	9,691,188,778	8,716,121,848	△975,066,930	△10.1%

水戸市の財政統計（普通会計）の主要指標の推移と各指標の意味については次のとおり。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質収支額（千円）	3,719,584	3,062,152	3,091,879	3,940,675	6,049,354	4,259,081
実質収支比率（％）	6.6	5.4	5.5	6.7	9.7	7.0
経常収支比率（％）	93.8	95.5	96.9	95.4	92.4	95.5
財政力指数	0.85	0.86	0.86	0.86	0.83	0.81
実質公債費比率（％） （3か年平均）	9.1	9.3	9.5	9.4	9.3	9.2
将来負担比率（％）	106.7	121.1	132.4	129.4	123.1	132.9

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

水戸市においては

- ・一般会計
- ・東前第二土地区画整理事業会計の一部
- ・公共用地先行取得事業会計
- ・母子父子寡婦福祉資金会計

の4会計を合算した金額となっている。

実質収支額

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。

実質収支比率

実質収支比率は、実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合をいう。この比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。3～5%が望ましいとされる。

令和4年度の比率は7.0%となり、前年度と比較して2.7ポイント低下している。

経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、臨時財政対策債などの合計額に占める割合をいう。

令和４年度の比率は 95.5% となり、前年度と比較して 3.1 ポイント上昇している。

令和４年度の茨城県市町村平均は 91.0%、全国市町村平均は 92.2% であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っており、他市町村と比較して財政の硬直化がより大きく生じているといえる。

財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値を言う。この指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

令和４年度の指数は 0.81 となり、前年度と比較して 0.02 ポイント低下している。

令和４年度の茨城県市町村平均は 0.68、全国市町村平均は 0.49 であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っており、相対的に財源に余裕がある状況となっている。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去３年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が 18% 以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25% 以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35% 以上の団体については、さらにその制

限の度合いが高まる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも 35%としている。

令和 4 年度の比率は 9.2%となり、前年度と比較して 0.1 ポイント低下している。令和 4 年度の茨城県市町村平均は 6.4%、全国市町村平均は 5.5%であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より上回っている状況となっている。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は 350%、都道府県及び政令指定都市は 400%としている

水戸市の将来負担比率の計算過程を含めた推移については次のとおり。

水戸市将来負担比率の推移

単位：千円

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等に係る地方債の現在高	一般会計	117,866,337	123,479,082	132,298,486	139,201,010	148,484,872
	公共用地先行取得事業会計	1,222,300	1,084,300	916,720	719,980	512,984
	計	119,088,637	124,563,382	133,215,206	139,920,990	148,997,856
債務負担行為に基づく支出予定額		2				
公営企業債等の元金償還に対する一般会計等繰入見込額		3	55,670,712	54,025,560	51,465,469	49,001,670
一部事務組合等の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額		4	28,534	13,878	7,612	3,362
退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額		5	13,337,668	13,216,313	13,056,352	12,809,879
設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込み額		6	91,723	44,825		
連結実質赤字額		7				
組合等の連結実質赤字額相当額に対する一般会計等負担見込み額		8				
将来負担見込額		1~8 計 A	188,217,274	191,863,958	197,744,639	201,735,901
充当可能基金現在高		9	9,199,185	4,292,449	4,410,776	6,635,343
充当可能特定収入見込額		10	15,818,613	17,177,765	18,632,744	18,363,669
基準財政需要額参入見込額		11	105,525,233	107,162,661	109,259,072	110,921,758
充当可能財源等		9~11 計 B	130,543,031	128,632,875	132,302,592	135,920,770
基準財政需要額に算入された公債費		C	8,725,708	8,610,686	8,532,941	8,698,512
標準財政規模		D	56,344,126	56,364,956	59,074,989	62,124,745
将来負担比率		(A - B) / (D - C) × 100		121.1%	132.4%	129.4%
					123.1%	132.9%

令和４年度の比率は 132.9% となり、前年度と比較して 9.8 ポイント上昇している。

その主な要因は、一般会計等に係る地方債の現在高として、令和４年度は新市民会館整備事業等の進捗により前年度として比較して約 91 億円増加していることである。

令和４年度の茨城県市町村平均は 22.4%、全国市町村平均は 8.8% であり、茨城県市町村平均及び全国市町村平均より大きく上回っており、将来財政を圧迫する可能性がやや高い状況となっている。

水戸市の一般会計の歳入・歳出について、直近３年間における款別の金額は次の表のとおり。

水戸市一般会計歳入金額

款別収入済額

単位：千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市税	41,705,492	41,214,248	42,089,956
地方譲与税	783,561	800,053	801,505
利子割交付金	31,993	25,422	14,394
配当割交付金	153,436	243,254	209,412
株式等譲渡所得割交付金	213,927	290,222	166,004
法人事業税交付金	464,205	797,322	934,605
地方消費税交付金	6,148,864	6,693,886	7,023,296
ゴルフ場利用税交付金	61,233	70,661	68,284
自動車取得税交付金			868
環境性能割交付金	55,725	67,985	75,256
国有提供施設等所在市町村助成交付金	383	345	300
地方特例交付金	297,241	828,065	330,343
地方交付税	8,707,824	10,299,653	10,493,908
交通安全対策特別交付金	42,322	39,445	33,972
分担金及び負担金	2,060,253	2,136,578	2,109,046
使用料及び手数料	2,252,348	2,241,477	2,230,595
国庫支出金	56,143,400	38,359,972	32,604,521
県支出金	8,926,845	8,810,840	9,473,240
財産収入	68,537	143,620	138,692
寄附金	320,970	238,163	299,687
繰入金	1,801,921	225,289	2,089,614
繰越金	5,628,853	5,519,388	6,803,775
諸収入	2,809,307	3,877,304	3,303,738
市債	18,256,100	18,004,200	19,607,100
合計	156,934,743	140,927,399	140,902,116

水戸市一般会計歳出金額

款別支出済額

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
議会費	534,510	530,156	511,287
総務費	42,064,475	16,232,376	21,359,499
民生費	45,478,377	52,943,158	51,071,568
衛生費	12,375,460	12,762,189	10,620,673
労働費	47,572	43,824	47,401
農林水産業費	2,458,915	1,811,649	2,312,683
商工費	1,880,775	1,713,155	1,758,991
土木費	17,483,849	18,331,354	18,600,048
消防費	3,905,387	3,936,130	4,865,099
教育費	14,603,281	14,237,501	13,818,404
災害復旧費	564,218		
公債費	10,018,532	11,582,124	10,737,497
予備費			
合計	151,415,354	134,123,623	135,703,154

令和２年度には国による新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業等により歳入においては国庫支出金の金額が、歳出においては総務費の金額が増大していたが、以後は新型コロナウイルス感染対策に係る国庫支出金等の影響が緩和し、直近の３年間に於いて歳入総額・歳出総額ともに減少傾向にある。

歳出について性質別に集計した金額は次の表のとおり。

水戸市一般会計歳出金額

性質別支出済額

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
義務的経費	60,813,439	63,200,971	63,121,534
人件費	17,977,167	17,975,095	18,046,247
扶助費	32,821,211	33,643,794	34,338,037
公債費	10,015,060	11,582,081	10,737,249
投資的経費	25,011,671	23,827,079	25,785,829
普通建設事業費	24,447,452	23,827,079	25,785,829
災害復旧事業費	564,218	0	0
その他の経費	65,590,243	47,095,572	46,795,790
物件費	16,040,759	17,455,930	18,502,174
維持補修費	457,285	438,154	462,725
補助費等	35,956,791	15,517,910	12,563,571
積立金	1,769,910	2,251,165	3,665,163
投資及び出資金	4,700	1,200	0
貸付金	105,600	117,900	126,800
繰出金	11,255,196	11,313,309	11,475,355
合計	151,415,354	134,123,623	135,703,154

款別の歳出における状況と同様、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業等によりその他の経費の補助費等の金額が増大していたが、以後は新型コロナウイルス感染症対策に係る影響が緩和している。歳出のうち、その支出が法令等で義務付けられている義務的経費については社会保障制度の一環として支出される扶助費の金額が増加傾向にある。その他の経費のうち、基金への積立額であるその他の経費の積立金の金額が増加傾向にはあるが、一般会計歳出総

額として減少傾向にある。

こども・子育て支援施策に関する主な歳出は民生費における児童福祉費、衛生費における保健所費、教育費における幼稚園費に含まれるため、それらの推移を表すと次の表のとおり。

民生費の項別推移

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
社会福祉費	19,744,274	22,917,316	23,477,643
児童福祉費	16,414,512	20,728,196	18,312,454
生活保護費	9,301,327	9,291,544	9,280,024
災害救助費	18,263	6,101	1,445
合計	45,478,377	52,943,158	51,071,568

衛生費の項別推移

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保健所費	3,175,112	6,471,200	5,107,548
母子保健費			703,871
墓園斎場費	233,327	314,431	423,076
清掃費	8,925,435	5,885,497	4,313,636
上水道費	41,585	91,060	72,540
合計	12,375,460	12,762,189	10,620,673

※母子保健費については令和3年度までは項別では保健所費に含まれていたが、令和4年度より独立した項となっている。

教育費の項別推移

単位：千円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育総務費	1,207,729	1,325,360	1,268,124
小学校費	6,357,800	6,068,527	5,679,716
中学校費	1,299,650	1,312,475	878,434
幼稚園費	2,280,983	2,299,801	2,305,052
社会教育費	1,243,330	958,617	975,591
保健体育費	2,213,786	2,272,718	2,711,484
合計	14,603,281	14,237,501	13,818,404

民生費における児童福祉費では新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯臨時特別給付金を令和3年度において支出したため大幅な変動があるが、全体としてはこども・子育て支援施策に関する歳出は増加傾向にある。

2 水戸市の人口の推移

水戸市の人口は 1975 年以降、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）の増加と団塊ジュニア世代（1971 ～ 1974 年生まれ）の誕生による年少人口（0 ～ 14 歳）の増加、さらに、1992 年の常澄村、2005 年の内原町との合併等により、増加を続けていたが、近年は横ばいかやや減少傾向となっている。

直近の 10 年間の常住人口の推移としては、平成 25 年 1 月 1 日時点の 270,026 人、令和 5 年 1 月 1 日時点では 269,203 人と 10 年間で 823 人減少している。水戸市の総人口及び年齢 3 区分別人口については次の表のとおり。

なお、人口数については茨城県常住人口調査結果報告書より各年度の水戸市の人口を抜粋し、記載している。年齢別の人口構成についても同様である。

水戸市常住人口推移

単位：人

区分	平成25年1月1日	令和5年1月1日	増減数	増減率
総人口	270,026	269,203	△ 823	△0.3%
年少人口 (0-14歳)	36,580	32,494	△ 4,086	△11.2%
生産年齢人口 (15-64歳)	168,757	157,472	△ 11,285	△6.7%
老年人口 (65歳以上)	60,958	71,631	10,673	17.5%
年齢不詳	3,731	7,606	-	-

総人口では若干の減少ではあるが、年齢 3 区分別にみると、平成 25 年から令和 5 年までの 10 年間に於いて、年少人口（0～14 歳）が 11.2%の減少、生産年齢人口（15～64 歳）が 6.7%の減少であるのに対し、老年人口（65 歳以上）は 17.5%の増加となっている。総人口が減少していることから考えると、少子高齢化が進行しており、特に年少人口の減少率が生産年齢人口の減少率を上回っていることから少子

化の進行が一段と進んでいるといえる。

さらに、年齢別の人口構成は次の表のとおり。

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H25.1.1	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1	H30.1.1
総数	270,026	271,077	271,070	270,898	271,082	271,094
年齢						
0	2,384	2,387	2,305	2,321	2,347	2,388
1	2,442	2,441	2,440	2,173	2,339	2,408
2	2,362	2,422	2,390	2,295	2,132	2,305
3	2,432	2,386	2,414	2,214	2,299	2,105
4	2,324	2,411	2,336	2,242	2,225	2,282
5	2,358	2,315	2,386	2,196	2,228	2,233
6	2,391	2,369	2,322	2,407	2,196	2,208
7	2,305	2,413	2,370	2,281	2,412	2,186
8	2,480	2,317	2,407	2,371	2,284	2,416
9	2,429	2,490	2,321	2,352	2,350	2,271
10	2,437	2,436	2,484	2,303	2,362	2,349
11	2,486	2,430	2,413	2,419	2,312	2,374
12	2,591	2,497	2,426	2,402	2,425	2,313
13	2,566	2,579	2,474	2,377	2,398	2,428
14	2,593	2,565	2,564	2,450	2,386	2,402
15	2,707	2,580	2,561	2,566	2,450	2,382
16	2,629	2,697	2,582	2,653	2,564	2,455
17	2,472	2,637	2,699	2,630	2,667	2,565
18	2,724	2,499	2,637	2,771	2,611	2,661
19	2,583	2,717	2,497	2,729	2,792	2,645
20	2,656	2,611	2,719	2,316	2,715	2,816
21	2,672	2,667	2,589	2,386	2,309	2,736
22	2,407	2,732	2,657	2,319	2,406	2,319
23	2,499	2,473	2,766	2,392	2,312	2,401
24	2,620	2,546	2,487	2,426	2,470	2,306
25	2,745	2,736	2,563	2,472	2,449	2,447
26	2,879	2,840	2,774	2,450	2,488	2,471
27	2,892	2,968	2,847	2,718	2,531	2,541
28	3,106	2,947	2,981	2,860	2,750	2,605
29	3,202	3,176	3,015	3,025	2,871	2,781
30	3,310	3,279	3,221	3,035	3,068	2,892
31	3,311	3,340	3,285	3,242	3,050	3,079
32	3,337	3,347	3,372	3,258	3,287	3,049
33	3,414	3,342	3,362	3,382	3,303	3,302
34	3,567	3,456	3,336	3,423	3,374	3,298
35	3,671	3,632	3,457	3,315	3,423	3,365
36	3,891	3,707	3,658	3,351	3,275	3,406
37	3,964	3,923	3,700	3,676	3,323	3,254
38	4,263	3,993	3,933	3,633	3,684	3,357
39	4,442	4,267	3,981	3,891	3,621	3,695
40	4,441	4,427	4,266	3,945	3,882	3,617
41	4,178	4,405	4,429	4,224	3,976	3,883
42	4,143	4,191	4,390	4,408	4,207	3,946
43	3,951	4,111	4,176	4,364	4,378	4,199
44	3,939	3,967	4,079	4,170	4,363	4,370
45	4,103	3,939	3,963	4,088	4,165	4,337
46	2,906	4,109	3,918	3,853	4,067	4,172
47	3,759	2,875	4,093	3,872	3,853	4,050
48	3,558	3,751	2,889	4,083	3,871	3,816
49	3,440	3,529	3,741	2,882	4,073	3,875

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H25.1.1	H26.1.1	H27.1.1	H28.1.1	H29.1.1	H30.1.1
50	3,268	3,415	3,528	3,668	2,889	4,058
51	3,245	3,281	3,422	3,499	3,683	2,882
52	3,331	3,241	3,264	3,418	3,492	3,687
53	3,263	3,332	3,220	3,247	3,402	3,466
54	3,199	3,254	3,308	3,219	3,252	3,384
55	3,075	3,196	3,218	3,258	3,193	3,247
56	3,294	3,061	3,194	3,210	3,247	3,186
57	3,331	3,281	3,049	3,163	3,201	3,219
58	3,320	3,309	3,276	2,995	3,147	3,194
59	3,446	3,302	3,295	3,248	2,974	3,140
60	3,621	3,407	3,284	3,294	3,227	2,956
61	3,628	3,600	3,392	3,224	3,267	3,209
62	3,968	3,608	3,583	3,397	3,210	3,262
63	4,218	3,956	3,591	3,585	3,381	3,193
64	4,169	4,202	3,926	3,587	3,551	3,354
65	4,167	4,132	4,176	3,864	3,549	3,518
66	2,949	4,124	4,090	4,105	3,829	3,523
67	2,680	2,918	4,090	4,063	4,069	3,793
68	3,184	2,661	2,885	3,957	4,029	4,030
69	3,425	3,158	2,630	2,851	3,927	3,984
70	3,102	3,386	3,113	2,565	2,826	3,884
71	3,202	3,068	3,349	3,090	2,529	2,797
72	3,075	3,159	3,032	3,265	3,062	2,494
73	2,564	3,038	3,117	3,013	3,225	3,015
74	2,465	2,532	2,986	3,083	2,972	3,176
75	2,651	2,422	2,487	2,936	3,027	2,925
76	2,546	2,607	2,375	2,431	2,886	2,962
77	2,602	2,489	2,554	2,321	2,388	2,835
78	2,171	2,527	2,440	2,495	2,262	2,320
79	2,197	2,110	2,434	2,405	2,432	2,209
80	2,167	2,123	2,048	2,367	2,329	2,376
81	1,934	2,091	2,044	2,002	2,280	2,251
82	1,829	1,863	2,000	1,990	1,924	2,193
83	1,646	1,743	1,795	1,916	1,916	1,848
84	1,593	1,563	1,648	1,725	1,818	1,829
85	1,443	1,492	1,477	1,554	1,632	1,725
86	1,332	1,364	1,405	1,416	1,450	1,547
87	1,099	1,249	1,264	1,318	1,316	1,346
88	992	1,001	1,155	1,153	1,218	1,197
89	849	895	915	1,007	1,050	1,111
90	690	735	802	815	900	942
91	591	599	651	702	734	816
92	477	525	537	556	619	649
93	336	404	458	449	478	544
94	247	278	341	355	371	390
95	193	205	226	243	286	308
96	151	151	169	177	198	235
97	126	119	111	116	138	148
98	94	90	100	73	90	104
99	73	74	63	84	58	68
100～	116	132	147	144	157	135
年齢不詳	3,731	3,731	3,731	6,669	6,669	6,669

注）総数には年齢不詳を含む。

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1	R5.1.1	10年間 増減数	10年間 増減率
総数	270,336	269,763	269,231	270,349	269,203	△ 823	△0.3%
年齢							
0	2,154	2,085	1,946	1,926	1,820	△ 564	△23.6%
1	2,407	2,213	2,152	1,933	1,956	△ 486	△19.9%
2	2,343	2,396	2,181	2,075	1,916	△ 446	△18.4%
3	2,295	2,313	2,382	2,077	2,056	△ 376	△15.8%
4	2,056	2,272	2,286	2,254	2,077	△ 247	△10.2%
5	2,265	2,039	2,281	2,205	2,252	△ 106	△4.6%
6	2,195	2,267	2,037	2,274	2,189	△ 202	△8.5%
7	2,194	2,162	2,250	2,182	2,261	△ 44	△1.8%
8	2,171	2,193	2,154	2,303	2,181	△ 299	△12.9%
9	2,412	2,180	2,187	2,233	2,301	△ 128	△5.1%
10	2,255	2,418	2,167	2,276	2,233	△ 204	△8.4%
11	2,346	2,245	2,404	2,257	2,261	△ 225	△9.3%
12	2,373	2,347	2,264	2,436	2,261	△ 330	△13.2%
13	2,298	2,371	2,337	2,298	2,428	△ 138	△5.4%
14	2,423	2,303	2,370	2,364	2,302	△ 291	△11.3%
15	2,411	2,420	2,298	2,423	2,354	△ 353	△13.7%
16	2,389	2,425	2,420	2,327	2,417	△ 212	△7.9%
17	2,471	2,400	2,433	2,541	2,337	△ 135	△5.1%
18	2,571	2,456	2,423	2,488	2,572	△ 152	△6.1%
19	2,672	2,605	2,492	2,481	2,514	△ 69	△2.5%
20	2,659	2,654	2,612	2,520	2,495	△ 161	△6.2%
21	2,764	2,602	2,646	2,464	2,514	△ 158	△5.9%
22	2,778	2,785	2,631	2,392	2,504	97	3.6%
23	2,311	2,762	2,715	2,434	2,449	△ 50	△2.0%
24	2,418	2,298	2,780	2,381	2,393	△ 227	△8.9%
25	2,306	2,467	2,363	2,497	2,372	△ 373	△13.6%
26	2,435	2,356	2,442	2,404	2,569	△ 310	△10.9%
27	2,454	2,463	2,372	2,577	2,386	△ 506	△17.0%
28	2,560	2,440	2,504	2,499	2,590	△ 516	△17.5%
29	2,596	2,599	2,463	2,612	2,501	△ 701	△22.1%
30	2,808	2,669	2,629	2,636	2,618	△ 692	△21.1%
31	2,897	2,800	2,682	2,741	2,642	△ 669	△20.0%
32	3,070	2,896	2,844	2,867	2,719	△ 618	△18.5%
33	3,050	3,059	2,926	3,072	2,842	△ 572	△17.1%
34	3,286	3,020	3,052	3,106	3,022	△ 545	△15.8%
35	3,270	3,274	3,052	3,143	3,123	△ 548	△15.1%
36	3,367	3,289	3,252	3,154	3,147	△ 744	△20.1%
37	3,418	3,350	3,279	3,271	3,155	△ 809	△20.6%
38	3,255	3,438	3,360	3,402	3,274	△ 989	△24.8%
39	3,365	3,248	3,466	3,431	3,396	△ 1,046	△24.5%
40	3,684	3,356	3,268	3,458	3,425	△ 1,016	△23.0%
41	3,643	3,665	3,348	3,370	3,443	△ 735	△16.7%
42	3,851	3,644	3,660	3,443	3,367	△ 776	△18.5%
43	3,944	3,851	3,649	3,645	3,426	△ 525	△12.8%
44	4,190	3,967	3,825	3,737	3,630	△ 309	△7.8%
45	4,356	4,179	3,955	3,935	3,731	△ 372	△9.4%
46	4,357	4,353	4,154	4,011	3,931	1,025	24.9%
47	4,147	4,345	4,370	4,203	4,011	252	8.8%
48	4,042	4,124	4,324	4,373	4,183	625	16.7%
49	3,821	4,034	4,134	4,386	4,372	932	26.4%

水戸市の常住人口（年齢別）

単位：人

	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1	R5.1.1	10年間 増減数	10年間 増減率
50	3,848	3,829	4,013	4,150	4,389	1,121	32.8%
51	4,042	3,820	3,821	4,016	4,120	875	26.7%
52	2,890	4,013	3,821	3,869	4,022	691	21.3%
53	3,674	2,869	4,008	3,859	3,888	625	18.8%
54	3,433	3,650	2,856	4,020	3,827	628	19.3%
55	3,361	3,421	3,629	2,837	4,023	948	29.7%
56	3,239	3,332	3,407	3,646	2,842	△ 452	△14.8%
57	3,189	3,228	3,316	3,418	3,623	292	8.9%
58	3,214	3,177	3,223	3,351	3,398	78	2.4%
59	3,178	3,194	3,165	3,186	3,342	△ 104	△3.1%
60	3,119	3,156	3,177	3,168	3,179	△ 442	△13.0%
61	2,933	3,094	3,130	3,155	3,140	△ 488	△13.6%
62	3,200	2,917	3,083	3,088	3,139	△ 829	△23.0%
63	3,263	3,179	2,886	3,045	3,074	△ 1,144	△28.9%
64	3,178	3,246	3,171	2,864	3,042	△ 1,127	△26.8%
65	3,339	3,163	3,223	3,089	2,832	△ 1,335	△32.3%
66	3,485	3,308	3,144	3,162	3,063	114	2.8%
67	3,481	3,467	3,278	3,115	3,147	467	16.0%
68	3,765	3,440	3,426	3,193	3,086	△ 98	△3.7%
69	3,992	3,715	3,414	3,380	3,160	△ 265	△8.4%
70	3,930	3,962	3,688	3,370	3,332	230	6.8%
71	3,843	3,891	3,917	3,636	3,320	118	3.8%
72	2,755	3,801	3,852	3,884	3,593	518	16.4%
73	2,437	2,712	3,752	3,736	3,829	1,265	41.6%
74	2,966	2,402	2,690	3,679	3,676	1,211	47.8%
75	3,128	2,920	2,366	2,633	3,616	965	39.8%
76	2,857	3,066	2,870	2,309	2,566	20	0.8%
77	2,900	2,803	2,987	2,778	2,255	△ 347	△13.9%
78	2,764	2,842	2,747	2,930	2,703	532	21.1%
79	2,236	2,699	2,750	2,666	2,853	656	31.1%
80	2,141	2,163	2,609	2,605	2,608	441	20.8%
81	2,294	2,055	2,071	2,519	2,504	570	27.3%
82	2,171	2,222	1,972	1,997	2,434	605	32.5%
83	2,098	2,063	2,144	1,897	1,939	293	16.8%
84	1,761	2,011	1,988	1,998	1,796	203	13.0%
85	1,725	1,681	1,912	1,858	1,871	428	28.7%
86	1,601	1,624	1,591	1,790	1,715	383	28.1%
87	1,452	1,488	1,507	1,452	1,686	587	47.0%
88	1,237	1,353	1,361	1,376	1,323	331	33.1%
89	1,091	1,136	1,241	1,233	1,262	413	46.1%
90	999	983	1,029	1,103	1,084	394	53.6%
91	850	900	868	958	980	389	64.9%
92	722	729	796	717	833	356	67.8%
93	570	626	612	652	613	277	68.6%
94	454	491	537	500	549	302	108.6%
95	326	369	416	413	406	213	103.9%
96	246	268	297	319	337	186	123.2%
97	183	182	207	206	248	122	102.5%
98	104	138	136	140	153	59	65.6%
99	79	69	106	89	101	28	37.8%
100～	121	130	131	172	158	42	31.8%
年齢不詳	6,669	6,669	6,669	7,606	7,606	3,875	103.9%

注）総数には年齢不詳を含む。

年齢別の人口構成をみると、近年少子高齢化が驚異的な速さで進んでおり、4歳以下の人口は各年齢で10年前と比較し10%以上減少しており、特に0歳人口は平成25年1月1日時点の2,384人から令和5年1月1日時点では1,820人と10年間の減少は564人、23.6%の減少と大幅に人口が減っている。

令和2年以降は新型コロナウイルス感染症による一時的な影響も考えられるが、0歳人口をみると平成30年から大きな減少（平成30年1月1日：2,388人→平成31年1月1日：2,154人、減少率9.8%）が始まっており、近年は特に少子化が加速している状況になっているといえる。

年少者だけではなく子どもを産む親世代の人口をみると、人口動態統計出生確定数の令和4年の資料によると父母が共に18歳以上42歳以下である場合の出生数の全体に占める割合が90%超であるため、当該年齢層が主要な子どもを産む親世代と捉え水戸市内における18歳以上42歳以下の常住人口を男女別にみると次の表のとおり。

水戸市常住人口推移

単位：人

区分	平成25年1月1日	令和5年1月1日	増減数	増減率
男性人口 (18-42歳)	41,671	35,575	△ 6,096	△14.6%
女性人口 (18-42歳)	41,246	34,457	△ 6,789	△16.5%
合計	82,917	70,032	△ 12,885	△15.5%

男女ともに平成25年から令和5年の10年間に於いて15%前後人口数が減少しているが、やや女性の減少率が高くなっている。子どもの人口減少は親世代の人口減少にも要因があり、現状の18歳未満の人口も減少を続けていることから、今後の子どもの人口減少はさらに進んでいくことが見込まれる。

参考に日本全体の人口の直近の人口と 10 年前の人口を比較した年齢別の表は次のとおり。

日本全体においても平成 24 年から令和 4 年の 10 年間で年少人口、特に 3 歳以下の人口が急速に減少しているほか、主要な出産実施年代の人口も減少している。水戸市の状況は日本全体の状況とほぼ同じとみなせる状況である。

出典：総務省人口推計 平成 24 年 10 月 1 日人口は平成 22 年国勢調査基準統計表、令和 4 年 10 月 1 日人口は 令和 2 年国勢調査基準統計表より引用。

日本の総人口

	H24.10.1	R4.10.1	10年間 増減数	10年間 増減率
総数	127,515	124,947	△ 2,351	△1.8%
年齢				
0	1,044	798	△ 244	△23.4%
1	1,067	828	△ 214	△20.1%
2	1,044	835	△ 232	△22.2%
3	1,045	871	△ 173	△16.6%
4	1,073	915	△ 129	△12.0%
5	1,069	938	△ 135	△12.6%
6	1,061	978	△ 91	△8.6%
7	1,059	1,004	△ 57	△5.4%
8	1,099	1,002	△ 57	△5.2%
9	1,118	1,026	△ 73	△6.5%
10	1,149	1,030	△ 88	△7.7%
11	1,165	1,055	△ 94	△8.1%
12	1,177	1,064	△ 102	△8.7%
13	1,179	1,069	△ 108	△9.2%
14	1,198	1,089	△ 90	△7.5%
15	1,193	1,084	△ 114	△9.6%
16	1,185	1,075	△ 118	△10.0%
17	1,221	1,077	△ 109	△8.9%
18	1,234	1,128	△ 101	△8.2%
19	1,216	1,148	△ 93	△7.6%
20	1,234	1,201	△ 20	△1.6%
21	1,221	1,243	5	0.4%
22	1,242	1,264	36	2.9%
23	1,270	1,266	20	1.6%
24	1,304	1,290	18	1.4%
25	1,335	1,287	△ 17	△1.3%
26	1,360	1,284	△ 50	△3.7%
27	1,416	1,297	△ 63	△4.4%
28	1,460	1,288	△ 126	△8.6%
29	1,478	1,257	△ 201	△13.6%
30	1,483	1,266	△ 209	△14.1%
31	1,500	1,257	△ 223	△14.9%
32	1,567	1,280	△ 218	△13.9%
33	1,607	1,302	△ 263	△16.4%
34	1,676	1,340	△ 265	△15.8%
35	1,718	1,374	△ 300	△17.5%
36	1,803	1,393	△ 322	△17.9%
37	1,886	1,443	△ 358	△19.0%
38	1,989	1,491	△ 393	△19.8%
39	2,025	1,510	△ 476	△23.5%
40	1,986	1,512	△ 510	△25.7%
41	1,935	1,524	△ 459	△23.7%
42	1,881	1,591	△ 342	△18.2%
43	1,853	1,629	△ 250	△13.5%
44	1,814	1,690	△ 160	△8.8%
45	1,808	1,734	△ 77	△4.3%
46	1,414	1,815	10	0.7%
47	1,749	1,889	477	27.3%
48	1,636	1,995	249	15.2%
49	1,597	2,030	397	24.9%

単位：千人

	H24.10.1	R4.10.1	10年間 増減数	10年間 増減率
50	1,545	1,992	447	28.9%
51	1,521	1,933	412	27.1%
52	1,533	1,873	340	22.2%
53	1,560	1,842	282	18.1%
54	1,519	1,796	277	18.2%
55	1,478	1,789	311	21.0%
56	1,552	1,396	△ 156	△10.1%
57	1,606	1,717	111	6.9%
58	1,608	1,607	△ 1	△0.1%
59	1,709	1,565	△ 144	△8.4%
60	1,803	1,512	△ 291	△16.1%
61	1,912	1,479	△ 433	△22.6%
62	2,055	1,485	△ 570	△27.7%
63	2,248	1,508	△ 740	△32.9%
64	2,228	1,461	△ 767	△34.4%
65	2,114	1,417	△ 697	△33.0%
66	1,319	1,482	163	12.4%
67	1,411	1,522	111	7.9%
68	1,710	1,515	△ 195	△11.4%
69	1,651	1,599	△ 52	△3.1%
70	1,687	1,677	△ 10	△0.6%
71	1,631	1,762	131	8.0%
72	1,470	1,874	404	27.5%
73	1,268	2,034	766	60.4%
74	1,340	1,990	650	48.5%
75	1,358	1,864	506	37.3%
76	1,339	1,143	△ 196	△14.6%
77	1,258	1,206	△ 52	△4.1%
78	1,163	1,447	284	24.4%
79	1,135	1,370	235	20.7%
80	1,077	1,375	298	27.7%
81	1,002	1,299	297	29.6%
82	915	1,142	227	24.8%
83	852	954	102	12.0%
84	785	973	188	23.9%
85	715	948	233	32.6%
86	653	894	241	36.9%
87	558	792	234	41.9%
88	463	691	228	49.2%
89	392	630	238	60.7%
90	332	550	218	65.7%
91	276	469	193	69.9%
92	240	386	146	60.8%
93	161	322	161	100.0%
94	136	262	126	92.6%
95	109	190	81	74.3%
96	86	146	60	69.8%
97	59	104	45	76.3%
98	45	71	26	57.8%
99	31	49	18	58.1%
100超	51	87	36	70.6%

第2 こども・子育て支援施策に関する状況

1 国におけるこども・子育て支援施策に関する状況

こども・子育て関連政策が注目を集めるようになったのは1990年の「1.57ショック」以降である。「1.57ショック」とは1990年6月に公表された前年（1989年）の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを表している。合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。この「1.57ショック」によりこども・子育て関連政策としてまずは「少子化」対策が政策課題と認識されるようになった。

1994年12月に策定されたエンゼルプラン（「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（厚生省・文部省・労働省・建設省））において、子育て支援のための施策の基本的方向として今後10年間に取り組むべき5つの基本的方向と重点施策を定めた。

5つの基本的方向

（1）子育てと仕事の両立支援の推進

育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ労働者が子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境を整備する。さらに、低年齢児保育の拡充など保育サービスの整備を図るとともに保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化を進める。

（2）家庭における子育て支援

子育ては家庭の持つ重要な機能であることに鑑み、その機能が損なわれないよう、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなど含め、家庭生活における子育て支援策を強化する。

また、核家族化の進行に伴い、育児の孤立感や不安感を招くことにならないよう、安心して出産できる母子保健医療体制を整備するとともに、児童委員等のボ

ランティアの協力のもとに地域子育てネットワークづくりを推進する。

（３）子育てのための住宅及び生活環境の整備

ゆとりをもって子どもを生み育てることができるよう、良質な住宅の供給及び住替えの促進等により、ライフサイクルに応じた住宅の確保が容易にできるようにするとともに、家族のだんらんのあるゆとりある住生活を実現する。

子どもの健全な成長を支えるため、遊び、自然とのふれあい、家族の交流等の場、児童厚生施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、子どもにとって安全な生活環境を整備する。

（４）ゆとりある教育の実現と健全育成の推進

子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するため、ゆとりある教育を実現する。また、青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験などを通じて子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくりを推進する。

（５）子育てコストの軽減

子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、社会全体としてどのような支援方策を講じていくか検討する。

重点施策

（１）仕事と育児との両立のための雇用環境の整備

[1] 育児休業給付の実施など育児休業を気兼ねなくとることのできる環境整備

雇用保険制度による育児休業給付を着実に実施する。また、事業主等に対し育児休業に関する相談・指導や円滑な職場復帰のための指導・援助を行う。

[2] 事業所内託児施設の設置促進など子育てしながら働き続けることのできる環境整備

育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の普及を進めるとともに、従業員向に

事業所内託児施設の設置や育児費用の経済的支援を行う事業主に対し援助を行うことにより、事業主による育児支援措置への自主的取組みを促進する。

また、保育サービス等に関する地域の具体的な情報を提供するほか、育児相互援助活動への支援、両立支援施設の設置等地域における支援体制の整備を進める。さらに、仕事と育児との両立に必要な相談・指導・講習等を実施する。

[3] 育児のために退職した者の再就職の支援

再雇用制度の普及を促進するとともに、再就職希望者に対し、職業情報の提供や自己啓発への援助、多様な就業ニーズに合った講習や職業訓練などを実施する。

[4] 労働時間の短縮等の推進

年間総労働時間 1,800 時間を実現するため、週 40 時間労働制の実現に向けた対策の推進、所定外労働削減に向けた啓発指導、及び年次有給休暇の完全取得に向けた労使の自主的な取組みの促進を図る。

また、働きながら子育てのできる条件整備を図る観点から、フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度の普及促進を図る。

(2) 多様な保育サービスの充実

[1] 保育システムの多様化・弾力化の促進

保育所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化を進める。

その際、駅型保育、在宅保育サービス等の育成・振興を図る。

[2] 低年齢児保育、延長保育、一時的保育事業の拡充

ア. 低年齢児受け入れ枠の拡大

育児休業制度の定着、女性就労の増加等に伴い入所希望が増大すると見込まれる 0 歳児から 2 歳児までの低年齢児について、入所を必要とする低年齢児を保育所に受け入れられるようにする。

イ. 延長保育の拡充

通常の保育時間（おおむね午後 6 時まで）を超えて保育時間の延長を行う保育所を誰でも利用できるよう都市部を中心として普及整備する。

ウ．一時的保育事業の拡充

母親が病気の時に緊急に児童を預けたり、仕事の都合で一時的な保育が必要なときに利用できるための一時的保育事業を普及整備する。

[3] 保育所の多機能化のための整備

延長保育、乳児保育、相談指導等の多様なサービスを提供するため、保母配置の充実等を図る。

また、保育所が、地域子育て支援の中心的な機能を果たし、乳児保育、相談指導、子育てサークル支援等の多様なニーズに対応できるよう施設・設備の整備を図る。

[4] 放課後児童対策の充実

昼間保護者のいない家庭の小学生（主に 1 年から 3 年）を対象に、児童館、児童センターや実情に応じ学校の余裕教室などにおいて、健全育成を行う放課後児童クラブを身近に利用できるようにする。

（３）安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実

[1] 地域における母子保健医療体制の整備

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにする等、母子保健医療体制の整備を進める。また、周産期、新生児の医療の充実のための施設・設備の整備を推進する。

[2] 乳幼児健康支援デイサービス事業の推進

病気回復時の乳幼児で、保護者による家庭での育児が困難な児童が身近にデイサービスを受けられるよう乳幼児健康支援デイサービス事業を推進する。

(4) 住宅及び生活環境の整備

[1] 良質なファミリー向けの住宅の供給

特定優良賃貸住宅、公団賃貸住宅等公的賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資等による良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給及び良質な持家の取得に向け積極的な誘導を図るなど、より質の高い住宅ストックの形成を促進する。また、公共賃貸住宅における世帯人員等に応じた住替えの促進を図る。

[2] 子育てと仕事の両立、家族のだんらんのためのゆとりある住生活の実現

子育てと仕事の両立及び家族のだんらんのための時間のとれる住生活の実現を図るため、職住近接を目指した都心居住を推進するとともに、住む・働くなどの多機能を有するニュータウンの建設を促進する。

また、新たな住宅団地の開発や既成市街地の再開発に当たっては、保育所等の計画的立地を推進する。

[3] 子どもの遊び場、安全な生活環境等の整備

公園、水辺空間などの身近な遊び等の場、家族が自然の中ですごせるオートキャンプ場、市民農園、自転車道等の整備を推進する。

また、ベビーカー、自転車等の安全を確保するための幅の広い歩道、コミュニティ道路、通学路等安全な生活環境の整備を推進する。

(5) ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実

[1] ゆとりある学校教育の推進

新学習指導要領の趣旨の徹底などによる教育内容・方法の改善・充実、豊かな教育環境の整備、入学者選抜方法の改善等による受験競争の緩和などの施策を着実に推進することにより、ゆとりある学校教育の確保に努める。

[2] 体験的活動機会の提供等による学校外活動の充実

子どもが心身の調和のとれた成人となるために必要な生活体験・活動体験を豊かにするため、文化・スポーツ・社会参加・自然体験等の体験的活動の機会を

提供する事業の充実、青少年教育施設の整備等により、学校外活動の充実を図る。

[3] 子育てに関する相談体制の整備等による家庭教育の充実

親が安心して子どもを生み育てるための家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供、相談体制の整備や情報提供及び父親の家庭教育への参加促進等により、家庭教育に関する環境整備を行うとともに、幼稚園における教育相談や各種講座の開催など、幼稚園を核とした子育て支援事業を推進する。

(6) 子育てに伴う経済的負担の軽減

幼稚園就園奨励事業の推進を図ることなどにより、幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図る。

また、授業料等を含めた学生生活費の上昇などに対応して、育英奨学事業の充実を図るとともに、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、私学助成の推進を図る。

乳児や多子世帯の保育料を軽減するとともに、共働きの間所得層の負担軽減等の保育料負担の公平化を図る。

さらに、経済的負担の軽減の観点から、税制上の措置や児童手当、年金等の社会保障制度等を含め子育てコストへの社会的支援の在り方について検討する。

(7) 子育て支援のための基盤整備

[1] 地域子育て支援センターの整備

子育て中の夫婦が身近に育児相談に出向き、保育サービスの情報提供、地域の子育てサークルへの参加などが可能となるよう、子育てネットワークの中心として保育所等に地域子育て支援センターを整備する。

[2] 地方自治体における取組み

都道府県及び市町村において、国の方針に対応し、計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策を推進するための基盤整備を進める。

約 30 年ほど前のこども・子育て施策に関する基本的な考え方及び重点施策であるが、現在実施している施策の多くが記載されている。言い換えると、こども・子育て施策については約 30 年前に施策の基本的方向性が定まり、ある程度の拡大・深化を伴いながらも、その方向性に従って施策を実施してきたといえる。

エンゼルプランのうち緊急に整備すべきものとして、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等 5 か年事業）（厚生省・大蔵省・自治省）」を策定し、1995 年度から実施した。その内容は次のとおりである。

1 低年齢児保育の促進

○保育所の低年齢児入所の受入れを促進

当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（「緊急保育対策等 5 か年事業」）を策定し、平成 7 年度を初年度としてこれらの事業の推進を図る。

このため、平成 7 年度予算編成において、公費 360 億円（うち国費 180 億円）の財源を措置することとする。

	(平成 6 年度)		(平成 11 年度)
・低年齢児（0～2 歳児）保育	45 万人	→	60 万人

2 多様な保育サービスの促進

○多様な保育サービスの提供体制を整備

	(平成 6 年度)		(平成 11 年度)
・ 時間延長型保育	2,230 カ所	→	7,000 カ所
・ 一時的保育	450 カ所	→	3,000 カ所
・ 放課後児童クラブ	4,520 カ所	→	9,000 カ所
・ 産後休暇・育児休業明け入所の促進			
3 保育所の多機能化のための整備			
○乳児保育，地域の子育てサークル支援等を推進するため，施設・設備を計画的に改善・整備			
・ 多機能化保育所の整備	5 年間で 1,500 カ所		
○乳児保育，延長保育等を推進するため，保母配置を充実			
① 低年齢児の受入れに積極的に取り組む保育所及び			
② 長時間開所し，早朝・夕刻の保育ニーズに積極的に対応する保育所の保母配置の充実			
4 保育料の軽減			
○子育てコストを軽減するため保育料を軽減			
・ 乳児や多子世帯の保育料を軽減			
5 子育てを地域ぐるみで支援する体制の整備			
○育児に孤立感や不安感を抱くことにならないよう，身近に，育児相談や保育サービスの情報提供を受け，子育てサークルへ参加できるような場を整備			
	(平成 6 年度)		(平成 11 年度)
・ 地域子育て支援センター	236 カ所	→	3,000 カ所

6 母子保健医療体制の充実

○安心して子どもを生み育てることのできる母子保健医療体制の充実

- ・乳幼児健康支援デイサービス
- ・地域における母子保健医療体制の整備

(平成 6 年度)

(平成 11 年度)

30 カ所

→

500 カ所

緊急保育対策等 5 か年事業の実績としては次の表のとおり。

実績値・目標値等	A	B	C	D	E	備考
各 項 目	計画開始前 6 年度実績	計画最終年 11 年度実績	計画された 11 年度目標	達成率 B ÷ C	増加実績 増加所数 増率/倍率	
低年齢児受入枠 0～2歳の保育所における受入枠	45.1万人	56.4万人	60万人	94%	11.3万人増 25%増	人数は年度内各月平均。11年度は一部推計。
延長保育 通常の11時間を超える保育	1,649ヶ所	5,125ヶ所	7,000ヶ所	73%	3,476ヶ所増 3.1倍	
乳幼児健康支援一時預かり 病氣回復期の乳幼児の一時預かり	7ヶ所	110ヶ所	500ヶ所	22%	103ヶ所増 15.7倍	
放課後児童健全育成事業 共働き家庭等の小学校低学年児童の放課後対策	5,313ヶ所	8,392ヶ所	9,000ヶ所	93%	3,079ヶ所増 58%増	
地域子育て支援センター 育児相談や育児サークル支援等のセンター	118ヶ所	997ヶ所	3,000ヶ所	33%	879ヶ所増 8.4倍	
一時保育 育児疲れ解消、パート就労対応等の一時預かり	387ヶ所	685ヶ所	3,000ヶ所	23%	298ヶ所増 77%増	
多機能保育所の整備 多様なサービスを提供できる保育所の整備	—	5か年累計 1,391ヶ所	5か年累計 1,500ヶ所	93%	—	

達成率の高い項目もあったが、全体としてみて当初計画通りの進捗とはならなかった。さらに政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として少子化対策推進基本方針（少子化対策推進関係閣僚会議）を 1999 年 12 月に策定した。

そして少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が 1999 年 12 月に 2004 年度を目標年次として策定された。主な内容は次のとおり。

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実

(1) 低年齢児（0～2歳）の保育所受入れの拡大

(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進

- ・ 延長保育、休日保育の推進等

(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進

- ・ 地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進

(4) 放課後児童クラブの推進

2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

- ・ 育児休業制度の充実に向けた検討、育児休業給付の給付水準の40%への引上げ（現行25%）、育児休業取得者の代替要員確保及び原職等復帰を行う事業主に対する助成金制度の創設等

(2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

- ・ 短時間勤務制度等の拡充や子どもの看護のための休暇制度の検討等

(3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援

- ・ 再就職希望登録者支援事業の整備

3. 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

(1) 固定的な性別役割分業の是正

(2) 職場優先の企業風土の是正

4. 母子保健医療体制の整備

- ・ 国立成育医療センター（仮称）、周産期医療ネットワークの整備等

5. 地域で子どもを育てる教育環境の整備

(1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実

- ・ 子どもセンターの全国展開等

(2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備

- ・ 家庭教育 24 時間電話相談の推進等

(3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実

(4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

6. 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

(1) 学習指導要領等の改訂

(2) 平成 14 年度から完全学校週 5 日制を一斉に実施

(3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進

- ・ 総合学科、中高一貫教育校等の設置促進

(4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備

(5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進

- ・ 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備、スクールカウンセラー等の配置

7. 教育に伴う経済的負担の軽減

(1) 育英奨学事業の拡充

(2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

8. 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

(1) ゆとりある住生活の実現

(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備

(3) 安全な生活環境や遊び場の確保

上記を重点施策として具体的な数値目標を設定し、実施してきた。新エンゼルプランは最終年度に達成すべき目標値の項目に、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

その後、2003年に少子化社会対策基本法の制定、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として2004年に少子化社会対策大綱が閣議決定され、少子化対策が政府全体の取り組みとして位置付けられるようになった。その後、2010年、2015年、2020年と継続的に内容の見直しが図られてきた。

また、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度として2012年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度が作成された。

子ども・子育て支援制度におけるポイントは次のとおり。

- 1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 2.認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけ

認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援

（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

4.基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

5.社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含めて 1 兆円超程度の追加財源が必要）

6.政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

7.子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て

て会議を設置

市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

そして、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化が2020年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことにより実現した。

少子化社会対策大綱の直近の改定である2020年閣議決定された第4次の大綱においては基本的な考え方は次のとおり。

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進 ・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野における I C T や A I 等の科学技術の成果の活用促進

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる環境の悪化、また、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化といったことから、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、

1 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備

2 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

を目的として 2010 年 4 月 1 日より子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）が施行された。子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が 2010 年 7 月に策定され、さらに 2016 年 2 月に「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定した。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、2013 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌 2014 年 1 月に施行された。さらに、2019 年 6 月に同法が改正され、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが夢や希望を持つこ

とのできる社会の構築に向けて、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、こどもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていくことが目的として掲げられた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

こうした中、2020 年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、2020 年は約 800 人もの 19 歳以下のこどもが自殺するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていることを踏まえて、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が 2021 年 12 月に定められた。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しをする、そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが定められた。

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022 年 6 月に成立し、2023 年 4 月に施行された。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

少子化社会対策大綱は、2023 年 4 月に施行されたこども基本法に基づき、「こども大綱」に引き継がれることとなった。そして、2023 年中にこども大綱及びこども大綱の下で進める施策の具体的内容として「こどもまんなか実行計画（仮称）」として決定されることとなっている。

「こども大綱」は従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子

「子供の貧困対策に関する大綱」の三つをまとめて作成されるものである。このように国において、こども・子育て施策については実施部署がこども家庭庁の新設による集約や各種施策の一元的な管理を進めるなど、今までより一層集中した取り組みを行う体制へと変化してきている。

第3章 包括外部監査の結果（概要）

第1 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令に照らして違反または不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和6年1月末現在での判断に基づき記載している。

※本報告書における数値について、端数処理の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

第2 監査結果及び意見のリスト

区分及び番号	監査結果及び意見	参照頁
意見 No.1	事業計画策定における適切な前提について	48 頁
指摘事項 No.1	適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきこと	60 頁
指摘事項 No.2	委託業務の管理に必要なことは報告を求め、回答を得るべきこと	64 頁
意見 No.2	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格について	74 頁
指摘事項 No.3	債権管理のため適切な管理体制を整えるべきこと	75 頁
意見 No.3	今後の児童数の動態を考慮した地区割の検討について	81 頁
意見 No.4	備品台帳の代替書類の整備について	103 頁
意見 No.5	今後の分室の配置について	106 頁
意見 No.6	市立保育所のさらなる活用について	128 頁
意見 No.7	市立幼稚園等の今後の再編・活用について	136 頁
意見 No.8	保育料の滞納対策について	138 頁
指摘事項 No.4	物品の管理について財務規則等に従い適切に行うべきこと	141 頁
意見 No.9	施設ごとの収支状況の把握について	145 頁
意見 No.10	不用物品の処分について	146 頁
指摘事項 No.5	法令違反の疑いがあるときは適切な部署と情報共有を図るべきこと	148 頁
指摘事項 No.6	児童福祉施設の検査について、児童福祉法施行令	151 頁

	違反となっている状況を改善すべきこと	
--	--------------------	--

第4章 包括外部監査の結果（各論）

第1 水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する状況

1 水戸市子ども・子育て支援事業計画

水戸市における子ども・子育て支援事業計画は、2015年度から2019年度の5年間を計画期間とする「水戸市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づき、保育所待機児童の解消に向けて、民間保育所や小規模保育施設の開設等により利用定員を大幅に拡大するとともに、放課後児童対策においては、開放学級や学童クラブの学級数を増やしながら、段階的に受け入れ対象学年の拡大を進めてきた。また、母子保健や地域子ども子育て支援事業におけるサービス提供など、子供と子育てを取り巻く環境の充実に取り組んできた。そして、第2期の事業計画として2020年度～2024年度の5年間を計画期間とする「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（みと・すくすくプラン）」を策定し、第1期の事業計画において実施してきた支援策を拡充するとともに、児童虐待や子供の貧困などの新たな社会的課題に対応した施策を講じながら、社会全体で子供と子育てを支援する計画としている。

「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（みと・すくすくプラン）」では5つの基本方針と基本方針に対応した基本施策及び具体的施策というように体系的に策定されている。

基本方針とし掲げた5つの方針は次のとおりである。

①幼児教育・保育環境の充実

計画的に保育の受け皿の拡大を進めるとともに、市立幼稚園の認定こども園への移行を図るなど、待機児童ゼロの達成及び継続並びに質の高い幼児教育・保育の充実に努めます。

②総合的な放課後児童対策の推進

放課後児童健全育成事業（開放学級及び学童クラブ）の充実に図り、すべての小

学校における 6 年生までの受け入れ並びに待機児童ゼロの達成及び継続に努めます。
また、保護者の就労にかかわらず、すべての児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します。

③地域における子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、市民ニーズを踏まえながら地域子ども・子育て支援事業を提供するほか、本市の実情に応じた独自の子育て支援サービスの充実を図ります。

④健やかな妊娠・出産・育児への支援

妊娠・出産・育児における切れ目ない支援を積極的に提供することにより、すべての妊産婦を心身ともに支えながら、乳幼児が健やかに成長できる環境づくりを推進します。

⑤社会全体で子どもを支える環境づくり

すべての子どもが安全で安心して暮らせる環境のもとに生まれ、健やかに育まれるよう、児童虐待防止対策の強化や子どもの貧困対策を推進します。また、子供の発達に不安を抱える保護者が安心して子育てできるよう、子供の発達支援の充実を図ります。

また、基本方針に対応した基本施策及び具体的施策は次のように示されている。

(水戸市第 2 期子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

第3節 施策の体系

【基本方針】	【基本施策】	【具体的施策】
I 幼児教育・保育環境の充実	1 各種保育サービスの充実 2 教育・保育環境等の充実	(1)各種保育サービスの充実 (2)よりよい子育て環境づくりの促進 (1)就学前の教育・保育の充実
II 総合的な放課後児童対策の推進	1 放課後等の児童の健全育成	(1)放課後児童健全育成事業の充実 (2)放課後子ども教室の充実 (3)開放学級と放課後子ども教室の一体的な運営の推進
III 地域における子育て支援の充実	1 子育て支援サービスの充実 2 子育てを支援する生活環境の整備	(1)各種子育て支援サービスの充実 (2)育児情報の提供及び相談体制の充実 (1)生活環境の整備 (2)防犯・安全対策の推進
IV 健やかな妊娠・出産・育児への支援	1 妊娠・出産への支援 2 乳幼児の健康づくりへの支援 3 思春期保健対策の充実	(1)妊産婦の健康診査・医療等の充実 (2)不妊等への支援 (3)妊産婦への保健指導等の充実 (1)乳幼児の健康診査・医療等の充実 (2)子育て相談・教室等の充実 (3)訪問指導体制の充実 (1)健康相談・教育の充実
V 社会全体で子どもを支える環境づくり	1 児童虐待防止対策の充実 2 子どもの貧困対策の推進 3 配慮が必要な子どもへの支援の充実 4 ワーク・ライフ・バランスの促進	(1)未然防止・早期発見のための体制整備 (2)要保護・要支援児童等への支援 (1)教育支援の充実 (2)生活支援の充実 (3)保護者の就労支援の充実 (4)経済的支援の充実 (1)発達に心配のある子どもへの支援 (2)障害のある子どもへの日常生活支援 (3)外国につながる子どもへの支援 (1)仕事と家庭生活の調和の促進 (2)結婚支援・出会いの場の創出

【意見 No.1】事業計画策定における適切な前提について

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画においては推計人口をもとに、今後の具体的施策の量の見込みの算出を行っている。水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は次のとおり。

■年齢別推計人口

(単位：人)

年齢／学年		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
年齢	学年					
0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125
1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179
2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176
3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203
4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221
5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081
6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242
7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247
8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302
9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060
10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176
11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187	2,148

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は水戸市第6次総合計画に基づく3か年実施計画を参考に推計したものであるが、今後の少子化の流れの中でも緩やかな減少にとどまっている。子ども・子育て施策の中でも特に今後の人口の変動が大きいと考えられえる0歳～5歳について実際の常住人口と比較したところ次の表のようになった。

単位：人

	R2年度	R3.1.1	差異	R3年度	R4.1.1	差異	R4年度	R5.1.1	差異
	推計人口	常住人口		推計人口	常住人口		推計人口	常住人口	
0 歳	2,283	1,946	△337	2,238	1,926	△312	2,195	1,820	△375
1 歳	2,174	2,152	△22	2,304	1,933	△371	2,259	1,956	△303
2 歳	2,306	2,181	△125	2,134	2,075	△59	2,264	1,916	△348
3 歳	2,294	2,382	88	2,290	2,077	△213	2,118	2,056	△62
4 歳	2,333	2,286	△47	2,267	2,254	△13	2,263	2,077	△186
5 歳	2,088	2,281	193	2,323	2,205	△118	2,257	2,252	△5

推計人口と常住人口は同一基準日ではないため差異の人数は傾向をつかむための参考程度のものであるが、前述のように近年では特に少子化が加速しており、水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画における推計人口は計画の初年度から実際の状況と大きな乖離が生じている。1歳以降は前年の1歳若い人口からの大幅な増減は通常見込まれないため、0歳の人口についての見込みが今後の子ども・子育て施策の量の見込みにとって重要になってくるが水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画では計画初年度である令和2年度～4年度にかけては毎年15%前後の過大な人口推計となっているなど、現実から乖離したものとなっている。

過大な推計人口をもとにした施策の量の見込みを算定すれば、過剰な施策の実施となり、厳しい財政状況にある水戸市にとって大事な財源を過剰・無駄な施策の実施に費やしてしまう結果となってしまう。

業務改善や事業管理に用いられるPDCAサイクル、すなわち事業実施の過程を①Plan（計画）②Do（実行）③Check（評価）④Action（改善）の4段階に分け、①～④の各段階を1サイクルとして、継続的な業務改善や事業管理を行う方法であるが、この考え方をベースにすると①Plan（計画）設定の段階で非現実的な見込みのもとで実施する施策の量が決定されてしまうため、その後の③Check（評価）段階で適切な施策評価を行うことが煩雑となり、④Action（改善）の段階でも改善策の検討が困難となる。

少子化の加速など社会情勢の変動の速度が速く、変化の幅も大きくなる中での子ども・子育て施策の実施において、いかに早く PDCA サイクルを回し、直面する課題に効果的に対応する施策がどのようなものか、試行錯誤していくことが肝要であるため、現実的で適切な前提を元に事業計画を策定することを検討されたい。

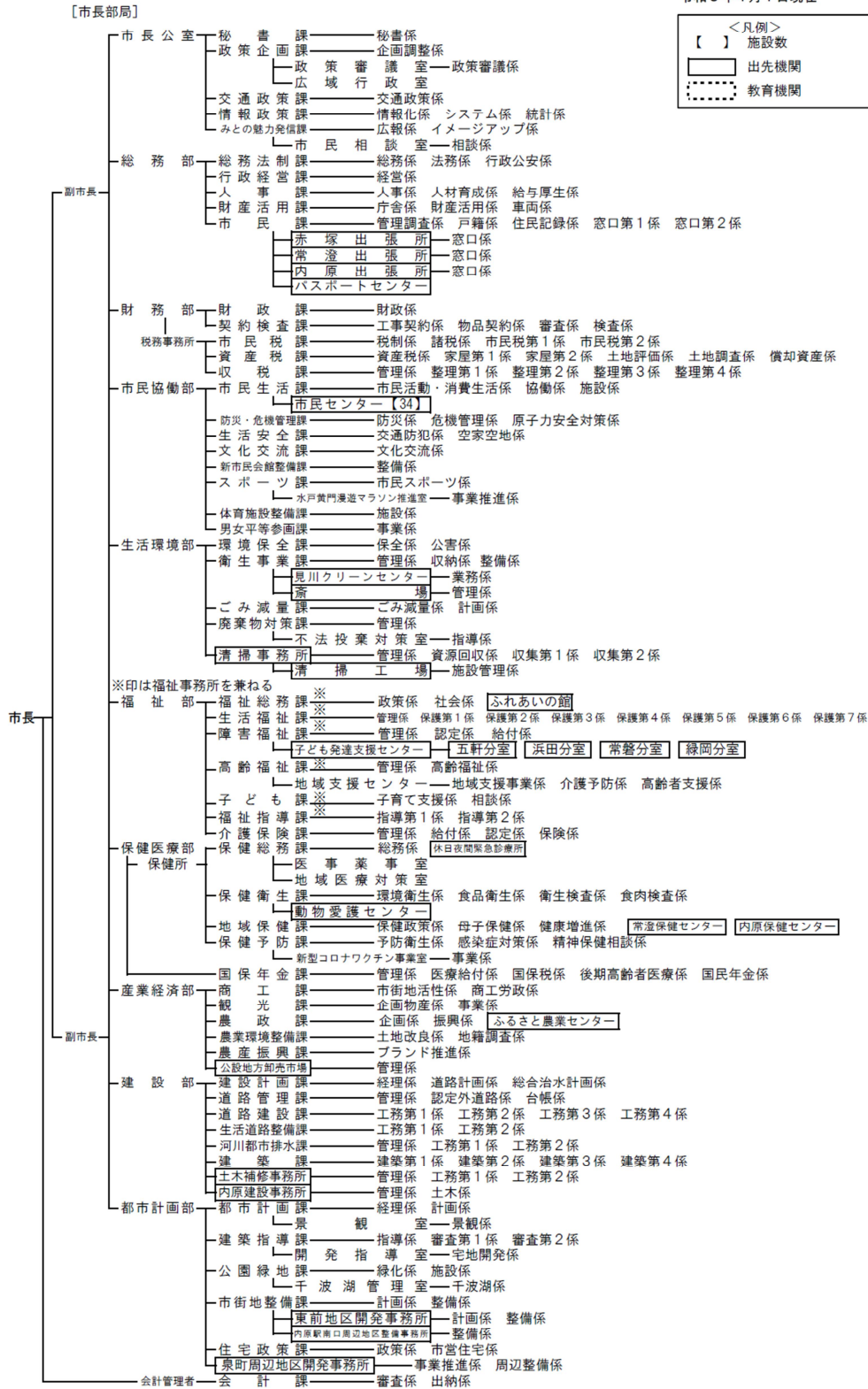
2 水戸市組織図

水戸市の子ども政策については、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化
する中で生じる課題も多様化、複雑化しており、これまで以上に迅速かつ柔軟な対
応が求められていることから、子ども政策の一体的、総合的な推進を行うため、国
に先駆けて、令和4年4月から、子どもたちや子育て世代が安心して暮らすことが
できる環境づくりとともに、次世代をリードする子どもたちの育成の取組を加速化
させるとともに、子どもたち、そして子育てに関する様々な課題に一元的かつ迅速
に対応していくため、新たにこども部を設置した。そして、こども部の中にこども
政策課、子育て支援課、幼児保育課の3課を創設し、従前は福祉部、保健医療部、
教育委員会（教育部）で実施されていた事務を移管・補助執行機関とした。補助執
行機関としたのは幼稚園及び幼稚園型認定こども園の管理事務については法令によ
り教育委員会（教育部）で執行することが定められているため、幼児保育課が補助
執行により行うこととしたものである。

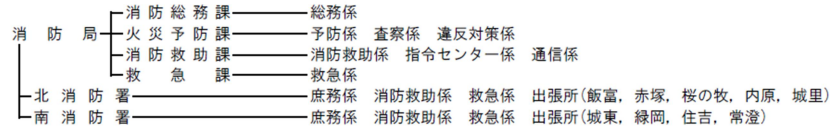
水戸市の令和3年度と令和4年度の行政組織図は次のとおり。

令和 3 年 度 水 戸 市 行 政 組 織 図

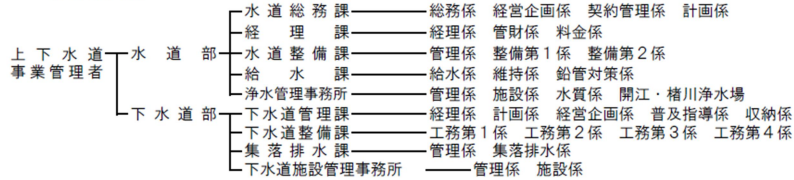
令和3年4月1日現在



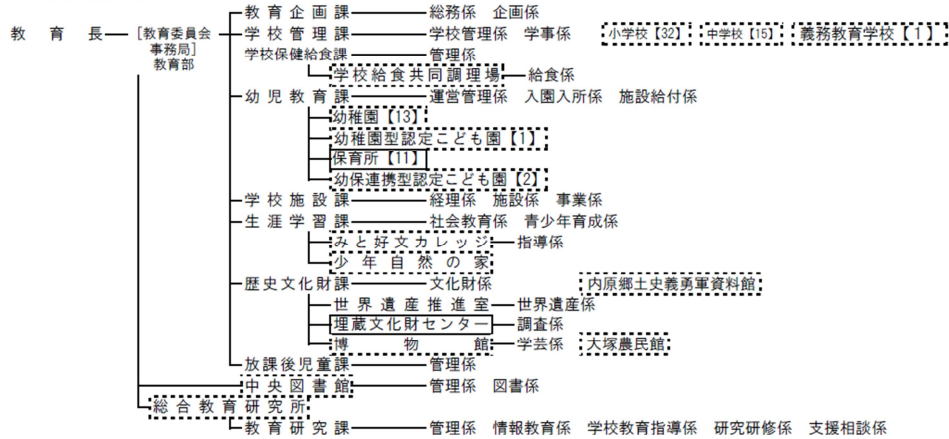
[消 防]



[上下水道局]



[教育委員会]



[選挙管理委員会]

選挙管理委員会事務局 — 選挙係

[公平委員会]

[監査委員]

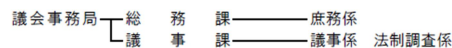
監査委員事務局 — 監査係

[農業委員会]

農業委員会事務局 — 調査広報係 農政係 農地係

[固定資産評価審査委員会]

[議会]

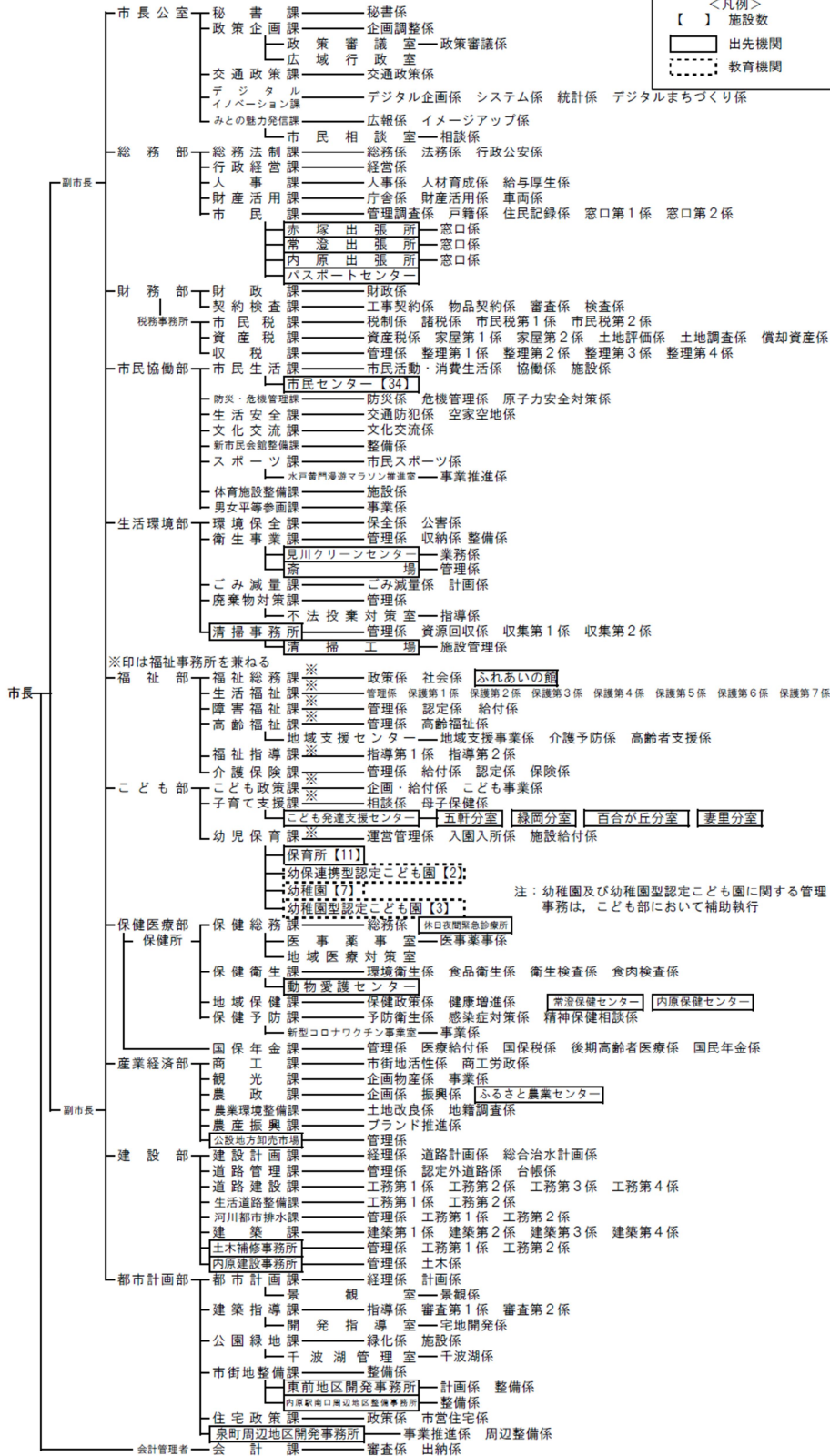
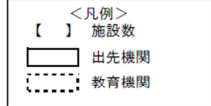


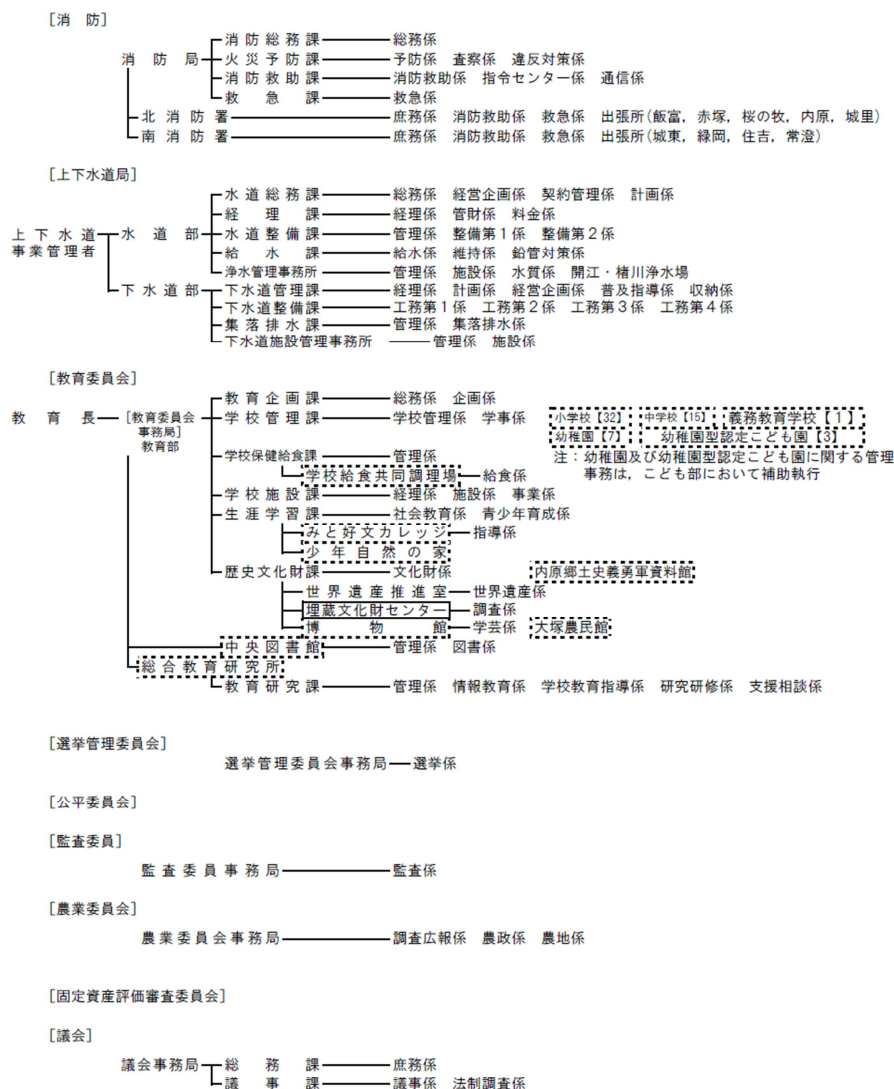
【組織数】 1局17部3事務所89課13室254係146施設

令和 4 年 度 水 戸 市 行 政 組 織 図

令和 4 年 4 月 1 日 現在

[市長部局]





【組織数】 1局18部3事務所89課13室255係142施設

このように、令和4年度からこども・子育て施策についてはこども部において一元的に実施されているため、こども部の各課ごとにこども・子育て施策についての執行状況の監査を行った。

第2 こども政策課

1 事務分掌

令和5年4月1日時点のこども政策課の事務分掌は以下のとおりである。

企画・給付係

- 1 子育て支援・少子化対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 子育て団体の育成及び支援に関すること。
- 3 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- 4 遺児養育手当に関すること。
- 5 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子家庭、父子家庭、寡婦等に対する福祉の措置に関すること。

こども事業係

- 1 子育て支援事業に関すること。
- 2 放課後学級に関すること。
- 3 民間学童クラブの助成に関すること。
- 4 放課後子ども教室に関すること。
- 5 子育て支援・多世代交流センターの管理に関すること。

上記のように、子育て支援施策に係る企画・調整及び子どもを養育している親への手当の支給並びに小学生の放課後の居場所づくりを含めた子育て支援事業を推進することを主たる業務とする。

2 監査の結果

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業として、地域に密着する保育所・認定こども園が、子育て世代への交流の場の提供や、子育てに関する講演会・講習会・保護者の方への育児相談などを行い、子育てを支援している。

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、確保方策、実績は次のとおり。なお、量の見込みは計画策定時における利用者数等の見込み数量であり、確保方策は市の施策を実施したうえでの各事業における目標の数量、実績は実際の利用者数等の数量となっている。

地域子育て支援拠点事業		R2	R3	R4
	量の見込み（人回）	10,200	10,800	11,400
	確保方策（か所）	17	18	19
子育て支援・多世代交流センター	実績（人回）	1,077	1,325	1,934
	実績（か所）	2	2	2
ぽかぽかつどいの広場	実績（人回）	101	116	144
	実績（か所）	1	1	1
民間保育所、認定こども園	実績（人回）	882	1,278	1,730
	実績（か所）	9	9	10
市立保育所、認定こども園	実績（人回）	251	108	273
	実績（か所）	4	4	4
合計	実績（人回）	2,311	2,827	4,081
	実績（か所）	16	16	17
	実績と見込みの差異（人回）	△7,889	△7,973	△7,319
	実績と見込みの差異（か所）	△1	△2	△2

子育て支援・多世代交流センターは後述するわんぱーく及びはみんぐぱーくであり、公設で指定管理者制度を導入している施設となっている。ぽかぽかつどいの広場は公設で地域子育て支援拠点事業については業務委託を行っている。

令和２年度から４年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、当初見込みより利用者実績が大幅に減少している。利用者の大半は子育て支援・多世代交流センターと民間保育所、認定子ども園を利用している。

民間・市立の保育園等で地域子育て支援拠点事業を実施しているのは、令和５年４月１日時点で次の１４か所となる。

No	公・民	名称（実施施設）
１	公立	地域子育て支援センター さくらんぼ(白梅保育所内)
２	公立	地域子育て支援センター すぎのこ(杉山保育所内)
３	公立	地域子育て支援センター つくしんぼ(河和田保育所内)
４	公立	地域子育て支援センター なかよし(内原認定こども園内)
５	民間	ひので保育園地域子育て支援センター
６	民間	めぐみ子育てふれあいセンター(見和めぐみ保育園内)
７	民間	のびのび広場(ひばり保育園内)
８	民間	ベル・ママン(認定こども園グレイスリリーヴィクトリアナーサリー内)
９	民間	バンビーニ広場(ちゃいんどはうす保育園内)
１０	民間	元吉田さくら認定こども園子育て支援センター
１１	民間	ユーアイ子育て支援センター(ユーアイ村まるとカフェ内)
１２	民間	にこにこ子育て支援センター(百合が丘ひまわり保育園)
１３	民間	わくわく子育て支援センター(わくわくの森保育園内)
１４	民間	子育て支援センターみのり(さんさん保育園内)

民間保育園等における地域子育て支援拠点事業は業務委託の形態で行われている。
令和２年度から４年度までの業務委託費の金額及び業務実績は次のとおり。

地域子育て支援拠点事業業務委託費

単位：円

名称	R2	R3	R4
ひので保育園地域子育て支援センター	8,152,000	8,270,000	8,398,000
めぐみ子育てふれあいセンター	8,152,000	8,270,000	8,398,000
のびのび広場	3,892,000	4,148,988	6,561,229
ベル・ママン	4,916,000	5,035,000	5,149,000
バンビーニ広場	8,152,000	8,270,000	8,398,000
元吉田さくら認定こども園子育て支援センター	8,152,000	8,270,000	8,398,000
ユーアイ子育て支援センター	8,152,000	8,270,000	8,398,000
にこにこ子育て支援センター	4,506,844	4,802,421	5,089,000
わくわく子育て支援センター	8,152,000	8,270,000	8,398,000
子育て支援センターみのり			1,378,676
合計	62,226,844	63,606,409	68,565,905

地域子育て拠点事業業務実績

名称	R2			R3			R4		
	開設日数 (日)	重複含み 人数 (人)	重複除き 人数 (人)	開設日数 (日)	重複含み 人数 (人)	重複除き 人数 (人)	開設日数 (日)	重複含み 人数 (人)	重複除き 人数 (人)
ひので保育園地域子育て支援センター	180	709	491	189	655	447	236	1,493	699
めぐみ子育てふれあいセンター	228	1,243	1,242	172	936	936	237	1,618	1,618
のびのび広場	175	937	848	189	471	514	236	1,872	1,135
ベル・ママン	162	1,112	745	167	728	489	220	654	426
バンビーニ広場	182	1,354	443	191	2,842	333	237	2,271	659
元吉田さくら認定こども園子育て支援センター	177	2,906	2,767	188	2,589	2,501	242	3,549	3,428
ユーアイ子育て支援センター	220	2,723	2,673	233	3,819	2,809	244	4,675	3,454
にこにこ子育て支援センター	182	689	436	181	799	515	240	1,261	786
わくわく子育て支援センター	185	2,301	932	183	2,325	983	233	2,759	1,238
子育て支援センターみのり							41	548	155
合計	1,691	13,974	10,577	1,693	15,164	9,527	2,166	20,700	13,598

単位：組/日

	推定 1 日当たり利用組数 (重複含み人数 ÷ 2 ÷ 開設日数)		
名称	R2	R3	R4
ひので保育園地域子育て支援センター	2.0	1.7	3.2
めぐみ子育てふれあいセンター	2.7	2.7	3.4
のびのび広場	2.7	1.2	4.0
ベル・ママン	3.4	2.2	1.5
バンビーニ広場	3.7	7.4	4.8
元吉田さくら認定こども園子育て支援センター	8.2	6.9	7.3
ユーアイ子育て支援センター	6.2	8.2	9.6
にこにこ子育て支援センター	1.9	2.2	2.6
わくわく子育て支援センター	6.2	6.4	5.9
子育て支援センターみのり			6.7
合計	4.1	4.5	4.8

1 日当たり利用組数について、業務委託契約書の中で「概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること」と定めており、1 日当たり 10 組の利用を目安としている。しかし、令和 2 年度から 4 年度にかけては新型コロナウイルス感染症による影響もあり、利用状況は利用の目安を下回る状況が続いている。

【指摘事項 No.1】適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきこと

地域子育て支援拠点事業における業務委託契約書では委託業務を完了した時に委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を市へ提出することとなっている。委託業務実績報告書のうち、歳入歳出決算書を経年で比較したところ次のような事例がみられた。

事例①ひので保育園地域子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託費	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	合計	8,152,000	8,270,000	8,398,000
歳出	人件費	9,220,859	8,318,510	8,670,674
	合計	9,220,859	8,318,510	8,670,674

地域子育て支援事業について、常勤職員 2 名分の人件費のみが計上されている。担当者にヒアリングしたところ、担当職員 2 名分の人件費のみで委託費の上限額を超過するため、当該計上を許容しているとのことであった。しかし、常勤職員ではあるが、勤務時間全てを地域子育て支援事業に充てているのではなく、地域子育て支援事業終了後は定期利用保育園に係る業務に従事していると考えられる。また、地域子育て支援事業において計上すべき保育材料費や光熱水費等も発生しており、その発生費用については定期利用保育園事業において計上されていると考えられ、費用の区分管理が適切になされていない。水戸市としては地域子育て支援拠点事業としての委託料の積算を行い、地域子育て支援拠点事業の実施に応じた委託料の支払いを行うのであり、事業ごとの適切な区分管理がなければ事業の費用対効果や効率的な事業実施がなされているかの管理が行えない。

適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきである。

事例②めぐみ子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託料	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	利用料			3,500
	合計	8,152,000	8,270,000	8,401,500
歳出	人件費	7,168,833	7,577,512	6,048,211
	保育材料費	242,094	449,000	1,891,043
	水道光熱費	377,220	463,974	209,978
	消耗器具備品費	235,424	41,225	92,501
	通信費	129,081	105,331	164,908
	合計	8,152,652	8,637,042	8,406,641

保育材料費について令和4年度に急増しているが、その内容を確認したところ、地域子育て支援拠点事業利用者が園庭開放で利用するための遊具を1,350,000円で購入していた。地域子育て支援拠点事業における園庭開放利用者のための遊具ではあるが、実際には定期利用保育園事業利用者にも使用可能となっている。さらに、地域子育て支援拠点事業における園庭開放利用者のための遊具であるとはいえ、実際の園庭開放は1週間のうち1日のみで、時間も半日程度と利用時間は限定的であり、月によっては1日も園庭開放がない月もあった。

定期利用保育園事業利用者にも使用可能であり、地域子育て支援拠点事業における園庭開放の利用時間が限定的であることを考えると購入した遊具の全額を地域子育て支援拠点事業で負担することに合理性はないと考えられる。適切な区分経理による事業費負担を求めるべきである。

事例③元吉田さくら認定こども園子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託料	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	利用料	770,200	680,900	902,100
	合計	8,922,200	8,950,900	9,300,100
歳出	人件費	5,297,960	7,513,896	6,872,608
	保健衛生費	195,797		
	保育材料費	1,607,538		82,251
	水道光熱費	586,475	633,728	687,990
	消耗器具備品費	430,282		262,000
	賃借料	1,333,720	1,455,120	1,164,096
	印刷製本費			38,236
	業務委託費			149,096
	合計	9,451,772	9,602,744	9,256,277

保育材料費について年度による大幅な増減があり、費用の区分管理が適切になされていないと考えられるのは事例②と同じである。

さらに、本支援センターにおいては、令和４年度の人件費の歳出に専任ではない常勤職員３名への賞与の全額を令和４年６月の地域子育て支援拠点事業費用として支出していた。当該職員３名は令和４年４月から地域子育て支援拠点事業に従事するようになったものであり、賞与については賞与算定期間における勤務成績等に応じて支払われる給与であり、賞与算定期間において地域子育て支援拠点事業に一部従事しておらず、かつ従事している期間においても専任ではないことから当該職員の賞与全額を地域子育て支援拠点事業の費用として支出することは適切とは考えられない。人件費についても合理的な按分基準を設け、地域子育て支援拠点事業に係

る適正な人件費分のみ地域子育て支援拠点事業の支出とすべきである。

【指摘事項 No.2】委託業務の管理に必要なことは報告を求め、回答を得るべきこと

事例④わくわく子育て支援センター

地域子育て支援拠点事業歳入歳出決算書

単位：円

項目名		R2	R3	R4
歳入	委託費	8,152,000	8,270,000	8,398,000
	合計	8,152,000	8,270,000	8,398,000
歳出	人件費	6,870,842	6,870,913	6,705,416
	製作文具教材費 (活動費)	929,728	943,131	567,125
	光熱費	156,000	33,800	851,361
	消耗品費	75,430	306,216	194,432
	通信費	120,000	117,560	115,000
	外部講師費			8,500
	合計	8,152,000	8,271,620	8,441,834

地域子育て支援拠点事業の年度ごとの事業内容により支出の変動があるのは当然のことであるが、光熱水費については近年の資源高・物価高の影響により高額化している影響はあるものの、本支援センターの令和4年度の光熱費について前年度の約25倍と異常な高額が計上されている。水戸市において、光熱費の計算は按分計算で行っているとの説明を受けているが、実際の計算過程の資料依頼をしたところ運営者からの回答がないとのことであった。

業務委託契約書において、「受託者は、委託者から委託業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。」と定めており、委託業務の適切な管理のためにも委託業務に必要な事項については必ず回答を得るべきである。

また、事例①～③と同様に適切な区分経理による事業実績の報告を求めるべきである。

(2) 病児・病後児保育事業

病気あるいは病気回復期などのため、保育所等での集団保育が困難な児童を預かる事業であり、民間保育所等が実施する病児・病後児保育とファミリー・サポート・センターが実施する2形態ある。

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、確保方策、実績は次のとおり。

病児・病後児保育事業		R2	R3	R4
	量の見込み（人日）	1,070	1,150	1,300
病児・病後児保育事業	確保方策（人日）	970	1,050	1,200
	確保方策（か所）	9	10	11
	実績（人日）	381	593	549
	実績（か所）	7	7	7
	実績と見込みの差異（人日）	△589	△457	△651
	実績と見込みの差異（か所）	△2	△3	△4
ファミリー・サポート・センター （病児・病後児）	確保方策（人日）	100	100	100
	確保方策（か所）	1	1	1
	実績（人日）	26	10	1
	実績（か所）	1	1	1
	実績と見込みの差異（人日）	△74	△90	△99
	実績と見込みの差異（か所）	0	0	0
合計	実績（人日）	407	603	550
	実績と見込みの差異（人日）	△663	△547	△750

令和2年度から4年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、当初見込

みより利用者実績が大幅に減少している。新型コロナウイルス感染症の影響が緩和された後は病児・病後児保育について需要はあると考えられるので、子ども・子育て支援事業計画における施策の着実な実施が望まれる。

(3) 一時預かり事業

一時預かり事業には一時預かり事業（幼稚園型）と一時預かり事業（幼稚園型以外）の2形態ある。一時預かり事業（幼稚園型）は幼稚園・認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望等に応じて、在園児を一時的に預かる事業である。一時預かり事業（幼稚園型以外）は家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる事業である。

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、確保方策、実績は次のとおり。

一時預かり事業（幼稚園型）		R2	R3	R4
幼稚園等	量の見込み（人）	51,984	52,617	50,223
	確保方策（人）	51,984	52,617	50,223
	実績（人）	60,218	67,845	67,864
	実績と見込みの差異	8,234	15,228	17,641

一時預かり事業（幼稚園型以外）		R2	R3	R4
保育所等	量の見込み（人日）	5,391	5,422	5,342
	確保方策（人日）	5,391	5,422	5,342
	実績（人日）	4,189	3,781	3,412
	実績と見込みの差異	△1,202	△1,641	△1,930
スマイル・キッズ	量の見込み（人日）	1,560	1,560	1,560
	確保方策（人日）	1,560	1,560	1,560
	実績（人日）	1,415	1,286	1,712
	実績と見込みの差異	△145	△274	152
子育て支援・多世代交流センター	量の見込み（人日）	3,880	3,880	3,880
	確保方策（人日）	3,880	3,880	3,880
	実績（人日）	1,815	1,780	1,865
	実績と見込みの差異	△2,065	△2,100	△2,015
ファミリー・サポートセンター	量の見込み（人日）	900	900	900
	確保方策（人日）	900	900	900
	実績（人日）	1,312	1,233	1,213
	実績と見込みの差異	412	333	313
トワイライトステイ	量の見込み（人日）	15	15	15
	確保方策（人日）	15	15	15
	実績（人日）	0	0	0
	実績と見込みの差異	△15	△15	△15
合計		11,746	11,777	11,697
実績との差異		△3,015	△3,697	△3,495

スマイル・キッズは社会福祉法人水戸市社会福祉協議会へ補助事業として実施しているものである。

令和２年度から４年度までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により一時預かり事業（幼稚園型以外）において一時預かり利用者は想定していた利用者ほどの利用者はなく、保護者が夜間不在となる家庭の児童を児童養護施設で一時的に

預かるトワイライトステイについては利用者が全くいない状況となった。一方で、一時預かり事業（幼稚園型）においては想定していた利用者よりも多くの利用実績があった。確保方策として、各年度量の見込みと同一人数を記載しているが、これは事前の各年度の量の見込みの数量を上回る確保方策があったため、各年度の量の見込み人数を確保方策として記載しているものである。実際の確保方策としては厳密な積み上げによる算定は困難であるため、過年度の利用実績から概算で算定している。そのため、実際の確保方策を上回る利用者の受け入れが可能となっている。令和2年度から4年度までの実績では新型コロナウイルス感染症の影響により利用が制限された一時預かり事業（幼稚園型以外）から一時預かり事業（幼稚園型）へ利用者が移ったという要因もあるだろうが、それ以外にも事前の想定以上の利用希望者がいたと考えられる。

一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績について、公立・民間施設ごと、施設ごとの利用実績は次のとおり。

公立・民間施設別利用者

単位：人

公立・民間	R2	R3	R4	R4－R2	3年間 増減率
民間	57,196	63,889	63,889	6,693	11.7%
公立	3,022	3,956	3,975	953	31.5%
合計	60,218	67,845	67,864	7,646	12.7%

施設ごと利用者数

単位：人

No	公立・民間	施設名	R2	R3	R4	R4－R2	3年間 増減率
1	民間	認定こども園フレンド少友幼稚園	2,182	1,197	1,197	△985	△45.1%
2	民間	認定こども園あかつか赤塚幼稚園	4,138	3,291	3,291	△847	△20.5%
3	民間	認定こども園わたり渡里幼稚園	2,558	2,130	2,130	△428	△16.7%
4	民間	認定こども園大塚ひのまる幼稚園	4,895	5,340	5,340	445	9.1%
5	民間	認定こども園あさひ幼稚園	2,298	2,181	2,181	△117	△5.1%
6	民間	認定こども園あたご 水戸英宏愛宕幼稚園	60	106	106	46	76.7%
7	民間	認定こども園ひらす 水戸英宏平須幼稚園	818	216	216	△602	△73.6%
8	民間	認定こども園常磐大学幼稚園	2,039	2,042	2,042	3	0.1%
9	民間	認定こども園聖母幼稚園	2,756	4,198	4,198	1,442	52.3%
10	民間	認定こども園愛恩幼稚園	1,915	2,614	2,614	699	36.5%
11	民間	認定こども園プリンセスリリーリリー幼稚園/分園	5,004	6,710	6,710	1,706	34.1%
12	民間	認定こども園フォレストリリーリリーの森幼稚園	6,084	7,699	7,699	1,615	26.5%
13	民間	水戸幼稚園	2,950	3,016	3,016	66	2.2%
14	民間	みどり幼稚園	1,404	2,025	2,025	621	44.2%
15	民間	吉田幼稚園	15,039	16,970	16,970	1,931	12.8%
16	民間	河和田幼稚園	3,056	4,154	4,154	1,098	35.9%
17	公立	城東幼稚園	51	8	廃園	-	-
18	公立	浜田幼稚園（浜田認定子ども園）	41	444	222	181	441.5%
19	公立	常磐幼稚園（常磐認定子ども園）	324	317	353	29	9.0%
20	公立	緑岡幼稚園	488	576	913	425	87.1%
21	公立	見川幼稚園	83	256	400	317	381.9%
22	公立	寿幼稚園	193	231	57	△136	△70.5%
23	公立	石川幼稚園（石川認定子ども園）	97	505	580	483	497.9%
24	公立	千波幼稚園	146	15	廃園	-	-
25	公立	国田幼稚園	405	878	626	221	54.6%
26	公立	酒門幼稚園	25	48	172	147	588.0%
27	公立	飯富幼稚園	31	廃園	-	-	-
28	公立	梅が丘幼稚園	94	0	廃園	-	-
29	公立	吉田が丘幼稚園	78	61	110	32	41.0%
30	公立	笠原幼稚園	83	195	64	△19	△22.9%
31	公立	稲荷第二幼稚園	378	廃園	-	-	-
32	公立	妻里幼稚園	0	2	廃園	-	-
33	公立	常澄認定子ども園	1	23	63	62	6200.0%
34	公立	内原認定子ども園	504	397	415	△89	△17.7%
合計			60,218	67,845	67,864	7,646	12.7%

公立幼稚園については幼児保育課の監査結果の箇所で後述するが、再編方策により施設の廃園や認定こども園への移行を進めている。幼稚園型の一時預かり事業の利用者の9割超が民間施設となっている。しかし、認定子ども園へ移行した園にお

ける利用者数の増加の影響もあり、公立施設における一時預かり利用者全体の人数も増えており、公立施設も一定の役割を果たしているといえる。

(4) 子育て支援・多世代交流センターの管理運営

水戸市内には2か所の子育て支援・多世代交流センターがある。それぞれの施設の概要は次のようになっている。

	わんぱーく	はみんぐぱーく
敷地面積	1,496.54㎡	1,301.28㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上2階
建築面積	586.59㎡	752.00㎡
延床面積	952.37㎡	1,379.07㎡ (ピロティ等を除くと 945.46㎡)
開館日	平成19年4月10日	平成24年4月22日

施設の規模は同等なものとなっており、その運営は指定管理者制度を利用し、2施設を一括して公益社団法人水戸市シルバー人材センターへ管理業務の委託を行っている。直近の施設の利用者の状況及び2施設を合算した収支は次のとおり。

施設の利用者の状況

単位：人

施設名	区分	R1	R2	R3	R4
わんぱーく・みと	一般利用	36,479	5,377	7,190	11,302
	相談	217	125	317	503
	一時預かり	1,301	999	809	769
	小計	37,997	6,501	8,316	12,574
はみんぐぱーく・みと	一般利用	41,007	7,543	8,705	11,897
	相談	156	93	194	373
	一時預かり	1,892	1,300	1,448	1,610
	小計	43,055	8,936	10,347	13,880
合計		81,052	15,437	18,663	26,454

収支状況

単位：千円

	R2	R3	R4
経常収益 (うち、指定管理料)	86,521 (76,500)	86,995 (76,450)	88,819 (78,100)
経常費用	88,242	86,803	91,913
当期経常増減額	△1,722	192	△3,094

令和２年度では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の制限や市外利用者の制限などにより大きく利用者数が減少している。令和３年度以降においては新型コロナウイルス感染症の影響の緩和によりやや利用者数は増加してきているが、令和４年度においても新型コロナウイルス感染症の影響がほぼなかった令和元年度と比較すると３分の１の水準にとどまっている。子育て支援・多世代の交流が主たる目的の事業のため、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、長く続いてしまうことはやむを得ない。令和４年度は利用者数は一定程度回復した者の新型コロナウイルス感染症前の水準には程遠い状況に加え、昨今の資源高による光熱費等

の増加により収支状況は悪化している。

(5) ひとり親家庭等に対する支援

① ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

事業の概要

ひとり親家庭の親が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで6月以上修学する場合に、給付金を支給するものであり、対象者は水戸市内に居住する、20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、入学から卒業までの間、次のすべての要件を満たす人である。

- 1 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある方
- 2 養成機関（※通信制の養成機関を含む）において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 3 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 4 過去に高等職業訓練促進給付金（旧・高等技能訓練促進費）の支給を受けたことがない方
- 5 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない方

対象資格は次の12資格及び市長が認めた資格となっている。

- 1 看護師（准看護師を含む）
- 2 介護福祉士
- 3 保育士
- 4 理学療法士

- 5 作業療法士
- 6 歯科衛生士
- 7 美容師
- 8 社会福祉士
- 9 製菓衛生師
- 10 調理師
- 11 精神保健福祉士
- 12 言語聴覚士
- 13 その他市長が認める資格

給付金の額については次のとおり。

(水戸市 HP より引用)

高等職業訓練促進給付金 (毎月支給)	市町村民税非課税世帯	月額 100,000円 ※養成機関における最後の12月 は月額4万円増額
	市町村民税課税世帯	月額 70,500円 ※養成機関における最後の12月 は月額4万円増額
修了支援給付金 (卒業後に一度限り支給)	市町村民税非課税世帯	50,000円
	市町村民税課税世帯	25,000円

(補足)

- ・市町村民税非課税世帯は、同一世帯の家族全員に市町村民税が課税されていない場合に該当になります。
- ・修了支援金については、修業を開始した日において、ひとり親であった方が対象になります。修業期間中にひとり親になった場合は支給されません。
- ・給付金を受けられるのは、1人につき一度限りとなります。

直近３年間の事業の実績は次のとおり。

No	資格	R2		R3		R4		3年間計		
		人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)	比率
1	看護師（准看護師を含む）	9	9,490,000	20	19,598,500	26	32,259,500	55	61,348,000	78.0%
2	介護福祉士							0	0	0.0%
3	保育士	1	890,000					1	890,000	1.1%
4	理学療法士							0	0	0.0%
5	作業療法士							0	0	0.0%
6	歯科衛生士							0	0	0.0%
7	美容師	2	2,146,000	1	1,086,000	1	688,000	4	3,920,000	5.0%
8	社会福祉士			1	846,000	1	846,000	2	1,692,000	2.2%
9	製菓衛生師							0	0	0.0%
10	調理師							0	0	0.0%
11	精神保健福祉士							0	0	0.0%
12	言語聴覚士	2	2,282,000	2	2,930,000	1	1,730,000	5	6,942,000	8.8%
その他市長が認める資格										
13	栄養士	1	1,450,000					1	1,450,000	1.8%
14	建築士			1	1,200,000	1	1,200,000	2	2,400,000	3.1%
合計		15	16,258,000	25	25,660,500	30	36,723,500	70	78,642,000	100.0%

※金額は訓練促進給付金と修了支援給付金の合算額

【意見 No.2】ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格について

直近の３年間に於いて、累計で70名に対し合計78,642千円の支給実績があるが、その内訳をみると、8割近くが看護師（准看護師を含む）となっている。支給対象資格として12資格を明示し、その他市長が認める資格は申請の都度、審査を行い支給対象とするか決定をしているが、実績としては対象資格が7資格で、そのほとんどが看護師（准看護師を含む）となっている状況である。

国においても対象資格を看護師や保育士等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格に拡大するなど給付対象の拡大を進めており、水戸市においても就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭への支援をより広く行うためにも、対象者のニーズを捉え、利用者が利用しやすいよう明示的に対象資格の拡大を行うことを検討すべきである。

②母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

【指摘事項 No.3】 債権管理のため適切な管理体制を整えるべきこと

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務については令和２年に水戸市が中核市になったことにより、従来は茨城県で行われていたものが移管された事務である。そのため、資金の貸し付けに係る管理システムは茨城県で利用していた時の専用債権管理システムを継続して使用しているが、包括外部監査に係る資料依頼として、過去３年間の年度末における総貸付残高・貸付先件数及び滞納状況（債務者ごとの滞納額・滞納期間）に係る資料を依頼したが、貸付金の管理は貸付先の個人ごとに行われており、当該システムに集計機能がないため、全体の金額・滞納期間ごとの残高は確認できなかった。

令和４年度の貸付事業の実態は次のとおり。

	令和３年度末	増加	減少	令和４年度末
元金（円）	83,427,287	600,000	10,785,060	73,242,227
利子（円）	967,251		113,249	854,002
違約金（円）	19,419,467	1,335,569	611,368	20,143,668
合計（円）	103,814,005	1,935,569	11,509,677	94,239,897
人数（人）	185	2	9	178

※違約金は資金の償還にあたり滞納があった場合に元利金について年３％発生するものである。

推定計算として、令和４年度中に違約金の増加額が１,３３５千円であることから、３％で割り返すと、 $1,335 \text{ 千円} \div 0.03 = 44,518 \text{ 千円}$ となる。令和４年度の返済元金の

うち、滞納分が 1,069 千円であることから、全体として
44,518 千円（推定滞納元利金）+20,143 千円（違約金）-1,069 千円（令和 4 年度返済滞納分元金）≒ 約 63,000 千円と令和 4 年度残高の 6 割を超える金額が滞納者に対する資金貸付残高となっていると推測される。

本来貸付金の管理においては、誰にどのような条件で貸し出しを行い、滞納発生者ごとの滞納金額・滞納期間について適時把握する必要がある。現状の債権管理システムにおいてそのような情報が得られないのであれば、現状のシステムに集計機能を追加するなどの方法で適切な管理を行える体制にするべきである。

また、滞納債権の回収について外部委託を検討したが業務受託への応募者はなく、債権の回収について他部署との情報共有がない状況である。母子・父子・寡婦福祉資金単独での債権回収としてではなく、水戸市が債権者である他の債権と組み合わせて回収の外部委託を検討するなど、より実効性のある回収に向けた取り組みを行うべきである。

徴収対策については地方税も含めて大きな課題であり、総務省通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項について（総税第 55 号 平成 19 年 3 月 27 日）」においても次のような記載がある。

（３） 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増

えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

（下線は筆者による）

貸付金という性格上、納税者の負担の公平性の確保のためにも、水戸市としての全体的な債権徴収対策の俎上に載せ、共有可能な情報については他部署と共有を行っていくべきである。

さらに、滞納となっている債権について、督促を行うとともに毎年1回は債務者に対し催告の連絡を行っているとのことであるが、不能欠損処分を行っていない。滞納債権の滞納期間を集計したデータがないが、長期にわたり滞納となっている債権もあるものと考えられ、また、今後滞納債権が長期化することもありうる。そのような状況下で、形式的に催告の連絡をするだけでなく、債権回収に向けた最善の努力を行いながらも回収が困難な債権については債権の時効期間等を参考にしながら、不能欠損処分をするなど効率的で公平・一貫性のある事務の執行をするべきである。

（6）放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に適切な生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業を実施している。

事業の類型としては各市立学校・義務教育小学校内に公設民営で実施する開放学級（令和4年度より事業内容を分かりやすくするため放課後学級へ変更）と民設民

営で実施する学童クラブがある。

対象児童については就労等により保護者が昼間家庭にいない、市内に居住する小学校 1 年生から 6 年生までの児童となっている。

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み、確保方策、実績は次のとおり。

放課後児童健全育成事業

		R2	R3	R4
	量の見込み（人）	4,454	4,440	4,538
	確保方策（人）	4,514	4,666	4,666
	確保方策（か所）	90	93	93
学童クラブ	実績（人）	969	1,079	1,053
	実績（か所）	22	23	23
開放学級 （放課後学級）	実績（人）	4,053	4,049	4,304
	実績（か所）	74	75	75
合計	実績（人）	5,022	5,128	5,357
	実績（か所）	96	98	98
	実績と見込みの差異（人）	508	462	691
	実績と見込みの差異（か所）	6	5	5

上記の量の見込み、確保方策の人数は学童クラブや開放学級（放課後学級）への登録人数となっている。令和 2 年度から 4 年度にかけては事前の量の見込みを上回る登録人数となっており、放課後児童健全育成事業に対して強い需要があることを示している。

①開放学級（放課後学級）

開放学級（放課後学級）の運営については令和 2 年度より市内を 5 地区に分けたうちの 2 地区において民間事業者へ業務委託を行っており、令和 3 年度からは残りの 3 地区においても民間事業者へ業務委託を行っている。開放学級（放課後学級）

の実績について、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み等の指標である登録者数では実際の利用状況の把握が難しいため、利用者数と地区別の運営管理業務委託料の検討を行った。

地区別の利用者数のデータは次のとおり。

開放学級（放課後学級） 学校ごと利用者数

単位：人

No	放課後学級名	地区	R2	R3	R4	R4-R2	3年間 増減率
1	三の丸小学校放課後学級	D	11,811	11,855	10,505	△1,306	△11.1%
2	五軒小学校放課後学級	D	8,254	8,152	7,685	△569	△6.9%
3	新荘小学校放課後学級	C	4,319	3,636	2,368	△1,951	△45.2%
4	城東小学校放課後学級	D	7,795	8,410	11,053	3,258	41.8%
5	浜田小学校放課後学級	D	23,514	26,577	29,920	6,406	27.2%
6	常磐小学校放課後学級	C	14,755	14,127	12,220	△2,535	△17.2%
7	緑岡小学校放課後学級	B	41,975	41,446	44,101	2,126	5.1%
8	寿小学校放課後学級	B	16,075	15,149	15,252	△823	△5.1%
9	上大野小学校放課後学級	D	3,877	6,048	6,305	2,428	62.6%
10	柳河小学校放課後学級	C	4,101	4,908	4,355	254	6.2%
11	渡里小学校放課後学級	C	20,104	20,724	23,796	3,692	18.4%
12	吉田小学校放課後学級	E	12,958	16,086	15,977	3,019	23.3%
13	酒門小学校放課後学級	E	22,340	23,690	25,056	2,716	12.2%
14	石川小学校放課後学級	C	7,499	9,216	9,468	1,969	26.3%
15	飯富小学校放課後学級	C	6,901	6,522	6,052	△849	△12.3%
16	河和田小学校放課後学級	A	14,487	16,220	16,613	2,126	14.7%
17	上中妻小学校放課後学級	A	6,830	7,153	8,487	1,657	24.3%
18	見川小学校放課後学級	B	13,466	13,563	13,948	482	3.6%
19	千波小学校放課後学級	B	16,297	20,838	22,220	5,923	36.3%
20	梅が丘小学校放課後学級	B	22,126	23,554	22,123	△3	△0.0%
21	双葉台小学校放課後学級	A	22,439	22,984	22,052	△387	△1.7%
22	笠原小学校放課後学級	B	25,643	28,711	30,431	4,788	18.7%
23	赤塚小学校放課後学級	A	6,331	7,137	8,343	2,012	31.8%
24	吉沢小学校放課後学級	E	30,520	29,618	31,042	522	1.7%
25	堀原小学校放課後学級	C	6,965	8,937	8,971	2,006	28.8%
26	下大野小学校放課後学級	D	3,068	4,283	4,199	1,131	36.9%
27	稲荷第一小学校放課後学級	D	10,347	10,634	10,668	321	3.1%
28	稲荷第二小学校放課後学級	D	9,891	9,604	9,892	1	0.0%
29	大場小学放課後学級	E	8,452	10,549	10,422	1,970	23.3%
30	鯉淵小学校放課後学級	A	11,090	12,318	12,263	1,173	10.6%
31	妻里小学校放課後学級	A	7,219	7,168	7,598	379	5.3%
32	内原小学校放課後学級	A	16,745	16,524	14,574	△2,171	△13.0%
33	国田義務教育学校放課後学級	C	6,036	6,286	6,075	39	0.6%
合計			444,230	472,627	484,034	39,804	9.0%

地区別利用者数

単位：人

地区名	R2	R3	R4	R4-R2	3年間 増減率
A	85,141	89,504	89,930	4,789	5.6%
B	135,582	143,261	148,075	12,493	9.2%
C	70,680	74,356	73,305	2,625	3.7%
D	78,557	85,563	90,227	11,670	14.9%
E	74,270	79,943	82,497	8,227	11.1%
合計	444,230	472,627	484,034	39,804	9.0%

地区別運営管理委託業務料

地区名	地区別運営管理業務委託料 単位：円			利用者1人当たり委託料 (委託料/利用者数) 単位：円/人		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
A	119,713,030	121,020,190	119,605,911	1,406	1,352	1,330
B	161,748,075	174,325,400	166,932,325	1,193	1,217	1,127
C	0	99,084,110	96,916,090	0	1,333	1,322
D	0	125,854,379	124,188,249	0	1,471	1,376
E	0	69,676,507	69,016,580	0	872	837
合計	281,461,105	589,960,586	576,659,155	1,275	1,248	1,191

【意見 No.3】 今後の児童数の動態を考慮した地区割の検討について

開放学級（放課後学級）の利用者数合計について、令和2年度の444千人から令和4年度は484千人と10%近く増加しており、登録者数の増加が令和2年度の5.0千人から令和4年度は5.3千人へと約6%の増加であるため登録者数の増加以上の利用者数の増加となっている。また、地区別利用者をみても、全ての地区において

令和 2 年度から 4 年度にかけて利用者数は増加しているが、地区ごとにより増加割合は異なり増加割合が最も低い C 地区が約 4%、最も高い D 地区が約 15%と 4 倍近い差がある。また、開放学級（放課後学級）の学校ごとの利用者をみると、学校によっては大きく利用者数が減少している。現行の地区割において最も利用者数の多い B 地区は最も利用者数の少ない C 地区の 2 倍を超えている。事業実施の効率性の指標の一つとなる利用者 1 人当たりの委託料について、令和 2 年度から 4 年度までにおいて各地区において大きな変動はなく、また地区ごとにおいてもそれほど大きな差は見られない。しかし、今後の児童数の減少や地域ごとの人口動態によっては、現行の地区割における利用者数の差の拡大や地区によって事業実施可能事業者が限定され、委託事業の効率的な実施に影響を与える恐れがある。現行の地区割における各地区の利用者の推移を注視しながら、今後の事業委託における地区割について慎重に検討されたい。

②民間学童クラブ

民間学童クラブの利用人数、放課後児童健全育成事業補助金の金額は次のとおり。

学童クラブ利用人数推移

No	私立学童クラブ名	年平均利用者数			年間開設日数			年間利用者数（推計計算）			
		単位：人/日			単位：日			単位：人			
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R4-R2
1	こばと学童クラブ	37	38	37	293	292	290	10,840	11,100	10,730	△110
2	めぐみ学童保育部	21	19	19	288	250	254	6,050	4,750	4,830	△1,220
3	ひまわり学童クラブ	45	45	45	287	293	293	12,920	13,190	13,190	270
4	石川フレンドクラブ	45	40	36	251	251	255	11,300	10,040	9,180	△2,120
5	わかな学童クラブ	31	28	38	286	287	287	8,870	8,040	10,910	2,040
6	キンダーワールドナーサリー育脳学童クラブ	32	31	29	253	252	252	8,100	7,810	7,310	△790
7	ヴィクトリアナーサリー育脳ドナルドクラブ	39	36	46	290	288	301	11,310	10,370	13,850	2,540
8	ゆりの木学童クラブ	29	31	0	291	291	-	8,440	9,020	0	△8,440
9	リリー幼稚園育脳学童クラブ	39	43	47	290	290	289	11,310	12,470	13,580	2,270
10	リリーの森幼稚園育脳学童クラブ	34	31	28	291	291	290	9,890	9,020	8,120	△1,770
11	あいくらぶ	41	27	21	290	254	251	11,890	6,860	5,270	△6,620
12	元吉田さくら学童クラブ	27	32	37	258	250	250	6,970	8,000	9,250	2,280
13	リリーベール小学校育脳学童クラブ	28	33	35	260	260	257	7,280	8,580	9,000	1,720
14	吉田学童	77	87	91	296	301	304	22,790	26,190	27,660	4,870
15	スワンkid'sクラブ	37	34	37	290	291	291	10,730	9,890	10,770	40
16	さくらの杜学童クラブ	22	20	21	289	288	287	6,360	5,760	6,030	△330
17	学童てらこやべるきっずはうす	71	72	89	348	310	298	24,710	22,320	26,520	1,810
18	ウォーターリリースポーツ学童クラブ	22	37	34	252	289	286	5,540	10,690	9,720	4,180
19	水戸すんゆう三の丸つばめ学童スクール	38	44	38	290	290	292	11,020	12,760	11,100	80
合計		715	728	728	5,393	5,318	5,027	206,320	206,860	207,020	700

学童クラブ補助金額推移

No	私立学童クラブ名	補助金額			利用者1人当たり補助金		
		単位：円			単位：円/人		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4
1	こばと学童クラブ	12,626,700	12,573,344	12,066,300	1,165	1,133	1,125
2	めぐみ学童保育部	6,413,640	3,915,050	4,135,610	1,060	824	856
3	ひまわり学童クラブ	11,711,919	11,961,265	11,700,433	906	907	887
4	石川フレンドクラブ	7,394,954	8,267,521	7,061,370	654	823	769
5	わかな学童クラブ	6,929,450	7,548,538	8,124,038	781	939	745
6	キンダーワールドナーサリー育脳学童クラブ	5,212,080	4,525,510	4,409,231	643	579	603
7	ヴィクトリアナーサリー育脳ドナルドクラブ	7,576,446	4,542,307	5,030,841	670	438	363
8	ゆりの木学童クラブ	10,405,000	9,965,805	-	1,233	1,105	-
9	リリー幼稚園育脳学童クラブ	6,744,796	7,065,315	7,726,747	596	567	569
10	リリーの森幼稚園育脳学童クラブ	6,563,603	7,424,709	5,917,304	664	823	729
11	あいくらぶ	10,176,500	9,758,500	8,857,110	856	1,423	1,681
12	元吉田さくら学童クラブ	4,847,210	4,768,000	1,814,677	695	596	196
13	リリーパール小学校育脳学童クラブ	1,415,481	1,459,983	2,139,485	194	170	238
14	吉田学童	5,929,860	6,545,375	6,132,027	260	250	222
15	スワンkid'sクラブ	9,398,048	9,343,215	9,739,700	876	945	904
16	さくらの杜学童クラブ	8,962,635	8,715,300	8,480,020	1,409	1,513	1,406
17	学童てらこやべるきっずはうす	5,894,085	7,518,047	3,331,291	239	337	126
18	ウォーターリリースポーツ学童クラブ	6,687,574	7,933,979	7,108,383	1,207	742	731
19	水戸すんゆう三の丸つばめ学童スクール	9,325,913	8,419,488	10,204,616	846	660	919
合計		144,215,894	142,251,251	123,979,183	699	688	599

民間学童クラブの補助金については、各学童クラブが放課後児童健全育成事業の実施に要した費用から利用者負担金を差し引いた金額と補助金の規定により定めた金額と比較して少ない方の額を補助金として交付しており、放課後児童健全育成事業を実施していても補助金の申請をしない事業者もあり、そのような事業者における利用人数等の把握は年間を通して継続的に把握しているわけではないので上記表が民間学童クラブの全ての利用者を網羅しているわけではない。また、民間事業者において利用者負担金の徴収を行うと利用者1人当たりの補助金額は減少するため、利用者1人当たりの補助金額が事業実施の効率性を必ずしも表すものではない。

利用者総数については令和2年度から令和4年度にかけて若干だが増加しており、年間でおおよそ20万人の児童が利用している。利用者1人当たり補助金についても

全体で見ると減少傾向にあり、開放学級（放課後学級）における利用者 1 人当たり委託料と比較してもそれほど大きな乖離は見られなかった。

第3 子育て支援課

1 事務分掌

令和5年4月1日時点の子育て支援課の事務分掌は以下のとおりである。

相談係

- 1 児童福祉法に基づく助産及び母子の保護の実施に関すること。
- 2 女性相談に関すること。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による配偶者暴力相談支援センターとしての業務（同法第3条第3項第2号及び第3号に係る業務を除き、同法第28条の2において準用する場合も含む。）に関すること。
- 4 家庭児童相談に関すること。
- 5 要保護児童及びDV対策地域協議会に関すること。
- 6 子育て短期支援事業に関すること。
- 7 助産施設及び母子生活支援施設に関すること。
- 8 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく婦人保護施設に関すること。

母子保健係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 思春期保健に関すること。
- 3 口腔保健（母子保健に係るものに限る。）に関すること。
- 4 栄養改善（母子保健に係るものに限る。）に関すること。
- 5 健康づくりの推進（母子保健に係るものに限る。）に関すること。
- 6 小児慢性特定疾病医療給付に関すること。
- 7 未熟児養育医療給付に関すること。
- 8 不妊・不育症治療に関すること。

こども発達支援センター

- 1 施設の維持管理に関すること。
- 2 施設の利用に関すること。
- 3 障害児通所支援及び障害福祉サービスに係る相談及び申請の受付に関すること。
- 4 子どもの心身の障害に係る啓発に関すること。

(五軒分室)

- 1 施設の維持管理に関すること。
- 2 施設の利用に関すること。

(緑岡分室)

- 1 施設の維持管理に関すること。
- 2 施設の利用に関すること。

(百合丘分室)

- 1 施設の維持管理に関すること。
- 2 施設の利用に関すること。

(妻里分室)

- 1 施設の維持管理に関すること。
- 2 施設の利用に関すること。

決算の状況

(1) 歳入の状況

(単位：円)

款	項	目	節	細節	令和2年 度	令和3年度	令和4年度
分担金及び負担金					297,150	295,360	346,447
負担金					297,150	295,360	346,447
民生費負担金					39,900	13,200	7,700
児童福祉費負担金					39,900	13,200	7,700
母子生活支援施設入所者負担金					39,900	13,200	7,700
衛生費負担金					257,250	282,160	338,747
母子健康費負担金					257,250	282,160	338,747
未熟児養育医療個人負担金					257,250	282,160	338,747
使用料及び手数料					1,740	113,740	315,238
使用料					1,740	113,740	315,238
民生使用料					1,740	113,740	315,238
児童福祉使用料					1,740	113,740	315,238
市有地使用料					1,740	1,740	5,238
職員等駐車場使用料					－(※)	112,000	310,000
国庫支出金					91,315,410	161,870,854	93,324,941
国庫負担金					38,485,410	39,801,650	39,789,400
民生費国庫負担金					6,758,744	4,625,000	4,619,400
児童福祉費国庫負担金					6,758,744	4,625,000	4,619,400
母子生活支援施設費負担金					6,758,744	4,625,000	4,619,400
衛生費国庫負担金					31,726,666	35,176,050	35,170,000

		母子健康保険費国庫負担金	31,726,666	35,176,050	35,170,000
		未熟児養育医療費負担金	0	3,920,000	3,920,000
		小児慢性特定疾病医療費負担金	31,726,666	31,256,050	31,250,000
	国庫補助金		52,830,000	122,069,204	53,535,541
		民生費国庫補助金	2,939,000	5,801,000	5,867,000
		社会福祉費国庫補助金	1,798,000	4,660,000	4,726,000
		女性相談員費補助金	1,798,000	4,660,000	4,726,000
		児童福祉費国庫補助金	1,141,000	1,141,000	1,141,000
		子育て短期支援事業費補助金	1,141,000	1,141,000	1,141,000
		衛生費国庫補助金	49,891,000	116,268,204	47,668,541
		母子保健費国庫補助金	49,891,000	116,268,204	47,658,541
		母子保健事業費補助金	45,845,000	111,452,204	39,996,541
		育児支援家庭訪問事業費補助金	4,046,000	4,329,000	3,972,000
		小児慢性特定疾病対策費補助金	0	487,000	634,000
		伴走型相談支援経費補助金	0	0	3,066,000
	県支出金		19,500,038	9,480,673	8,254,451
		県負担金	2,361,378	4,518,673	2,739,451
		衛生費負担金	2,361,378	4,518,673	2,739,451
		母子保健費負担金	2,361,378	4,518,673	2,739,451
		未熟児養育医療費負担金	2,361,378	4,518,673	2,739,451
	県補助金		17,138,650	4,899,000	5,515,000
		民生費補助金	250,000	409,000	493,000
		児童福祉費補助金	250,000	409,000	493,000
		子育て短期支援事業費補助金	250,000	409,000	493,000
		衛生費補助金	16,888,660	4,490,000	5,022,000

			母子保健費補助金	16,888,660	4,490,000	5,022,000
			母子保健事業費補助金	13,842,660	1,217,000	1,415,000
			育児支援家庭訪問事業費補助金	3,046,000	3,273,000	5,524,000
			小児慢性特定疾病医療費補助金	0	0	0
			伴走型相談支援経費	0	0	83,000
		諸収入		2,430,360	7,096,417	18,002,485
		雑入		2,430,360	7,096,417	18,002,485
		過年度収入		0	4,722,757	6,002,693
		過年度収入		0	4,722,757	6,002,693
		未熟児養育医療給付事業費負担金精算金		0	4,722,757	5,243,347
		小児慢性特定疾病医療費国庫負担金清算金		0	0	759,346
		雑入		2,430,360	2,373,660	11,999,792
		雑入		2,430,360	2,373,660	11,999,792
		社会保険掛金		0	0	7,453,365
		雇用保険掛金		0	0	265,240
		広告掲載料		560,000	414,000	20,000
		市町村職員共済組合掛金		0	0	1,735,365
		子育て短期支援事業個人負担金		10,000	111,700	78,250
		未熟児養育医療医療福祉費負担金		1,860,360	1,847,960	2,447,553

※組織改編前であり、複数課分が合算されており、子育て支援課相当分を算定できないため空欄となっている。

(2) 歳出の状況

(単位：円)

款	項	目	節	細節	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生費					77,799,999	101,917,332	164,537,900
社会福祉費					128,964	271,797	82,878
社会福祉総務費					128,964	271,797	82,878
報酬					28,000	0	0
非常勤職員報酬					28,000	0	0
需用費					84,964	210,837	70,400
消耗品費					20,238	23,177	0
印刷製本費					64,636	187,660	70,400
役務費					3,700	0	3,388
通信運搬費					3,700	0	3,388
使用料及び賃借料					8,300	1,960	3,090
使用料及び賃借料					8,300	1,960	3,090
負担金補助及び交付金					4,000	6,000	6,000
負担金					4,000	6,000	6,000
償還金利子及び割引料					0	53,000	0
償還金					0	53,000	0
児童福祉費					77,651,035	101,645,535	164,455,022
児童福祉総務費					77,651,035	101,645,535	164,455,022
報酬					18,940,381	21,916,975	37,582,728
非常勤職員報酬					771,000	688,000	742,000
会計年度任用職員報酬					18,169,781	21,228,975	36,840,728
給料					12,211,536	21,646,224	38,282,265

	一般職給	11,538,668	21,646,224	38,282,265
職員手当		11,538,668	19,891,105	36,074,068
	扶養手当	438,000	483,500	937,100
	通勤手当	302,000	570,000	952,800
	住居手当	0	288,000	1,158,000
	管理職手当	480,000	480,000	480,000
	地域手当	1,312,944	2,260,958	3,969,896
	児童手当	420,000	420,000	735,000
	期末手当	4,495,847	8,515,858	14,655,167
	勤勉手当	2,348,894	3,846,292	7,343,186
	時間外勤務手当	92,435	104,257	173,627
	退職手当	1,648,548	2,922,240	5,669,292
共済費		10,446,181	14,933,509	25,550,915
	市町村職員共済組合員負担金	4,175,233	7,054,726	12,022,991
	公立学校共済組合負担金	0	0	2,530,341
	公務災害補償基金負担金	19,343	19,643	18,707
	社会保険料	6,015,495	7,529,882	10,416,332
	雇用保険料	194,445	272,342	450,166
	労働者災害補償保険料	41,665	56,916	112,378
報償費		118,000	176,000	212,000
	報償金	118,000	176,000	212,000
旅費		645,696	829,786	1,488,753
	費用弁償	645,696	829,786	1,488,753
需用費		3,040,364	4,247,563	5,499,720
	消耗品費	998,911	1,224,711	669,516

	燃料費	96,923	171,975	211,649
	印刷製本費	234,597	225,197	176,704
	光熱水費	1,569,045	2,318,496	3,999,024
	修繕料	140,888	307,184	442,827
役務費		386,200	654,967	942,913
	通信運搬費	277,859	471,123	701,089
	手数料	36,300	36,300	58,300
	火災保険料	34,607	50,920	73,038
	自動車損害保険料	37,434	96,624	110,486
委託費		5,911,819	3,853,801	5,413,007
	施設管理委託料	2,180,219	2,443,901	3,695,007
	事務事業等委託料	2,880,000	0	0
	扶助費的な委託料	851,600	1,409,900	1,718,000
使用料及び賃借料		79,871	123,421	211,723
	使用料及び賃借料	79,871	123,421	211,723
工事請負費		0	3,630,000	704,000
	工事請負費	0	3,630,000	704,000
備品購入費		140,700	554,000	1,723,700
	庁舎器具費	140,700	554,000	61,600
	機械器具費	0	0	1,662,100
負担金補助及び交付金		242,000	269,700	247,500
	負担金	14,000	23,700	44,500
	補助金	228,000	246,000	203,000
扶助費		13,840,923	8,895,084	9,404,072
	扶助費	13,840,923	8,895,084	9,404,072

		償還金	108,696	0	1,112,658
		償還金	108,696	0	1,112,658
		公課費	0	23,000	5,000
		公課費	0	23,000	5,000
衛生費			419,853,760	561,376,479	530,214,268
	母子保健費		419,853,760	561,376,479	530,214,268
	母子保健費		419,853,760	561,376,479	530,214,268
	報酬	報酬	574,000	4,904,113	24,622,388
		非常勤職員報酬	574,000	4,904,113	1,008,000
		会計年度任用職員報酬			23,614,388
	給料				39,601,804
		一般職給			39,601,804
	職員手当等				36,073,423
		通勤手当			619,000
		住居手当			672,000
		地域手当			4,009,536
		期末手当			12,611,461
		勤勉手当			8,124,189
		時間外勤務手当			4,158,301
		特殊勤務手当			32,200
		退職手当			5,846,736
	共済費				19,424,310
		市町村職員共済組合員負担金			14,515,920
		社会保険料			4,692,930
		雇用保険料			215,460

報償費	9,985,000	7,354,500	11,491,000
報償金	9,985,000	7,354,500	11,491,500
旅費	0	0	963,200
費用弁償	0	0	963,200
需用費	3,059,249	2,583,861	3,374,969
消耗品費	2,116,023	1,729,278	2,440,575
燃料費	85,392	102,022	137,012
食糧費	26,112	11,204	29,157
印刷製本費	780,968	691,656	690,162
修繕料	50,754	49,701	78,063
役務費	4,782,954	5,046,547	6,203,293
通信運搬費	1,675,916	1,940,853	1,798,281
手数料	2,917,732	2,938,283	4,314,622
火災保険料	142,754	122,573	45,552
自動車損害保険料	46,552	44,838	44,838
委託料	227,095,250	243,518,585	235,673,030
事務事業等委託料	227,095,250	243,518,585	235,673,030
使用料及び賃借料	24,700	31,900	2,073,940
使用料及び賃借料	24,700	31,900	2,073,940
備品購入費	154,000	371,800	2,645,500
庁舎器具費	154,000	371,800	2,645,500
負担金補助金及び交付金	103,668,989	203,785,403	60,995,984
補助金	103,668,989	203,785,403	60,994,984
扶助費	65,450,406	84,546,708	79,000,457
扶助費	65,450,406	84,546,706	79,000,457

		償還金利子及び割引料	5,054,212	9,226,462	8,056,470
		償還金	5,054,212	9,226,462	8,056,470
		公課費	5,000	6,600	5,000
		公課費	5,000	6,600	5,000

※水色着色部分は組織改編前であり、子育て支援課相当分を算定することは困難であることから空欄となっている。

(3) 令和4年度の主な歳出の状況

子育て支援課の令和4年度歳出金額について、事業別に集計すると以下の通りとなる。このうち、5,000千円以上の項目を中心に関連資料の閲覧などの監査手続を行った。

(単位：千円)

N o	事業名	令和4 年度決 算額	令和4年度歳出内訳		監査 対象
1	女性相談経費	82	省略	—	
2	家庭児童相談経費	1,079	省略	—	
3	子育て短期支援経費	2,450	省略	—	
4	母子生活支援施設経費	9,588	扶助費	9,404	○
			償還金利子及び割引料	184	
5	こども発達支援センター運営経費	13,100	報酬	742	
			報償費	92	
			需用費	5,059	
			役務費	828	
			委託料	3,695	

			使用料及び賃借料	211	
			工事請負費	704	○
			備品購入費	1,723	○
			負担金補助及び交付金	44	
6	産前産後支援経費	268,436	報償費	4,512	
			需用費	2,470	
			役務費	3,865	
			委託料	193,024	○
			使用料及び賃借料	31	
			備品購入費	148	
			負担金補助及び交付金	60,815	○
			償還金利子及び割引料	3,563	
			公課費	5	
7	乳幼児健康診査相談経費	56,331	報償費	6,979	○
			需用費	713	
			役務費	1,742	
			委託料	40,283	○
			備品購入費	2,497	
			負担金補助及び交付金	180	
			償還金利子及び割引料	3,936	
8	未熟児養育医療経費	13,772	役務費	20	
			扶助費	13,751	○
9	小児慢性特定疾病医療経費	69,216	報酬	1,008	
			需用費	7	
			役務費	343	

			使用料及び賃借料	2,042	
			扶助費	65,248	○
			償還金利子及び割引料	566	
1	伴走型相談支援経費	2,864	職員手当等	83	
0			需用費	183	
			役務費	231	
			委託料	2,365	○

2 監査の結果

(1) 母子生活支援施設経費

①事業の概要

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。

母子生活支援施設では、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行っている。

水戸市は市立施設を有していないため、県立施設等にて保護・自立支援を行っている。市では毎年入居者との面談にて状況確認等を行っているほか、入居期間に制限を設けず、自立できるまで入居できる体制として、保護・自立支援を行っている。

②児童福祉法に基づく措置人数（年度末人数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
母子生活支援施設	5 人	5 人	5 人

③決算の状況

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
扶助費	13,840	8,895	9,404
償還金利子及び割引料	108	—	184
合計	13,949	8,895	9,588

令和 2 年度は年度当初の措置人数は 12 人であり、年度中に減少し年度末が 5 名となっていることから、他の年度に比べて扶助費が高額となっている。

④監査の結果

扶助費について、支弁台帳や請求書等の関連資料を閲覧したが、特に問題となる点はなかった。

(2) こども発達支援センター運営経費

①事業の概要

こども発達支援センターでは、主に子どもの発達に関する相談と子どもへの対応や関わり方を学んでいく療育指導を中心に業務を行っているほか、幼稚園・認定こども園・保育所などで対応が難しい子への巡回訪問を行っている。

こども発達支援センター（すくすく・みと）では、主に発達に心配のある 3 歳児までの子どもを対象に親子での通所を基本とした療育支援を行っている。

療育指導教室（幼児のことば・こころの教室）「分室」では、ことばや情緒面の発達に心配がある４・５歳児の子どもを対象に、個別または小集団による療育指導を行っている。「分室」は市内に４箇所開設されている。

②利用者数の推移

発達相談

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
心理士による相談件数	３７０件	２８５件	５３９件
社会福祉士による相談件数	３１６件	３４８件	３０８件
センター利用者総数	２,３３０人	２,７４５人	２,９６５人

グループ療育指導（通所児実数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１歳児	９人	１０人	１２人
２歳児	２８人	３０人	２５人
３歳児	５人	１８人	９人
合計	４２人	５８人	４６人

療育指導教室（幼児のことば・こころの教室、利用延べ人数）

			令和３年度	令和４年度
五軒分室	発達支援	相談	５３人	２８人
		指導	８６４人	１,３２７人
	言語指導	相談	４２人	３２人
		指導	５６５人	５１１人

緑岡分室	発達支援	相談	22人	18人
		指導	577人	626人
浜田分室	発達支援	相談	25人	
		指導	753人	
常磐分室	発達支援	相談	14人	
		指導	728人	
百合が丘分室	発達支援	相談		24人
		指導		780人
妻里分室	発達支援	相談		7人
		指導		435人
	言語指導	相談		33人
		指導		473人

・令和2年度：分室は教育委員会所管

・令和4年度：浜田分室及び常磐分室を廃止、百合が丘分室、妻里分室を開設

③決算の状況

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報酬	771	688	742
報償費	10	56	92
需用費	2,734	3,669	5,059
役務費	343	591	828
委託料	5,060	2,443	3,695
使用料及び賃借料	79	123	211
工事請負費	—	3,630	704

備品購入費	140	165	1,723
負担金補助及び交付金	8	23	44
公課費	—	16	—
合計	9,148	11,406	13,100

需用費の主な内容は光熱水費及び消耗品費であり、委託料の主な内容は設備の保守点検業務委託費である。

④監査の結果

ア. 令和4年度の工事請負費704千円（空調機移設工事）及び備品購入費1,723千円（軽貨物自動車2台）に係る、請書等の関連資料を閲覧したが、問題となる点はなかった。

イ. 妻里分室について現地視察を行った。



（こども発達支援センター妻里分室 入口）



(こども発達支援センター妻里分室 園庭側)

その際、備品台帳の提示を求めたが、妻里分室は旧妻里幼稚園施設を活用しているところ、妻里幼稚園の備品台帳につき引継ぎがなされておらず、妻里分室として提示できるような台帳は存在しないとの回答を得た。

妻里分室における大型物品としてはピアノ3台が存在するが、当該ピアノについては他の物品（台車・金網等）とともに売り払い手続きを行っているとのことである。

妻里分室のほか、百合が丘分室においても妻里分室と同様の理由により備品台帳が存在しないとのことであった。

【意見 No.4】 備品台帳の代替書類の整備について

妻里分室及び百合が丘分室において、備品台帳は存在しないとのことであるが、事務机や遊具等の物品は存在するため、現時点で設置されている物品に係

るリストを作成して、定期的に現物を確認することについて検討すべきである。

ウ．発達支援センターでは1～3歳児、分室では4歳児及び5歳児を対象とした相談（指導）を行っていて、分室は令和3年度末にて浜田分室及び常磐分室が廃止され、新たに百合が丘分室、妻里分室が開設されている。



（療養教室パンフレットより抜粋）

水戸市の0歳～14歳人口の推移（小学校区別）は以下のようになっている。

（単位：人）

地区	平成31 年4月 (A)	令和2年 4月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 4月(B)	差異 (B-A)
三の丸	1,141	1,115	1,108	1,137	1,080	△61
五軒	704	670	663	602	602	△102
新荘	535	529	528	533	533	△2
常磐	1,179	1,182	1,159	1,116	1,098	△81

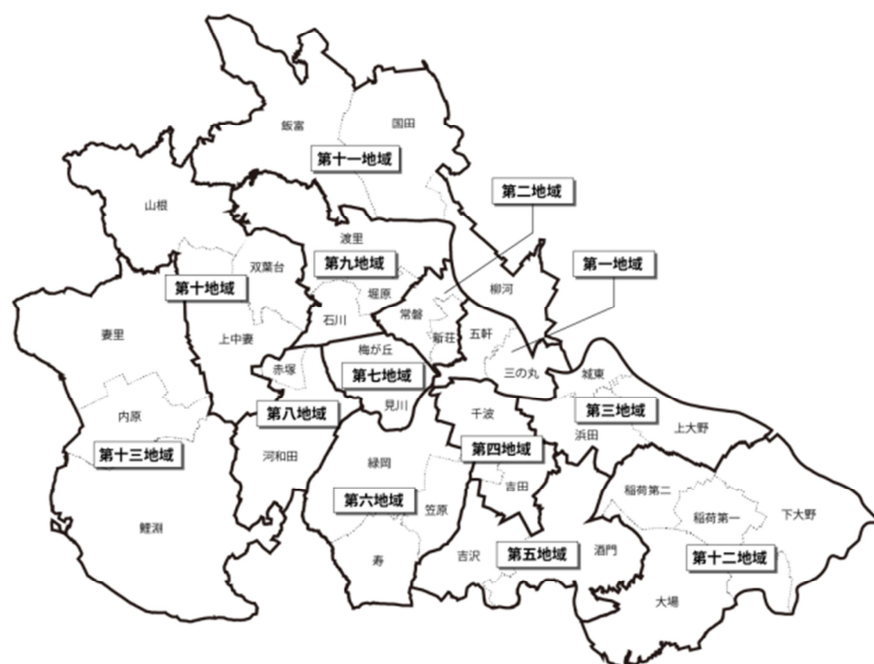
城東	644	595	578	570	547	△97
浜田	1,343	1,335	1,295	1,242	1,197	△146
上大野	169	168	169	157	147	△22
千波	2,225	2,151	2,088	2,061	2,018	△207
吉田	1,805	1,769	1,746	1,700	1,615	△190
酒門	1,701	1,752	1,752	1,758	1,724	23
吉沢	1,719	1,738	1,796	1,916	1,972	253
緑岡	2,627	2,580	2,563	2,535	2,498	△129
笠原	2,089	2,150	2,155	2,218	2,188	99
寿	1,650	1,626	1,567	1,482	1,419	△231
梅が丘	2,126	2,069	1,992	1,887	1,834	△292
見川	1,483	1,451	1,459	1,444	1,480	△3
河和田	1,081	1,100	1,082	1,078	1,061	△20
赤塚	515	506	503	493	482	△33
石川	1,324	1,287	1,273	1,235	1,179	△145
渡里	1,582	1,571	1,568	1,549	1,593	11
堀原	754	754	739	729	688	△66
上中妻	718	725	723	708	692	△26
双葉台	1,341	1,315	1,263	1,149	1,080	△261
飯富	523	515	479	449	422	△101
国田	181	167	158	153	154	△27
柳河	288	272	256	236	223	△65
下大野	188	177	169	156	150	△38
稲荷第一	754	752	763	759	768	14
稲荷第二	628	571	519	502	473	△155

大場	374	373	372	403	415	41
内原	950	941	947	949	951	1
妻里	495	485	497	473	466	△29
鯉淵	588	592	601	566	551	△37
合計	35,424	34,983	34,530	33,957	33,300	△2,124

参考：地域別構想区分図（都市計画マスタープラン（第2次））

※小学校区域別にて区分されているが、山根小学校については平成23年3月で廃校となり、双葉台小学校に統合されている。

■地域別構想区分図



【意見 No.5】 今後の分室の配置について

現時点では、分室について廃止・新設の予定はないとのことであるが、今後分室について配置換え等を行う場合には人口動態を踏まえ、必要としている者

が確実に利用できるよう考慮した配置とすべきである。また、就学後の児童が利用する言語障害に係る通級指導教室は、現状、小学校2校に設置されているが、通級指導教室の配置についても今後の人口動態を踏まえたものとするのが望ましいといえる。

参考：通級指導教室設置学校

言語障害	情緒障害	LD/ADHD	弱視	難聴
五軒小学校 常磐小学校	新莊小学校 見川小学校 笠原小学校 第一中学校 笠原中学校	浜田小学校 第三中学校	県立盲学校	県立水戸聾学校

(3) 産前産後支援経費

①事業の概要

産前産後支援経費は以下の事業から構成されている。

事業名称	事業内容
母子健康手帳交付	妊娠から出産、生まれてくる子の健康に関する情報を記録する「母子健康手帳」を交付する際には、「母と子のしおり（各健康診査受診票等添付）」や「お父さんのための子育て手帳」、「いばらき Kids Club」カードを同時に交付している。
妊婦一般健康診査	健康診査（14回）の費用の一部を助成するもの。多胎妊婦に対しては、健康診査5回分の費用の一部を追加して助成している。
妊婦歯科健康診査	妊娠16週から27週の妊婦を対象として、歯科健康診査費

査	用（１回）を助成するもの。
産婦健康診査	産後２週間及び産後１か月頃の産婦を対象として、産後うつ の予防・新生児への虐待予防のため、産後の初期段階における 母子のリスクの早期把握・早期支援につなげることを目的と して実施するもの。（産後２週間と１か月の２回実施）
ハローベビーク ラス	妊婦とその夫を対象として、マタニティコース：妊娠中の栄 養、歯の衛生、赤ちゃんの保育、出産のとき（ＤＶＤ）、プレ パパママコース：赤ちゃんの抱っこ、妊婦疑似体験、沐浴実習、 赤ちゃんの泣きへの対応（ＤＶＤ）にて実施するもの。
トライ離乳食教 室	生後５か月までの乳児をもつ保育者を対象に離乳食の進め方 について講義を行うもの。
ひよこ教室（健診 事後相談）	幼児健康診査等において要経過観察とされた子とその親、子 どもへのかかわりがうまくできない親とその子、育児不安の 強い親とその子を対象に、発達状況の確認や育児面での適切 な指導、さらに育児不安の傾聴等を行い、幼児の健全な成長を 促すもの。
乳児家庭全戸訪 問	児童福祉法第６条の３第４項に定められているもので、生後 ４か月を迎えるまでに１回訪問することを原則としているも の。水戸市では、ア.新生児訪問：新生児（生後４０日以内の 第１子）とその親、低出生体重児とその親 イ.こんにちは赤 ちゃん訪問：第２子以降の生後４か月までの乳児がいる家庭 として実施している。
養育支援訪問	保護者の養育支援をすることが特に必要と認められる児童等 の適切な養育環境の推進を図るもの。
すまいるママみ	支援の必要な妊産婦に対して、妊娠期から産後にかけて切れ

と	目ない支援を提供して、安心して出産・子育てができる環境を作ることを目的とするもの。
産後ケア	産後の心身共に不安定な時期に、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施するもの。
母乳育児相談	1歳未満の乳児をもつ母親を対象として、授乳指導、乳房ケアやマッサージ、卒乳に関する相談のほか、その他保健指導を行うもの。
性教育講演会	いはらき思春期保健協会に委託し、学校と連携して性教育講演会を開催するもの。
健全母性育成事業	いはらき思春期保健協会に委託し、思春期に悩みを寄せる若者に対して同年代の若者が電話相談を受け付けるもの。
保健推進員	健康に関する相談や知識の普及、健診会場での協力などの活動を通して、地域住民と行政をつなぐ役割を担っているもの。 令和4年度より所管が地域保健課へ移管されている。
不妊治療費・不育症治療費助成事業	所定の条件を満たす者に対して、不妊治療費・不育症治療費について助成を行うもの。

②事業の実施状況

健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊婦健康診査	25,104人	24,145人	23,278人
妊婦歯科健康診査	832人	899人	878人
産婦健康診査	3,374人	3,500人	3,429人

健康教育（参加延べ人数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ハローベビークラス	４８４人	６２６人	８８７人
３～４か月児子育て教室	２４５人	２１８人	３４９人
トライ離乳食	２３１人	２４５人	３４４人
ひよこ教室（健診事後教室）	３０２人	１６３人	－

訪問実績

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
新生児訪問	７２０件	７５５件	７４６件
こんにちは赤ちゃん訪問	６５８件	７２８件	６３５件
養育支援家庭訪問	１６７件	７９件	１５３件

医療費助成事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
不妊治療助成事業	特定不妊治療	３８３件	７１５件	１４９件
	生殖補助医療			２８７件
	一般不妊治療		２１２件	２０１件
不育症治療費助成事業		２件	９件	１１件

③決算の状況

(単位：千円)

事業名称		令和２年度	令和３年度	令和４年度
母子健康手帳交付	需用費	399	395	574
	役務費	757	411	401
妊婦一般健康診査	役務費	2,207	2,158	3,108
	委託料	184,543	178,072	171,184
	負担金補助及び割引料	3,134	2,650	3,037
妊婦歯科健康診査	委託料	2,562	2,768	2,704
産婦健康診査	役務費	276	291	393
	委託料	15,619	16,370	15,867
	負担金補助及び交付金	540	495	581
ハローベビークラス	報償費	－	30	－
	需用費	57	93	14
	備品購入費	－	158	148
トライ離乳食教室	報償費	－	－	16
	需用費	13	45	38
ひよこ教室	報償費	296	226	60
乳児家庭全戸訪問	報償費	3,665	3,842	3,731
	需用費	557	528	1,086
	役務費	204	420	242
	使用料及び賃借料	19	17	25

	公課費	—	6	—
養育支援訪問	報償費	656	311	593
	需用費	49	17	30
	役務費	—	2	—
すまいるママみ と	報償費	—	—	112
	需用費	476	291	286
	役務費	41	21	35
	使用料及び賃借料	4	14	6
	公課費	5	—	5
産後ケア	需用費	19	—	—
	役務費	3	7	8
	委託料	624	615	974
母乳育児相談	委託料	896	960	970
性教育講演会	委託料	775	900	950
健全母性育成事業	委託料	374	374	374
保健推進員	報償費	25	46	—
	役務費	151	66	—
	委託料	1,700	1,700	—
	使用料及び賃借料	1	—	—
不妊治療費・不育 症治療費助成事 業	報償費	13	13	—
	需用費	—	—	38
	役務費	50	117	76
	負担金補助及び交付 金	94,333	200,608	57,197

	役務費	—	313	—
	償還金利子及び割引料	4,872	4,934	3,563
合計		319,928	420,299	268,436

- ・保健推進員は所管が地域保健課へ移管されたため令和４年度実績はない。
- ・令和３年度役務費で特定の事業に含まれていないもの（３１３千円）は、機構改正により母子保健係が水戸市保健所内から市役所庁舎内に移動するために要した費用である。

④監査の結果

金額が大きい以下の項目について、契約書や交付申請書等の関連資料を閲覧したが、特に問題となる点はなかった。

妊婦一般健康診査－委託料、産婦健康診査－委託料、不妊治療費・不育症治療費助成事業－負担金補助及び交付金

（４）乳幼児健康診査相談経費

①事業の概要

乳幼児健康診査相談経費は以下の事業から構成されている。

事業名称	事業内容
育児相談	乳幼児の発育、発達、子育ての不安や悩みについて、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談支援を行うもの。
新生児聴覚検査	令和４年度より助成を開始した事業である。聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことで、音声言語発達への影響を最小限におさえることが可能であることから、助成を行うことで受検率 100 を目指しているもの。

乳児健康診査	母子保健法第 13 条に規定されている任意の健康診査に該当し、水戸市では 3 ～ 6 か月、9 ～ 11 か月を目安に個別健診にて実施している。
1 歳 6 か月児健康診査	母子保健法第 12 条に規定されている健康診査であり、水戸市では一般健康診査及び歯科健康診査を個別健診にて実施している。
2 歳児歯科健康診査	歯科疾患、特にむし歯予防は幼児期からの取り組みが重要であることから、歯科健診や歯科相談を行うとともに、フッ化物塗布を行い、幼児の歯科保健の向上を図ることを目的として実施するもの。
3 歳児健康診査	母子保健法第 12 条に規定されている健康診査であり、水戸市では一般健康診査及び歯科健康診査を集団健診にて実施している。

②事業の実施状況

健康診査

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新生児聴覚検査				1,668 人
乳児健康診査	3 ～ 6 か月	1,943 人	1,880 人	1,795 人
	9 ～ 11 か月	1,627 人	1,516 人	1,496 人
1 歳 6 か月児健康診査	一般	1,655 人	2,319 人	1,862 人
	歯科		2,004 人	1,680 人
2 歳児歯科健康診査		1,051 人	1,339 人	1,566 人
3 歳児健康診査		1,688 人	1,841 人	2,519 人

1 歳 6 か月児健康診査は令和 2 年度までは集団検診（一般歯科同日実施）であった

ため、両者の受診者数は同数となっている。

健康診査受診率（茨城県母子保健事業実施状況調査より抜粋）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度
１歳６か月児健康診査	一般	95.0% (97.4%)	87.1% (94.7%)	94.6% (96.9%)
	歯科	95.0% (91.8%)	75.3% (91.2%)	85.4% (93.4%)
３歳児健康診査	一般	90.9% (97.2%)	87.7% (95.4%)	88.7% (97.1%)
	歯科	90.9% (95.0%)	87.7% (94.8%)	88.7% (94.6%)

・（）内は茨城県の受診率

・水戸市において、３歳児健康診査（集団検診）は一般と歯科を同日に実施するため、受診率が同率となっている。

③決算の状況

（単位：千円）

事業名称		令和２年度	令和３年度	令和４年度
育児相談	報償費	352	256	104
	需用費	100	100	104
	役務費	128	101	130
新生児聴覚検査	需用費	—	—	52
	役務費	—	—	206
	委託料	—	—	4,890

	負担金補助及び交付金	－	－	171
乳児健康診査	役務費	307	295	437
	委託料	19,999	18,990	18,454
	負担金補助及び交付金	－	30	8
1歳6か月児健康診査	報償費	2,051	－	－
	需用費	283	122	116
	役務費	296	345	301
	委託料	－	20,785	16,938
健診事後相談	報償費	－	240	－
2歳児歯科健康診査	報償費	882	974	1,636
	需用費	326	316	183
	役務費	114	149	188
3歳児健康診査	報酬	－	3,896	－
	報償費	2,070	1,462	5,239
	需用費	186	144	255
	役務費	372	381	476
	備品購入費	154	213	2,497
	償還金金利及び割引料	－	－	3,936
合計		27,625	48,804	56,331

・新生児聴覚検査は令和4年度からの事業であるため、令和2年度及び令和3年度の実績はない。

・1歳6か月児健康診査は令和2年度までは集団検診で実施していたが、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響により健診を中止する事態となったことから、適切な受診ができるよう個別健診（委託）に切り替えているため、報償費及び委託料の実績が大きく変動している。

④監査の結果

金額が大きい以下の項目について、契約書等の関連資料を閲覧したが、特に問題となる点はなかった。

新生児聴覚検査－委託料、乳児健康診査－委託料、1歳6か月児健康診査－委託料、2歳歯科健康診査－報償費、3歳児健康診査－報償費

（５）未熟児養育医療経費

①事業の概要

出生時の体重が2,000g以下、医師から入院が必要と判断された未熟児に対して、医療費の自己負担分の一部を公費で助成する制度である。（母子保健法第20条）

給付の範囲は、診察・薬剤又は治療材料の支給・医学的処置・手術及びその他医療・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護・移送となっている。（母子保健法第20条第3項）

②助成件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未熟児養育医療給付事業	95件	122件	112件

③決算の状況

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
役務費	18	25	20
扶助費	11,567	20,628	13,751
合計	11,586	20,653	13,772

④監査の結果

歳出額の大半を占める扶助費について、支払請求書等の関連資料を閲覧したが、特に問題となる点はなかった。

(6) 小児慢性特定疾病医療経費

①事業の概要

国が定める慢性疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする子供の健全な育成を目的として、その治療方法の確立と普及を促進し、家族の経済的な負担を軽減するために、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成する制度である。(児童福祉法第 19 条の 2) 対象疾病数は、788 疾病(16 疾患群)となっている。

参考：対象疾患群

悪性新生物	糖尿病	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
慢性腎疾患	先天性代謝異常	
慢性呼吸疾患	血液疾患	皮膚疾患
慢性心疾患	免疫疾患	骨系統疾患
内分泌疾患	神経・筋疾患	脈管系疾患
膠原病	慢性消化器疾患	

②助成件数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小児慢性特定疾病医療給付事業	2,625 件	3,485 件	3,515 件

③決算の状況

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
報酬	574	1,008	1,008
需用費	121	71	7
役務費	292	348	343
使用料及び賃借料	－	1,980	2,042
扶助費	53,882	63,918	65,248
償還金利子及び割引料	－	4,292	566
合計	54,870	71,618	69,216

④監査の結果

歳出額の大半を占める扶助費について、支払請求書等の関連書類を閲覧したが、特に問題となる点はなかった。

(7) 伴走型相談支援経費

①事業の概要

令和 4 年度より実施されている事業である。妊娠届出時～出生届提出後新生児訪問までの間に面談を行い、面談を行うと経済的支援を受けることができる

という事業である（産前１回、産後１回に各５万円、計１０万円）。令和４年度中に事業に関する通知が国よりなされたものであり、令和４年度は、新事業へ対応するための支出が計上されている。

②決算値の推移

（単位：千円）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
職員手当	—	—	83
需用費	—	—	183
役務費	—	—	231
委託料	—	—	2,365
合計	—	—	2,864

③監査の結果

事業実施に対応するために行った健康管理システムの改修（委託料：2,365千円）に関する資料を閲覧したが、問題となる点はなかった。

第4 幼児保育課

1 事務分掌

令和5年4月1日時点の幼児保育課の事務分掌は以下のとおりである。

運営管理係

- 1 幼児教育の企画、調整及び推進に関する事
- 2 市立の教育・保育施設の設置及び廃止に関する事
- 3 市立の教育・保育施設の運営に関する事
- 4 市立の教育・保育施設の維持管理及び整備の実施に関する事
- 5 市立の教育・保育施設の予算経理に関する事
- 6 市立の教育・保育施設の保健に関する事
- 7 その他他の主管に属さない市立の教育・保育施設の管理に関する事

入園入所係

- 1 児童福祉法に基づく保育の実施に関する事
- 2 教育・保育給付認定に関する事
- 3 利用者負担金の収納に関する事
- 4 子育てのための施設等利用給付に関する事

施設給付係

- 1 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事
- 2 家庭的保育事業等の認可等に関する事
- 3 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）の認定に関する事
- 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する事
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する事
- 6 特定教育・保育施設の施設型給付及び地域型保育給付に関する事
- 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関する事

8 認可外保育施設の届出の受理等に関すること

保育所

- 1 乳児及び幼児の保育に関すること
- 2 地域の子育て支援に関すること

幼保連携型認定こども園

- 1 乳児及び幼児の教育及び保育に関すること
- 2 地域の子育て支援に関すること

上記のように、幼児保育課の役割の主なものは小学校就学前の教育・保育に関することである。

幼児保育課の主要な課題として以下のものがあげられる。

(1) 保育所待機児童の解消

茨城県及び水戸市の保育所利用児童数・待機児童数

	R1	R2	R3	R4	R5
(茨城県)					
施設・事業数	752	784	820	835	848
利用児童数(人)	56,380	58,651	59,499	59,544	59,361
待機児童数(人)	345	193	13	8	5
待機児童数/利用児童数(%)	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0
(水戸市)					
施設・事業数	59	61	63	64	65
利用児童数(人)	5,024	5,286	5,389	5,492	5,601

待機児童数（人）	18	23	8	3	1
待機児童数/利用児童数（％）	0.4	0.4	0.1	0.1	0.0

水戸市の出生数（人）

H26	H27	H28	H29	H30	R1
2,391	2,463	2,401	2,467	2,223	2,129

水戸市の出生数は平成 20 年代において 2,400 人程度で推移していたが、近年になって、そこから 10% 以上の下落率を示している。

茨城県全体についても、水戸市においても待機児童数及びその割合は減少している。これは、水戸市における出生数の減少の影響はあれども、それ以上に受け皿となる保育所等の確保や保育士不足の解消、医療ケア児や要支援児童、要配慮児童の受入体制の整備等々市が行ってきた施策が実を結んでいると考えられる。

なかでも、保育士不足は、日本全国で生じている問題であり、水戸市に限った話ではない。そのため、各市町村において他の自治体、民間の保育所との間で保育士をどれだけ確保できるかという競争となっている。令和 3 年 4 月の保育士の有効求人倍率は、2.04 倍となっているが、茨城県においては 2.5 倍を超えている。埼玉県も同様に 2.5 倍を超えており、栃木県にいたっては 3.34 倍となっており、近隣の他県とも熾烈な争いとなっていることがうかがえる。国は、このような課題を解消すべく令和 3 年度から令和 6 年度末までの 4 年間でおよそ 14 万人分の保育の受け皿を整備する取り組みとして「新子育て安心プラン」を進めている。

そのような国の後押しもあり、水戸市においては、保育士確保事業として、保育士等就労奨励補助金（10 万円/人）による潜在保育士の確保や新卒保育士等就労奨励補助金（2 万円/人）による新卒保育士の確保等市独自の補助制度を活用するとともにハローワークとの連携事業を行っており、保育士の確保に努めている。

水戸市において待機児童数は、0ではないものの、過去において最大 158 人であった人数と比べると、待機児童数の解消に向け適切に対策をとり、その結果が出ているというように思料できる。

保育所・幼稚園等における利用状況の観点から令和 2 年度から直近までの施設数・定員数については次のように推移している。なお、表中の 1 号～3 号については教育・保育給付認定の認定区分であり、各認定区分は下記のとおり定められている。

教育・保育給付認定の認定区分

認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設・事業
	年齢	保育の必要性	利用できる時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
満3歳以上・保育認定 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
満3歳未満・保育認定 3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業 （家庭的保育事業・小規模保育事業）

R2.7.1時点

単位：人

		施設数	1号	2号	2号	3号	3号	合計	定員合計に 占める割合
				教育	保育	0歳	1.2歳		
幼稚園	市立	16	1,245					1,245	11.7%
	私立	4	780					780	7.4%
保育所	市立	11			562	51	257	870	8.2%
	私立	45			2,421	476	1,478	4,375	41.3%
認定こども園	市立	2	170	89		7	34	300	2.8%
	私立	13	2,018	458		22	79	2,577	24.3%
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	8				9	27	36	0.3%
	小規模保育事業	22				115	303	418	3.9%
合計		121	4,213	547	2,983	680	2,178	10,601	
市立合計		29	1,415	89	562	58	291	2,415	22.8%
私立合計		92	2,798	458	2,421	622	1,887	8,186	77.2%

R3.4.1時点

単位：人

		施設数	1号	2号	2号	3号	3号	合計	定員合計に 占める割合
				教育	保育	0歳	1.2歳		
幼稚園	市立	13	1,065					1,065	10.0%
	私立	4	780					780	7.3%
保育所	市立	11			562	51	257	870	8.2%
	私立	47			2,485	507	1,503	4,495	42.3%
認定こども園	市立	3	220	119		7	34	380	3.6%
	私立	13	2,018	458		22	79	2,577	24.3%
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	8				8	28	36	0.3%
	小規模保育事業	22				115	303	418	3.9%
合計		121	4,083	577	3,047	710	2,204	10,621	
市立合計		27	1,285	119	562	58	291	2,315	21.8%
私立合計		94	2,798	458	2,485	652	1,913	8,306	78.2%

R4.4.1時点

単位：人

		施設数	1号	2号	2号	3号	3号	合計	定員合計に 占める割合
				教育	保育	0歳	1.2歳		
幼稚園	市立	7	510					510	4.9%
	私立	4	780					780	7.5%
保育所	市立	11			562	51	257	870	8.4%
	私立	47			2,458	498	1,499	4,455	42.9%
認定こども園	市立	5	320	179		7	34	540	5.2%
	私立	14	2,053	568		47	134	2,802	27.0%
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	8				8	28	36	0.3%
	小規模保育事業	20				109	271	380	3.7%
合計		116	3,663	747	3,020	720	2,223	10,373	
市立合計		23	830	179	562	58	291	1,920	18.5%
私立合計		93	2,833	568	2,458	662	1,932	8,453	81.5%

R5.4.1時点

単位：人

		施設数	1号	2号	2号	3号	3号	合計	定員合計に 占める割合
				教育	保育	0歳	1.2歳		
幼稚園	市立	7	510					510	4.9%
	私立	4	765					765	7.3%
保育所	市立	11			562	51	257	870	8.3%
	私立	48			2,502	506	1,527	4,535	43.4%
認定こども園	市立	5	320	179		7	34	540	5.2%
	私立	14	2,053	568		47	134	2,802	26.8%
特定地域型保育事業	家庭的保育事業	8				8	28	36	0.3%
	小規模保育事業	20				109	271	380	3.6%
合計		117	3,648	747	3,064	728	2,251	10,438	
市立合計		23	830	179	562	58	291	1,920	18.4%
私立合計		94	2,818	568	2,502	670	1,960	8,518	81.6%

施設数が令和2年7月から令和5年4月にかけて121施設から116施設へと減少しているがその主な要因は後述する市立幼稚園の再編策によるものであり、また同様に市立幼稚園の廃園により全定員のうち市立と私立の割合は私立の割合が増加しており、令和5年4月時点では全定員のうち8割超が私立の施設となっている。施設数の減少と同様の理由により、定員数の合計数は令和2年7月時点の10,601人から令和5年4月時点では10,438人となっている。

幼稚園を除いた施設数・定員については令和２年７月時点では 101 施設、8,576 人から令和５年４月時点では 106 施設、9163 人と増加しており、保育需要の高まりへの対応がなされている。

待機児童解消のため、保育所等の増加がなされてきているが、実際の利用状況については次のとおり。

単位：人

		R2年度			R3年度			R4年度		
		定員 平均 利用人数 (A)	定員 充足率 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 平均 利用人数 (A)	定員 充足率 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 平均 利用人数 (A)	定員 充足率 (B)	定員 充足率 (B) / (A)
幼稚園	市立	1,105	358	32.4%	925	281	30.4%	510	198	38.8%
	私立	780	743	95.3%	780	772	99.0%	780	718	92.0%
保育所	市立	870	742	85.3%	870	708	81.4%	870	668	76.7%
	私立	4,375	4,377	100.1%	4,495	4,571	101.7%	4,455	4,475	100.5%
認定こども園	市立	300	186	62.0%	380	217	57.0%	540	283	52.5%
	私立	2,577	2,251	87.3%	2,577	2,258	87.6%	2,802	1,934	69.0%
特定地域型 保育事業	家庭的 保育事業	36	31	85.6%	36	30	82.6%	36	28	76.9%
	小規模 保育事業	418	360	86.2%	418	341	81.5%	380	314	82.6%

実際の定員と利用人数の状況をみると、全体として市立の施設よりも私立の施設の方が定員充足率は高い傾向にある。特に保育需要の高まりを反映してか、私立保育所の定員充足率について、令和２年度から４年度にかけての３年間に於いて全て100%を超えている。定員を上回る利用人数があるとしても、幼児保育課において毎月保育所等の保育士等の配置基準等について法令に準拠していることを確認しているため問題があるとは言えないが、現場における負担感は相当程度あるものと考えられる。令和２年度から４年度にかけての３年間連続で定員の100%超の利用人数があった施設数は次のとおり。

		全施設数	3年連続 定員充足率 100%超施設数
幼稚園	市立	7	0
	私立	4	1
保育所	市立	11	0
	私立	49	19
認定こども園	市立	5	0
	私立	15	2
特定地域型 保育事業	家庭的 保育事業	8	0
	小規模 保育事業	20	0

【意見 No.6】市立保育所のさらなる活用について

全施設数は令和4年度末の施設数である。また、認定こども園で3年連続定員充足率100%超となった施設のうち1園は3年間の間に保育所から認定こども園へ移行した園である。

全体の利用状況の数字のとおり、私立保育所の3年連続定員充足率100%超となった施設が19施設と私立保育所全体の4割程となっている。一方で市立の施設で3年連続定員充足率100%超となった施設はなく、定員充足率100%超となった年がある施設も皆無であった。

市立施設であるため、近隣に類似施設がなく地域コミュニティ形成の必要性に応じる役割を担っていることや、保育士の不足等により定員数までの児童を保育できない状況であるとも考えられるが、待機児童問題があり私立保育所の平均定員充足率が継続的に100%超となっている中で、利用状況が私立保育所と比較して恒常的

に低い状況は待機児童問題解消のための負担が私立保育所により多く集中してしまっている可能性を示唆している。保育事業を実施する上での過重な負担は、保育従事者の疲弊を招くとともに、保育所に通う児童にとっても安心・安全で適切な保育環境が享受できなくなるおそれがある。

市立保育所の施設ごとの利用状況は次のとおり。

【市立保育所】

単位：人

施設名	R2年度			R3年度			R4年度		
	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)	定員 (A)	平均 利用人数 (B)	定員 充足率 (B) / (A)
白梅保育所	90	81.3	90.3%	90	75.2	83.5%	90	72.7	80.7%
杉山保育所	120	97.7	81.4%	120	93.0	77.5%	120	83.3	69.4%
新原保育所	100	84.9	84.9%	100	88.7	88.7%	100	88.9	88.9%
緑岡保育所	80	68.4	85.5%	80	65.2	81.5%	80	64.5	80.6%
城東保育所	60	49.9	83.2%	60	50.3	83.8%	60	47.8	79.7%
平須保育所	60	56.5	94.2%	60	47.6	79.3%	60	41.3	68.8%
渡里保育所	60	55.5	92.5%	60	52.8	87.9%	60	48.3	80.4%
若宮保育所	80	62.4	78.0%	80	54.1	67.6%	80	48.4	60.5%
河和田保育所	90	69.3	77.0%	90	69.1	76.8%	90	67.8	75.4%
双葉台保育所	70	62.7	89.5%	70	60.4	86.3%	70	54.8	78.3%
一の牧保育所	60	53.8	89.6%	60	51.6	86.0%	60	49.8	82.9%
合計	870	742.3	85.3%	870	707.8	81.4%	870	667.6	76.7%

上記のように保育所によって利用状況に大きな差はなく、また、全体的な傾向として利用者数は減少傾向にある。待機児童数は減少しているもののまだ完全には解消していない状況である。今後の少子化の加速による子どもの数の減少が見込まれるものの、共働き世帯の増加などにより保育需要は高い水準のまま継続することも想定されるため、私立保育所と比較し相対的に余裕があると考えられる市立保育所についてのさらなる活用について検討されたい。

（２）市立幼稚園の再編

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、適切な保育環境のもとで、質の高い幼児教育の実践が求められている。共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や、令和元年から実施された３～５歳児対象の幼児教育・保育の無償化等により、保育所や認定こども園への入園希望者が増加しており、上記にあげたとおり、保育所の待機児童数は減少している。

その一方で、幼稚園・認定こども園への入園希望者数が減少している傾向がみられる。特に市立の幼稚園・認定こども園において、４・５歳児を対象とする２年保育の市立幼稚園への入園希望者の減少が顕著であり、少子化が進行する中、さらなる減少が見込まれる。

このような環境の中、水戸市においては市立幼稚園については、園児数の減少に対応し、入園希望者の推移を見ながら、保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、現状ある市施設の廃止や、認定こども園への移行等も含めた再編について検討を重ねている。

私立においても、平成２２年度の幼稚園１４園、認定こども園２園の計１６園から、令和元年度には幼稚園４園、認定こども園１３園の計１７園となっており、認定こども園への移行が進んでいる。

市立幼稚園及び私立幼稚園等の幼稚園数・園児数の推移（各年度５月１日現在）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市立	幼稚園数（園）	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	園児数（人）（A）	976	921	880	829	817	784	706	663	618	520
私立	幼稚園数（園）	16	16	16	16	16	16	17	17	17	17
	園児数（人）（B）	2,095	2,087	2,079	2,030	2,017	2,074	2,044	2,005	1,995	1,911
計	幼稚園数（園）	35	35	35	35	35	35	36	36	36	36
	園児数（人）	3,071	3,008	2,959	2,859	2,834	2,858	2,750	2,668	2,613	2,431
市立幼稚園の比率 (A)/ (B)		31.8%	30.6%	29.7%	29.0%	28.8%	27.4%	25.7%	24.9%	23.7%	21.4%

市立幼稚園の園児数は毎年度減少しており、令和元年度の定員（1,485 名）園児数（520 人）の割合は 35.0%となっている。

園児数が著しく少ない幼稚園（園児総数 20 人未満）は、集団による学びの観点から、4 歳児と 5 歳児を合同で保育する複式学級としているが、平成 29 年度以降、毎年度複式学級が増加しており、令和元年以降は 5 園（五軒、国田、飯富、梅が丘及び妻里幼稚園）となっている。

一方、私立幼稚園等の充足率（3 歳児を含む）は、私立幼稚園が 95.9%、幼稚園型認定こども園が 88.1%、幼保連携型認定こども園が 93.0%となっている。

市立幼稚園の園児数の推移（各年度5月1日現在）

	年度	定員	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	五軒	70	34	31	31	20	17	21	20	15	11	6
2	城東	70	37	30	29	37	41	37	28	21	21	20
3	浜田	70	39	47	42	36	36	39	40	38	30	29
4	常磐	70	60	55	46	36	37	33	24	25	28	27
5	緑岡	140	99	106	94	87	95	87	76	74	73	61
6	見川	70	51	47	40	38	30	31	30	32	32	24
7	寿	105	62	63	66	56	52	53	54	50	46	36
8	石川	70	44	38	34	31	46	41	29	29	32	26
9	千波	140	87	80	79	72	70	64	46	43	51	27
10	国田	50	13	10	10	12	9	14	15	14	14	12
11	酒門	70	40	37	43	52	44	43	38	42	39	29
12	飯富	40	27	17	16	15	10	11	11	12	11	12
13	梅が丘	70	56	52	54	48	45	50	43	34	24	19
14	吉田が丘	70	56	44	50	51	44	44	43	34	25	26
15	笠原	70	65	70	65	67	70	62	60	55	50	44
16	稲荷第一	70	54	44	45	32	30	35	32	27	28	25
17	稲荷第二	70	40	38	32	38	38	33	26	25	20	20
18	妻里	70	42	34	26	27	37	22	25	24	14	13
19	内原	100	70	78	78	74	66	64	66	69	69	64
	合計	1,485	976	921	880	829	817	784	706	663	618	520

私立幼稚園等の園児数（令和元年 5 月 1 日現在）

	定員	園児数	充足率	うち 4・5 歳 児の園児数
幼稚園	780	748	95.9%	479
幼稚園型認定こども園 (10 園)	1,850	1,630	88.1%	1,084
幼保連携型認定こども園 (3 園)	687	639	93.0%	348

今後においても、市立幼稚園は、少子化の進行や幼児教育・保育の無償化等の影響により、園児数がさらに減少することが見込まれることから、集団生活や活動の中で、子ども同士が学び合い、育ちあうことが出来にくくなっていることが課題となっている。

このような環境において、下記のような意見があった。

- ・園児数の減少に対応し、市立幼稚園の再編について検討することは重要である一方、私立も含めた幅広い選択肢があることは、子育て支援の充実を図るものであり、市立幼稚園の存在は必要である。

- ・今後において入園希望者の推移を見ながら、園児の成長、保護者のニーズ、幼児教育・保育施設の設置状況等地域の実情を踏まえ、小規模保育施設の卒園児の受け皿としての認定こども園への移行等も含めた再編を検討することが必要である。

- ・認定こども園は、国が将来の幼児教育政策の柱として移行を推進しており、市においてもイニシャルコストの抑制等を図りながら、認定こども園を設置すること。設置した場合は、3 年保育の実施も考慮し、就学前教育の拠点となる施設運営を行うこと。

- ・通級指導教室に通級する園児数は増加傾向にあり、さらなる支援の充実が必要と

される一方、現在の体制では、指導時間の確保等不十分である。言語や情緒面等の発達に不安があると思われる幼児に対する早期発見、早期支援を図るため、通級指導教室の増設及び職員配置等体制の強化を図るとともに、市こども発達支援センターとの連携強化も拡充すること。

上記を踏まえ、以下の方針により市立幼稚園の再編を定めている。

① 幼保連携型認定こども園へ移行

施設が一体となっているなど、幼稚園・保育所の連携が可能な幼稚園は、幼保連携型認定こども園に移行する。

② 幼稚園型認定こども園へ移行

施設の大きな改修は伴わず、給食の提供が可能な幼稚園は、保育の必要性の有無にかかわらず3歳以上の子どもを受け入れることが出来る幼稚園型認定こども園に移行する。

③ 3年保育へ移行

保育室等が必要数確保できるが、給食の提供が困難な幼稚園は、3年保育に移行する。

④ 施設の廃止

複式学級の継続が見込まれる幼稚園は、廃止とする。廃止した施設については、施設の利活用の検討を行う。

⑤ 園児数等の推移を注視

上記以外の幼稚園は、園児数や保育所待機児童数の推移を注視する。

この方針を受け、令和2年以降の市立幼稚園の再編策として、3年保育への移行（2園）、幼保連携型認定こども園への移行（2園）、幼稚園型認定こども園への移行（3園）、廃止（8園）、園児数等の推移を注視し今後の整備方針を再検討（4園）とすることとした。

令和4年度までの再編策の実施状況は次のとおりとなっている。

- ・3年保育への移行（2園）→2園とも実施
- ・幼保連携型認定こども園への移行（2園）→2園とも実施
- ・幼稚園型認定こども園への移行（3園）→3園とも実施
- ・廃止（8園）→7園において実施

令和2年度以降の市立幼稚園及び市立認定こども園の定員・利用人数の実績は次のとおり。

【市立幼稚園】									単位：人
施設名	R2年度			R3年度			R4年度		
	定員	年間平均	定員	定員	年間平均	定員	定員	年間平均	定員
		利用人数	充足率		利用人数	充足率		利用人数	充足率
	(A)	(B)	(B) / (A)	(A)	(B)	(B) / (A)	(A)	(B)	(B) / (A)
緑岡幼稚園※	140	52.3	37.4%	140	49.9	35.7%	90	57.8	64.3%
酒門幼稚園※	70	27.9	39.9%	70	28.9	41.3%	90	41.4	46.0%
見川幼稚園	70	24.6	35.1%	70	27.2	38.8%	70	18.5	26.4%
寿幼稚園	105	24.8	23.7%	105	17.1	16.3%	70	20.3	29.0%
国田幼稚園	50	10.5	21.0%	50	16.9	33.8%	50	15.0	30.0%
吉田が丘幼稚園	70	27.9	39.9%	70	22.3	31.8%	70	25.0	35.7%
笠原幼稚園	70	36.6	52.3%	70	27.9	39.9%	70	19.9	28.5%
内原幼稚園	認定こども園へ移行								
稲荷第一幼稚園	認定こども園へ移行								
石川幼稚園	70	24.9	35.6%	認定こども園へ移行					
浜田幼稚園	70	24.8	35.4%	70	36.8	52.5%	認定こども園へ移行		
常磐幼稚園	70	26.6	38.0%	70	26.9	38.5%	認定こども園へ移行		
五軒幼稚園	廃止								
飯富幼稚園	40	10.6	26.5%	廃止					
稲荷第二幼稚園	70	12.1	17.3%	廃止					
城東幼稚園	70	17.7	25.2%	70	13.0	18.6%	廃止		
妻里幼稚園	70	17.0	24.3%	70	9.0	12.9%	廃止		
梅が丘幼稚園	70	19.3	27.6%	70	5.0	7.1%	廃止		
千波幼稚園	140	15.8	11.3%	140	7.0	5.0%	廃止		
合計	1,105	357.6	32.4%	925	280.8	30.4%	510	198.0	38.8%

※緑岡幼稚園と酒門幼稚園は令和4年度より3年保育へ移行

【市立認定こども園】

単位：人

施設名	R2年度			R3年度			R4年度		
	定員	年間平均	定員	定員	年間平均	定員	定員	年間平均	定員
	(A)	(B)	(B) / (A)	(A)	(B)	(B) / (A)	(A)	(B)	(B) / (A)
常澄認定こども園	130	64.3	49.4%	130	60.8	46.8%	130	56.3	43.3%
内原認定こども園	170	121.8	71.7%	170	114.5	67.4%	170	114.2	67.2%
石川認定こども園				80	41.4	51.8%	80	34.0	42.5%
浜田認定こども園							80	45.6	57.0%
常磐認定こども園							80	33.3	41.6%
合計	300	186.1	62.0%	380	216.8	57.0%	540	283.3	52.5%

【意見 No.7】市立幼稚園等の今後の再編・活用について

市立幼稚園について、令和２年度～４年度の間に再編方策を実施した結果、定員が1,105人から令和４年度末で510人と50%以上減少させた。令和４年度より３年保育へ移行した２園については３年保育移行後、利用者数が増加しているが、その他の園については利用者数が横ばいか減少傾向にあり、定員に対する利用者数（定員充足率）は30%前後と低調な水準である。

市立認定こども園については、令和２年度より２園新設したのちに幼稚園からの移行を進め、令和４年度末で５園となっている。施設の利用実績についても令和４年度末で定員数が540人に対し、年間平均利用人数が283人、定員充足率が52.5%となっている。

今後も子育て世帯における低年齢児からの保育需要の増加や今後の子どもの数の減少を踏まえると、市立幼稚園の利用者数の低迷については現状のままでは苦しい状況が続くと予想される。令和２年度における再編策の中で園児数等の推移を注視し今後の整備方針を再検討することとした４園を含め、今後の方策を検討する際には令和４年度までの再編方策の中での成果の検証を踏まえる必要がある。市立幼稚園の定員充足率は低調であるが、令和４年度から３年保育へ移行した２園については令和４年度１年だけの実績ではあるが、利用者数は増加し、定員充足率が改善し

ている。認定こども園に移行した市立幼稚園は5園あるが、いずれの園においても定員充足率は50%前後となっており、施設の定員充足率は低迷している。令和2年度に認定こども園へ移行した2園についても令和2年度から4年度までの3年間の年間平均利用人数は横ばいかやや減少している。幼稚園から認定こども園に移行することが目標ではなく、水戸市の子ども・子育て支援事業計画の基本方針にあるように「幼児教育・保育環境の充実」が目標であり、その施策の実施に際しては効果的・効率的であることが求められる。認定こども園への移行後の年数がそれほどないため、認定こども園移行による影響は今後現れるかもしれないが、同時に社会情勢も大きく変動しており、少子化の加速など子ども・子育て施策の前提となる要素も大きく変動していく。そのような大きな変動の中での施策の実施であるため、難しい側面もあるが、「幼児教育・保育環境の充実」という目標のため、なぜ市立認定こども園の定員充足率が低迷しているのか、利用者が求めていることは何かを適時に把握しながら、幼児期の子どもが多くの時間を過ごす重要な施設としてどうあるべきか幼少期の大事な時間を過ごす子どものことを最優先に考え、市立幼稚園の今後の再編・活用を検討されたい。

（３）キッズ・ゾーンの周知

保育所の園外活動時等における園児の交通安全を確保するために整備したキッズ・ゾーンの周知及び安全確保のため、各施設、水戸警察署、生活安全課、道路管理者、学校保健給食課等関係機関との連携をおこなっている。

（４）児童の安全確保

福祉指導課が行う保育施設などへの立入調査や指導監督について連携を取り、指導監督基準を満たさない施設に関して必要な対応をとる。福祉指導課の立入調査は、毎年全施設に行っている。幼児保育課は、その指導監査に帯同しているが、全件は

出来ていないため、帯同できる数を増やしていくことが望まれる。

また、福祉指導課との連携だけではなく、消防局や建築指導課とも連携し、事故防止に向けた運営状況の把握をおこなっている。

（５）保育所利用者負担金等の未納対策

保育所利用者負担金については、料金の滞納が発生している。詳細は 2.にて詳述する。

（６）園児送迎用車両の安全対策

園児送迎用車両に安全装置を設置する費用を補助することにより、園児の車内置き去りの防止を図る。

2 監査の結果

（１）保育所利用者負担金等の滞納について

【意見 No.8】保育料の滞納対策について

保育所等を利用するにあたっては、保護者から保育料等を受け取ることになっているが、これらの料金について未納となっているものが下記のようにある。

（経過月数は、利用者が保育所を利用した月数を意味し、滞納が始まった月から令和 5 年 3 月末までの月数ではない。）

保育所利用者負担 金	経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率
	1～6	15	789,500	17.8%
	7～12	5	923,210	20.9%
	13～37	5	2,713,040	61.3%
	合計	25	4,425,750	100.0%

保育所副食費	経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率
	1～6	2	13,000	100.0%
	合計	2	13,000	

上記のうち、最も古いものは平成 23 年度のものとなっている。また、最大 1 百万円を超える保育料を滞納している利用者も存在している。

保育料等の滞納の原因としては、様々なものが考えられるが、昨今の諸物価の高騰等により家計が窮乏し、払う意思はあれど払えないという場合も以前より多くなっていると思料できる。

とはいえ、そのような状況でも保育料を納めている利用者との不公平が生じないように、滞納金額を減少させることが必要である。

滞納が発生した場合には原則として、以下の流れをとる。

1 滞納発生
2 電話による自主的返納の呼びかけ
3 督促状の送付
4 財産調査
5 差押
6 差押財産の見積
7 配当

水戸市においては、納入義務者が納期限までに納付しない場合には、納期限後 20 日以内に督促しなければならない旨定められており、督促はその通り行われている。しかしながら、その後の財産調査の結果、差押ができないケースが多いのが現状となっている。

これは、給料等の差押禁止の基礎となる金額が定められており、対象者の財産調査の結果、差押可能な金額に満たないことが多いためである。

法第 76 条第 1 項第 4 号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間 1 月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）とする。

（国税徴収法施行令第 34 条）

上記の規定によれば、例えば夫婦と子 1 人の世帯においては 19 万円を超えた部分についてのみ差押が可能となるが、財産調査の結果、判明した財産が差押可能となる金額を超えることが少ない。そのため、財産調査を行ったにもかかわらず、結果として差押が可能とならないケースが多い。実際に、令和 4 年度において財産調査を 10 件行っているが、結果として差押に至ったケースはなかった。

上記の滞納の内容を詳細にみると、1 年超の滞納期間となっている利用者は 5 名で、その金額は 2,713,040 円となっている。つまり、20% の人数で金額的には 61.3% を占めていることになる。特に令和元年の 10 月からは、3 歳～5 歳児の保育料が無償化となっている。つまり、滞納は 0 歳～2 歳児の保育で発生していることになる。そのため、出来るだけ滞納の初期に回収することが滞納額を増大させないためには肝要であると考えます。長期の滞留となればなるほど、学齢があがり保育所の利用が終わってしまっていたり、水戸市から転居してしまっているケースも多くなり回収

が困難になる。

保育料等の滞納については、現状幼児保育課で対応しているが、保育料を滞納している納入義務者は、市民税や国民健康保険料等についても滞納している可能性がある。幼児保育課では、このような他の滞納の有無については、情報を共有していない。これは、幼児保育課の問題ではなく市全体の問題とも考えられる。このような状況では、例えば保育料の滞納が少額なものであっても、他の滞納が多額となっている場合には、少額の保育料についても回収は困難と考えられる。

そのため、滞納については各部署と情報を共有し市全体での滞納額を把握し、金額の多寡により、個別の部署に回収を委ねるのではなく専門的な部署（あるいは外部委託）での回収を行い、滞納額全体を減少させることが望まれる。

（２）物品の管理について

【指摘事項 No.4】物品の管理について財務規則等に従い適切に行うべきこと

市が保有する「財産」は、公有財産と物品及び債権並びに基金に分かれる。公有財産は、さらに使用目的により行政財産と普通財産とに区分される（地方自治法第237条）。公有財産と物品それぞれの定義は以下のとおりである。

・公有財産：普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く）

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

・行政財産：普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。

・普通財産：行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（地方自治法第 238 条第 1 項及び第 2 項）

・物品：普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの

（地方自治法第 239 条）

なお、公有財産については、「公有財産台帳」、物品については「物品一覧」を作成して、管理を行うこととなっている（水戸市財務規則第 226 条及び第 249 条）。

市の定期監査調書を数年間確認したところ、市立の保育所や幼稚園等において、ほぼ毎年、台帳に記載されている物品がないという報告があった。

このため、実際に物品等の管理状況を確認するために杉山保育所へ現場視察を行った。



(杉山保育所 入口)



(杉山保育所 園庭側)

その結果、視察した杉山保育所において物品台帳と現物との照合を行った際に園庭に物置が3つあった。うち2つについては物品台帳に記載があったが、1つについては記載されていなかった。

市では物品台帳のほかに公有財産台帳（建物）等工事で取得した財産を管理する台帳があるため、それらの台帳についても確認したが、当該物置については記載されていなかった。

公有財産台帳（建物）に園舎が記載されており、同時に取得した財産の中に物置の記載があるが、これは木造となっていることから、視察時に存在した金属製の物置ではないと考えられる。そのため、現状公有財産台帳に記載されている木造のものは既に廃棄されており、その後取得したものが、公有財産台帳にも物品台帳にも記載されていない状態となっている。換言すると、廃棄の処理漏れが1件と新規の物品の登録漏れが1件生じていることとなる。

保育所では物品台帳を基に物品については、1年に1度台帳と現物との照合を行っているとのことである。しかしながら、毎年固定資産について廃棄の処理漏れの報告がなされていることに加え、今回現場視察に行った杉山保育所においても新規の資産の登録漏れと廃棄漏れが発見されており、他の市立の施設においても同様の事象が発生している蓋然性は高いと思料され、固定資産の管理について根本から見直す必要があると考える。

また、市の監査が行われる際に事前に幼児保育課の方で確認を行っているが、その際に使用したチェック証跡の残った備品台帳は園の方に返却しており、幼児保育課の方でどの園で、実在性の確認できないものが何件あったかということについてはわからない状態となっている。これらの情報については、幼児保育課の方で情報を収集し、他の施設にフィードバックをすることが必要であると考ええる。

（３）園ごとの収支計算

【意見 No.9】施設ごとの収支状況の把握について

水戸市の市立幼稚園は 7 園、幼稚園型認定こども園 3 園、幼保連携型認定こども園 2 園、保育所 11 園となっている。市では、これらの運営を一体としてとらえており、個々の園ごとの収支等を把握していない。

教育や保育を目的とする施設であることから、利用者数や地域の状況等色々な観点から運営状況を把握する必要がある、収支状況を他の指標に比べて優先すべきではない。

しかしながら、園の統廃合の流れが進む中では、個々の園の収支状況は、統廃合の判断を行う上で重要な判断材料となりうると思料する。個々の施設での利用人数や職員の人数は把握しているため、収支のうち、大きな部分については情報を有している。その他、減価償却費についても、各施設ごとに工事の台帳や物品台帳を作成し、管理していることから計算可能となっている。なかには、消耗品等のように施設ごとではなく、一括発注をしているものもあり、個々に各施設に直課できないものもあると思われるが、個々の施設の収支状況を把握する趣旨としては、厳密な計算を求めるというものではなく、各施設の状況を収支面から把握し、今後の意思決定に資することである。

そのため、今入手できる情報、必要だが現状では入手できない情報等を整理するところから始めて、個々の施設の収支状況を把握できるようにすることが望まれる。

（４）物品等の処分の流れについて

【意見 No.10】 不用物品の処分について

物品が不用になった場合には、不用の決定から処分までの流れは下記のようになっている。

水戸市財務規則第 246 条 市長は、前条第 1 項の規定により物品の不用の決定をしたときは、物品不用決議書兼処分調書により、売払いのできない物品にあつては廃棄処分を、売払いのできるものにあつては売却処分を、それぞれしなければならない。

2 市長は、前項の規定により物品の処分をしたときは、物品処分報告書（様式第 119 号）により会計管理者に通知しなければならない。

上記の規定に基づき、具体的な処分行為についてはマニュアルが定められている。

◎不用の決定（財務規則第 245 条）及び処分（財務規則 246 条）

1 担当課において物品不用決議書兼処分調書（様式第 118 号）を作成し、決裁により不用及び処分の決定をし、処分を行う。

（１）売却不可能な物品について

ア 担当課において作成した物品不用決議書兼処分調書を 1 部作成し、決裁により不用及び廃棄処分の決定をする。

イ 担当課において廃棄処分を行う。

ウ 物品不用決議書兼処分調書は担当課で保管する。

（２）売却可能な物品（車等）について

ア 担当課において物品不用決議書兼処分調書を 2 部作成し、決裁により不用の決定をする。

イ 担当課は、物品不用決議書兼処分調書を 2 部とも財産活用課に提出する。

ウ 財産活用課決裁により売却処分決定をし、財産活用課において売却処分を行う。

エ 財産活用課はその結果を物品不用決議書兼処分調書に記載して担当課に 1 部返却し、財産活用課及び担当課においてそれぞれ保管する。

2 処分の報告をする。

(1) 担当課は、廃棄処分、売却処分いずれの場合も物品処分報告書（様式第 119 号）を 2 部作成し、会計課に 2 部とも提出する。

(2) 会計課は、処分の方法（廃棄若しくは売却）が物品返納伺書のとおりであるかどうかを確認したうえで確定処理を行う。

(3) 会計課は、物品処分報告書を担当課へ 1 部返却し、担当課及び会計課においてそれぞれ保管する。

物品不用決議書兼処分調書を作成し、売払いのできるものについては売却処分をする必要がある（水戸市財務規則第 246 条）。この調書の決裁により不用及び処分の決定がなされる。

上記の規定・マニュアルに沿った運用がなされているかについて、物品の処分に関する書類についてのファイルを確認した（令和 4 年度以前のものもファイルされている）。その結果、自動車についての物品不用決議書兼処分調書が何件かあったが、売却されたという事実を客観的に示す書類、すなわち、車両の売却の相手先や売却金額、実際に廃棄されたかを証する書類がないものがあった。

マニュアルの 2(2)において、「…処分の方法が物品返納伺書のとおりであるかどうかを確認…」することとなっている。市の財産を売却する際には、実際に売却があったのか、適正な価格での売却であったのかという点、売却の相手先に不自然ではないか等も検証すべきポイントとなると思料する。

そのため、売却・廃棄については、その事実を確認できる資料や、複数の見積を

とり売却価額が著しく廉価となっていないか等を確認できる資料についても添付し、売却取引が妥当なものであったかを確認できるようにすることが望ましいと考える。

（５）市立児童福祉施設の耐震化について

水戸市立幼稚園・認定こども園の園舎については、すべて耐震性のある建物となっていることが、市の HP に掲載されている。

これ以外の、公立保育所の園舎が耐震性を満たしているかについて確認した。

その結果、杉山保育所及び双葉台保育所以外の公立保育所の園舎については、昭和 56 年 6 月以降の建築となっており、新耐震基準を満たしているものとなっている。

また、杉山保育所及び双葉台保育所の園舎については、耐震診断を実施しており、診断結果に基づいて、補強を行っており、現状は耐震性に問題はない。

なお、私立幼稚園・認定こども園の園舎についても、耐震性に問題がないことを市の方で確認している。

そのため、市内の幼稚園・認定こども園はすべて耐震性に問題がない。

（６）法人組織の法令違反について

【指摘事項 No.5】法令違反の疑いがあるときは適切な部署と情報共有を図るべきこと。

令和 4 年度の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金」の申請時の添付書類として以下のものが求められている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例補助金に係る賃金改善等及び公定価格現額対応の計画書(2) 賃金改善等及び公定価格現額対応の職員別内訳が分かる書類(3) 申請者が法人である場合は、法人の役員を確認できるもの(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
|---|

同補助金の申請書類を確認していたなか、①理事や評議員に同一人物が記載されていたり、②役員として理事長1名のみの記載となっているものがあった。

社会福祉法人では、評議員と役員との兼務を認めていない（社会福祉法人法第40条第2項）。また、理事や評議員の人数についても定めがある（同法第40条第3項及び第44条第3項）。そのため、上記のと通りの記載であれば、法令違反となっていることになる。

同補助金の添付資料として、法人の役員を確認できる資料を求めている趣旨は、補助金の交付の対象となる事業として、教育・保育施設等に勤務する職員（法人の役員を兼務する施設長を除く）への人件費があげられ、施設長を兼務している役員を補助金の対象から除外するために、施設長を兼務している役員を把握するためである。

そのため、幼児保育課では、施設長兼務役員の人数の把握のみの目的で、役員の一覧表を利用しており、上記のような、理事や評議員の人数等については行っていない。

しかし、役員一覧の記載のとおりの場合の違法状態であった場合、そのような法人に補助金を交付することとするのは好ましいことではない。

したがって、補助金交付対象の法人について法令違反の可能性があるのであれば、幼児保育課内の指導監督部署または社会福祉法人の運営を監督する福祉指導課等他の部署に情報を提供することが必要であると考ええる。

第 5 福祉指導課

1 事務分掌

令和 5 年 4 月 1 日時点の福祉指導課の事務分掌は以下のとおりである。

指導第 1 係

- 1 社会福祉法人の設立認可、管理、監督等に関する事
- 2 児童福祉施設、障害者支援施設等の指導監査及び改善命令等に関する事。
- 3 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査及び改善命令等に関する事。

指導第 2 係

- 1 老人福祉施設等の指導監査及び改善命令等に関する事。
- 2 介護サービス事業者の指導監査及び改善命令等に関する事。

上記のように福祉指導課においては、社会福祉法人や児童福祉施設等の指導・監督業務を行っており、子ども・子育て施策に関連した事務を執行しているのは指導第 1 係となっている。

2 監査の結果

(1) 児童福祉施設に対する実地検査

水戸市において児童福祉施設に対する令和 2 年度以降に実施した実地検査は次のとおり。

	監査対象 施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A
令和2年度	58	58	100.0%	36	62.1%
令和3年度	53	51	96.2%	19	37.3%
令和4年度	54	54	100.0%	34	63.0%

※令和3年度において、2施設、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた検査が実施できなかった。

【指摘事項 No.6】児童福祉施設の検査について、児童福祉法施行令違反となっている状況を改善すべきこと

児童福祉法施行令第38条において、1年に1回以上児童福祉施設、児童福祉法の規定に基づき定められた基準を順守しているか実地で検査しなければならないとあるが、水戸市の実態として1年に1回以上実施できていない。

児童福祉施設への検査は令和2年に水戸市が中核市に移行後に水戸市の事務となったが、それ以前は茨城県の事務であった。水戸市の事務としての実地監査実施率について、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しなければならないが、全施設への実地検査が実施できていない状況である。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

令和 5 年政令第 195 号（令和 5 年 5 月 3 1 日公布、令和 5 年 1 0 月 1 日施行）による改正前

第 38 条

都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第 45 条第 1 項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

令和 5 年政令第 195 号（令和 5 年 5 月 3 1 日公布、令和 5 年 1 0 月 1 日施行）による改正後

第 38 条

都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適當と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

（下線は筆者による）

これは水戸市特有の問題ではなく、他自治体の状況は次のようになっている。なお、直近の資料が公表されていないため、令和２年度時点の情報である。

出典：厚生労働省 令和２年度 児童福祉行政指導監査等の実施状況報告 集計結果

表 7 各都道府県・市における保育所及び入所施設に対する指導監査の状況

	保育所				児童入所施設				婦人保護施設				合計			
	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C
北海道	429	356	83.0%	330	76	9%	24	17	70.8%	13	54.2%	0	0	0.0%	0	0.0%
青森県	306	210	68.6%	106	34.6%	13	7	53.8%	3	23.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
岩手県	239	239	100.0%	223	93.3%	11	11	100.0%	10	90.9%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
宮城県	244	244	100.0%	244	100.0%	9	4	44.4%	4	44.4%	1	1	100.0%	1	100.0%	0.0%
秋田県	142	142	100.0%	142	100.0%	23	1	4.3%	1	4.3%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
山形県	189	189	100.0%	178	94.2%	14	6	42.9%	4	28.6%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
福島県	148	148	100.0%	63	42.6%	12	11	91.7%	2	16.7%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
茨城県	386	376	97.4%	157	40.7%	28	9	32.1%	9	32.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
栃木県	241	152	63.1%	9	3.7%	18	18	100.0%	2	11.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
群馬県	223	223	100.0%	124	55.6%	15	15	100.0%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
埼玉県	841	828	98.5%	198	23.5%	30	30	100.0%	14	46.7%	1	1	100.0%	0	0.0%	0.0%
千葉県	737	536	72.7%	1	0.1%	27	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
東京都	2,991	133	4.4%	131	4.4%	126	30	23.8%	30	23.8%	5	1	20.0%	1	20.0%	0.0%
神奈川県	456	236	51.8%	236	51.8%	19	9	47.4%	9	47.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
新潟県	373	373	100.0%	341	91.4%	8	8	100.0%	8	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
富山県	139	139	100.0%	139	100.0%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
石川県	154	154	100.0%	113	73.4%	11	6	54.5%	6	54.5%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
福井県	128	128	100.0%	34	26.6%	9	8	88.9%	1	11.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
山梨県	153	152	99.3%	55	35.9%	11	11	100.0%	11	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
長野県	455	455	100.0%	212	46.6%	24	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
岐阜県	309	309	100.0%	0	0.0%	23	23	100.0%	11	47.8%	1	1	100.0%	0	0.0%	0.0%
静岡県	288	288	100.0%	0	0.0%	17	13	76.5%	2	11.8%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
愛知県	735	735	100.0%	67	9.1%	35	35	100.0%	12	34.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
三重県	377	375	99.5%	0	0.0%	28	20	71.4%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
滋賀県	175	175	100.0%	0	0.0%	12	8	66.7%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
京都府	157	155	98.7%	65	41.4%	10	10	100.0%	5	50.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
大阪府	238	64	26.9%	50	21.0%	43	0	0.0%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
兵庫県	214	5	2.3%	0	0.0%	21	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
奈良県	60	0	0.0%	0	0.0%	10	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
和歌山県	114	113	99.1%	51	44.7%	22	14	63.6%	2	9.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
鳥取県	102	101	99.0%	17	16.7%	18	13	72.2%	8	44.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
島根県	207	207	100.0%	44	21.3%	7	6	85.7%	5	71.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
岡山県	165	77	46.7%	77	46.7%	7	6	85.7%	6	85.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
広島県	196	190	96.9%	110	56.1%	17	17	100.0%	3	17.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
山口県	237	237	100.0%	136	57.4%	17	14	82.4%	14	82.4%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
徳島県	156	156	100.0%	156	100.0%	12	11	91.7%	11	91.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
香川県	91	91	100.0%	91	100.0%	6	6	100.0%	6	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
愛媛県	205	205	100.0%	118	57.6%	21	18	85.7%	9	42.9%	1	1	100.0%	0	0.0%	0.0%
高知県	146	94	64.4%	56	38.4%	18	7	38.9%	6	33.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
福岡県	490	487	99.4%	376	76.7%	23	1	4.3%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
佐賀県	187	187	100.0%	154	82.4%	15	12	80.0%	12	80.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0.0%
長崎県	252	252	100.0%	184	73.0%	14	8	57.1%	8	57.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
熊本県	405	21	5.2%	21	5.2%	11	1	9.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
大分県	152	152	100.0%	121	79.6%	14	14	100.0%	14	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
宮崎県	204	204	100.0%	101	49.5%	14	14	100.0%	9	64.3%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
鹿児島県	261	258	98.9%	0	0.0%	24	23	95.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
沖縄県	398	279	70.1%	116	29.1%	14	4	28.6%	3	21.4%	1	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
都道府県計	15,495	10,830	69.9%	5,147	33.2%	910	504	55.4%	278	30.5%	22	6	27.3%	3	13.6%	0.0%

※ 実施数については、集合監査等によるものも含む。

	保育所					児童入所施設					婦人保護施設					合計				
	監査対象 施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象 施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象 施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象 施設数 A	監査 実施数 B	監査 実施率 B/A	Bのうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A
札幌市	264	201	76.1%	1	0.4%	13	12	92.3%	1	7.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	277	213	76.9%	2	0.7%
仙台市	195	195	100.0%	109	55.9%	9	9	100.0%	9	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	204	204	100.0%	118	57.8%
さいたま市	182	182	100.0%	56	30.8%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	187	187	100.0%	61	32.6%
千葉市	149	80	53.7%	0	0.0%	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	154	85	55.2%	0	0.0%
横浜市	863	792	91.8%	409	47.4%	36	22	61.1%	9	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	899	814	90.5%	418	46.5%
川崎市	396	396	100.0%	77	19.4%	14	14	100.0%	14	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	410	410	100.0%	91	22.2%
相模原市	103	103	100.0%	12	11.7%	4	4	100.0%	3	75.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	107	107	100.0%	15	14.0%
新潟市	89	88	98.9%	33	37.1%	4	1	25.0%	1	25.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	93	89	95.7%	34	36.6%
静岡市	55	55	100.0%	55	100.0%	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	58	58	100.0%	55	94.8%
浜松市	62	62	100.0%	42	67.7%	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	47	70.1%
名古屋市	436	436	100.0%	304	69.7%	26	18	69.2%	18	69.2%	2	2	100.0%	0	0.0%	464	456	98.3%	322	69.4%
京都市	242	228	94.2%	228	94.2%	13	13	100.0%	13	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	255	241	94.5%	241	94.5%
大阪市	390	337	86.4%	337	86.4%	25	22	88.0%	12	48.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	415	359	86.5%	349	84.1%
堺市	21	11	52.4%	11	52.4%	9	5	55.6%	5	55.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	16	53.3%	16	53.3%
神戸市	123	123	100.0%	72	58.5%	25	24	96.0%	14	56.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	149	148	99.3%	86	57.7%
岡山市	67	29	43.3%	29	43.3%	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	75	29	38.7%	29	38.7%
広島市	188	188	100.0%	188	100.0%	10	10	100.0%	10	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	198	198	100.0%	198	100.0%
北九州市	159	159	100.0%	25	15.7%	8	8	100.0%	8	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	167	167	100.0%	33	19.8%
福岡市	274	274	100.0%	42	15.3%	7	7	100.0%	2	28.6%	1	0	0.0%	0	0.0%	282	281	99.6%	44	15.6%
熊本市	109	19	17.4%	19	17.4%	8	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	117	19	16.2%	19	16.2%
指定都市計	4,367	3,958	90.6%	2,049	46.9%	237	187	78.9%	129	54.4%	4	3	75.0%	0	0.0%	4,608	4,148	90.0%	2,178	47.3%

※ 実施数については、集合監査等によるものを含む。

	保育所					児童入所施設					婦人保護施設					合計				
	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A
旭川市	54	11	20.4%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	55	11	20.0%	0	0.0%
函館市	30	30	100.0%	30	100.0%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	32	30	93.8%	30	93.8%
青森市	56	56	100.0%	56	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	56	56	100.0%	56	100.0%
八戸市	30	30	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	1	3.2%
盛岡市	47	3	6.4%	1	2.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	49	3	6.1%	1	2.0%
秋田市	56	56	100.0%	56	100.0%	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	59	59	100.0%	59	100.0%
山形市	45	45	100.0%	45	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	46	100.0%
福島市	45	45	100.0%	14	31.1%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	14	30.4%
郡山市	30	30	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	0	0.0%
いわき市	24	18	75.0%	2	8.3%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	25	19	76.0%	2	8.0%
水戸市	58	58	100.0%	36	62.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	58	58	100.0%	36	62.1%
宇都宮市	68	55	80.9%	55	80.9%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	69	56	81.2%	56	81.2%
高崎市	35	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	35	0	0.0%	0	0.0%
前橋市	25	24	96.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	26	25	96.2%	0	0.0%
川越市	36	36	100.0%	36	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	37	37	100.0%	37	100.0%
川口市	122	95	77.9%	42	34.4%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	123	96	78.0%	43	35.0%
越谷市	21	10	47.6%	2	9.5%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	21	10	47.6%	2	9.5%
船橋市	91	91	100.0%	91	100.0%	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	93	93	100.0%	92	98.9%
柏市	65	65	100.0%	22	33.8%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	65	65	100.0%	22	33.8%
八王子市	84	74	88.1%	1	1.2%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	85	75	88.2%	1	1.2%
横浜質市	37	0	0.0%	0	0.0%	5	3	60.0%	3	60.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	42	3	7.1%	3	7.1%
富士市	42	42	100.0%	42	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	43	100.0%
金沢市	64	64	100.0%	64	100.0%	6	6	100.0%	6	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	70	70	100.0%	70	100.0%
福井市	28	28	100.0%	18	64.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	28	28	100.0%	18	64.3%
甲府市	22	22	100.0%	22	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	22	22	100.0%	22	100.0%
長野市	43	43	100.0%	9	20.9%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	43	43	100.0%	9	20.9%
岐阜市	38	18	47.4%	18	47.4%	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	40	20	50.0%	18	45.0%
豊橋市	41	41	100.0%	27	65.9%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	42	42	100.0%	28	66.7%
岡崎市	53	53	100.0%	18	34.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	54	54	100.0%	19	35.2%
豊田	66	66	100.0%	66	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	67	100.0%
大津市	56	56	100.0%	56	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	56	56	100.0%	56	100.0%
豊中市	48	14	29.2%	14	29.2%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	48	14	29.2%	14	29.2%
吹田市	46	46	100.0%	11	23.9%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	46	46	100.0%	11	23.9%
高槻市	28	28	100.0%	28	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	28	28	100.0%	28	100.0%
枚方市	54	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	54	0	0.0%	0	0.0%
八尾市	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	8	8	100.0%	0	0.0%
堺市	18	3	16.7%	3	16.7%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	19	3	15.8%	3	15.8%
東大阪市	30	5	16.7%	5	16.7%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	5	16.7%	5	16.7%
姫路市	33	17	51.5%	17	51.5%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	35	18	51.4%	18	51.4%
尼崎市	59	59	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	60	60	100.0%	0	0.0%
明石市	48	38	79.2%	23	47.9%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	50	38	76.0%	23	46.0%
西宮市	30	30	100.0%	30	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	31	31	100.0%	31	100.0%
奈良市	29	22	75.9%	2	6.9%	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	23	76.7%	2	6.7%
和歌山市	19	16	84.2%	16	84.2%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	20	16	80.0%	16	80.0%
鳥取市	45	45	100.0%	20	44.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	45	45	100.0%	20	44.4%
松江市	69	69	100.0%	69	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	70	70	100.0%	70	100.0%
倉敷市	69	69	100.0%	69	100.0%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	71	69	97.2%	69	97.2%
呉市	27	27	100.0%	27	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	29	29	100.0%	28	96.6%
福山市	30	30	100.0%	30	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	30	30	100.0%	30	100.0%
下関市	36	14	38.9%	14	38.9%	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	38	14	36.8%	14	36.8%
高松市	67	67	100.0%	67	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	67	67	100.0%	67	100.0%
松山市	58	58	100.0%	55	94.8%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	59	59	100.0%	56	94.9%
高知市	91	87	95.6%	52	57.1%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	92	87	94.6%	52	56.5%
久留米市	68	59	86.8%	46	67.6%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	68	59	86.8%	46	67.6%
長崎市	82	59	72.0%	59	72.0%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	83	59	71.1%	59	71.1%
佐世保市	62	62	100.0%	45	72.6%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	63	63	100.0%	46	73.0%
大分市	79	79	100.0%	79	100.0%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	80	80	100.0%	80	100.0%
宮崎市	83	83	100.0%	5	6.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	83	83	100.0%	5	6.0%
鹿児島市	116	116	100.0%	1	0.9%	5	5	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	122	122	100.0%	1	0.8%
那覇市	92	92	100.0%	92	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	92	92	100.0%	92	100.0%
中核市計	3,036	2,567	84.6%	1,708	56.3%	59	43	72.9%	29	49.2%	4	2	50.0%	0	0.0%	3,099	2,612	84.3%	1,737	56.1%

※：実施数については、集合監査等によるものも含む。

	保育所					児童入所施設					婦人保護施設					合計				
	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A	監査対象施設数 A	監査実施数 B	監査実施率 B/A	日のうち 実地監査 実施数 C	実地監査 実施率 C/A
世田谷区	150	46	30.7%	46	30.7%	5	4	80.0%	4	80.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	155	50	32.3%	50	32.3%
荒川区	56	22	39.3%	22	39.3%	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	57	22	38.6%	22	38.6%
江戸川区	132	30	22.7%	30	22.7%	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	133	31	23.3%	31	23.3%
児童相談所 設置市計	338	98	29.0%	98	29.0%	7	5	71.4%	5	71.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	345	103	29.9%	103	29.9%
合計	23,236	17,453	75.1%	9,002	38.7%	1,213	739	60.9%	441	36.4%	30	11	36.7%	3	10.0%	24,479	18,203	74.4%	9,446	38.6%

※：実施数については、集合監査等によるものも含む。

このように、保育所の検査について、全自治体 23,236 施設のうち、9,002 施設、率にすると 38.7% しか実地検査は行われていない。中核市の中では全中核市計 3,036 施設のうち、1,708 施設、率にすると 56.3% の実地検査は行われており、令和 2 年度時点においては中核市平均よりは上回っているものの、本来は 100% 実施が求められているものである。

水戸市特有の状況として、平成 30 年 8 月に市内の認可外保育施設において 0 歳 2 か月の男児が死亡するという大変痛ましい事故が起きている。

その時の提言として、次のように記されている。なお、事故発生当時は水戸市が中核市へ移行する前であり、認可外保育施設に対する指導監督は茨城県の事務であったため、自治体組織名は茨城県庁に関する記載となっている。

第 4 章 提言

(中略)

3 行政（自治体）の指導監督の徹底

本事例の施設においては、当該施設が「認可外保育施設設置届」の届出を行った平成 24 年度の最初の県の立入調査の時点から、毎年度、保育従事者や有資格者の人数などが指導監督基準を満たしていない事項について文書による指摘を受けていたがこれらは改善されなかった。

以上を踏まえば、自治体は、保育従事者数が基準に満たない、定期的に睡眠中の子どもの状況を確認していないなどの状態が恒常化し、子どもの生命・安全の確保が懸念される施設に対しては、事務的形式的になりかねない指導を繰り返すのではなく、改善状況を確認するための立入調査等を速やかに実施する必要がある。

また、施設における改善が迅速かつ確実に履行されるよう、法に基づく勧告や公表、事業の停止や施設閉鎖の命令などの厳正な行政処分を行い、改善指導の実効性を担保することが重要である。

このため、実施計画を策定した上で年又は隔年に 1 回程度の頻度で立入調査を実施する保健福祉部福祉指導課福祉監査室は、施設がたび重なる指摘にもかかわらず改善を図っていない場合は、運営等に重大な問題を有する施設等を対象とする特別立入調査を行う保健福祉部子ども政策局子ども未来課へ適時適切に情報提供を行うなど連携を密にし対応する必要がある。

以下、提言として、

○提言

6 自治体は、指導監督基準に適合させるよう指導を徹底し、子どもの福祉に必要と認める事項については、改善状況の確認の徹底勧告や公表などの行政処分を行うなど施設における改善が迅速かつ十分になされるよう指導監督の徹底を図ること。

（出典：認可外保育施設等における重大事故検証報告書（平成 30 年 9 月認可外保育施設） 茨城県認可外保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会）

さらに市の認可保育所においても不適切な保育が行われていたことが令和 5 年 6 月の報道により明らかになった。当該事象は監査対象期間外のため、具体的な検討は行わないが、近年全国的にみられる保育所等における不適切な保育は、児童を預ける親の不安を招き、そして保育所等で時間を過ごす子どもの人権を脅かす。就学前の子どもの教育・保育においては公立施設の老朽化や利用者ニーズに合致しない施設の縮小等に伴い、私立の児童福祉施設を利用する児童数が増えている状況であるため、私立の児童福祉施設を指導監督する福祉指導課が果たす役割は今後さらに大きくなっていく。

令和 5 年度の児童福祉法施行令の改正により、児童福祉施設の実地検査は①天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又

は不適當と認められる場合や②前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合においては、書面による検査が認められることとなったが、原則は1年に1回以上の実地検査である。

そして、実地検査においては形式的に指導監督基準の適合状況を事務的形式的に検査するだけでは施設を利用する子どもや保護者等を含めた利用者の、市への指導監督に期待する役割を果たすことができない。過去の発生した事故・事例の原因の究明を行い、どのような状態であれば、子どもたちや親が安心・安全に利用できる施設となれるのかを念頭に児童福祉施設の検査を実施すべきである。